

ア女基 00-4

2000年12月

ドメスティック・ バイオレンスを 根絶するためには

専門家会議 報告書

2000年8月7-9日
東京・グランドアーク半蔵門

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）
2000年12月発行

目次

はじめに

各国からの報告

オーストラリア	「暴力のない世界をめざして：家庭の人権と世界の人権」 国際女性開発機関 アベガ・ビショップ.....	1
中国	「中華人民共和国における家庭内暴力と法整備」 北京大学 マ・グオ・アン.....	13
フィジー	「太平洋諸島における家庭内暴力」 フィジー女性緊急避難センター シヤミマ・アリ.....	20
インドネシア	「家庭内暴力の被害者としての女性」 女性に対する暴力根絶協会 プルニアンティ.....	28
マレーシア	「マレーシアにおける家庭内暴力」 女性緊急避難センター アイビー・ジョシア.....	32
フィリピン	「親密な関係における女性に対する虐待(AWIR)の現実」 フィリピン大学 ロゼル・リー・リベラ.....	49
スリランカ	「家庭内暴力－スリランカに関するケース・スタディ」 スリランカ公開大学 カメナ・グナラトゥナ.....	56
タイー1	「女性に対する家庭内暴力：男らしさと男性加害者について」 チェンマイ大学女性学研究所 ビラダ・ソムスワ.....	76
タイー2	「家庭内暴力を絶対に許さない」 女性のための研究プロジェクト ワンニー・ティティプラサート.....	98
日本－1	「子どもの虐待との関連性：女性と子どもの人権を考えるために」 英国ブリストル大学研究生 入澤 啓子.....	113
日本－2	「ドメスティック・バイオレンス根絶のために」 国際婦人年連絡会国際部 房野 桂.....	118
日本－3	「シェルターの活動を通して見えてきたこと」 シェルター・ミカエラ寮前寮長 前田 照子.....	129
日本－4	「日本におけるドメスティック・バイオレンスの取り組みと課題」 京都女子大学 米田 真澄.....	131
公開フォーラムのお知らせ	139	
参加者リスト	140	

はじめに

財団法人女性のためのアジア平和国民基金では、1995年7月の設立以来、「女性に対する暴力」について、さまざまな取り組みを行なってきました。国際会議やシンポジウムの開催、夫やパートナーからの暴力にまわりの人々が一次的あるいは効果的に対応するための小冊子「暴力対応マニュアル」、DV啓発用のポスター及びビデオの作製を行い、全国の女性センターや地方の自治体、被害者に配布する事業に加え、DV被害者の背景の分析研究、DV根絶に関する国際的動向についての調査研究あるいは援助者への研修教育等を重ねてきました。

DVに関して、1995年の第4回北京世界女性会議では、「多くの場合、女性及び女児に対する暴力は、家族間または家庭内でおこるが、そこではしばしば暴力は黙認される…虐待の発生は、しばしば通報されず、それゆえに発見されにくい。…通報された場合ですら、被害者の保護または加害者の処罰は怠られることが多い」と分析しています。北京会議後、DVを禁止するために、被害者の保護やエンパワーメントに加え、現行法の適用の強化、現行法の改正、あるいはあらたな防止法の制定など、法案作りの動きが活発になりました。しかし、1999年3月国連の女性に対する暴力に関するクマラスワミ特別報告者は、家庭内あるいは家族の暴力について調査し、国の対応を非政府組織からの報告とあわせて包括的に分析し、その結論で、「わずかな例外を除いて、政府は程度の差はあるDVをいまだに私的な家族の問題として扱っている」と述べています。また2000年6月ニューヨークで開催された「女性ミレニアム会議」でも、各国がなすべき行動として北京会議後、顕在化した家庭内及び家族内におけるあらゆる形態の身体的、精神的、性的暴力から女性を保護する手段が、国内法の整備も含めて、必要であると「成果文書」に明記されました。

このような背景を踏まえ専門家会議では、よりくわしくアジア太平洋諸国のDVの実態を把握し、被害者、シェルター等の支援者が抱える問題、法的措置の効果等、各国の取り組み状況を共通認識とした上で、この会議によって、女性が「なぐられる、あるいは殺される」ことを防止するための具体的な枠組み作りを目的として開催しました。この報告書に記述された各国の取り組みと専門家会議における論議が、具体的な被害者に対するエンパワーメントの政策につながることを希望しております。

2000年12月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

注) 海外参加者の報告書では、夫・恋人などからの暴力を「家庭内暴力」と訳しました。日本では、子どもの親に対する暴力と区別するため「ドメスティック・バイオレンス」と表記しています。

暴力のない世界をめざして：家庭の人権と世界の人権

アベガ・ビショップ

国際女性開発機関

はじめに

国際女性開発機関(IWDA)は、女性に対する暴力をなくすためにさまざまな国で女性団体や非政府組織(NGO)と共に活動している。ここではこの活動から得た考え方や視点を述べたい。とくに開発プロジェクトにおける女性に対する暴力への取組みと、人権問題に焦点をあてる中で、カンボジアの農村で実施したコミュニティ開発プロジェクトをケーススタディとして紹介する。

この会議に出席するための準備に当たって、オーストラリアでの取り組みについて詳しく知ることができたのは幸いだった。オーストラリアの状況については別紙にまとめてある(付記1参照)。帰国後は、この問題を取り組んでいるオーストラリアの団体とここで学んだことを分かち合いたいと願っている。

国際女性開発機関 (IWDA) について

IWDA はオーストラリアにある NGO で、開発途上国の女性と共に貧困と女性に対する差別に取り組むことを目的に 1985 年に設立された。オーストラリアその他各国の女性と男性が財源を分かち合うだけでなく理解しあうこと、とくにオーストラリア人が外国の女性の視点から開発問題を理解するようになることが、IWDA の設立者の願いであった。

IWDA はパートナー組織と協力してプロジェクトを実施しているが、その資金は IWDA が調達したり、必要に応じて他からの支援をあおぐ。IWDA の海外でのプログラムは5つの領域に焦点をあてている。

－意志決定への女性の参加

－生活問題(融資制度、所得増加なし食糧増産をめざす地域での技能訓練)

－医療(特に性とリプロダクティブ・ヘルス)

－自然資源と環境の管理

－人権

IWDA の人権に対する取り組み

人権は IWDA の海外プログラムにおける優先課題である。人権プログラムの目標は、不正義と人権侵害をなくし、女性および少女が人権を全面的に享受できるようにすることにある。女性と少女が暴力および性的暴行を受けずに生きる権利は、IWDA が取り組む重要課題のひとつである。この問題は女性の平等と地位向上をめざす活動の不可欠の部分であると、私たちは考えている。

女性の視点から見ると、女性に対する暴力とくに家庭内暴力が、開発その他の活動への女性の参加を妨げていることは明らかである。女性が尊重されず、家庭内で暴力を免れることができないとしたら、コミュニティや社会で、また職場や政治の場での決定に女性が参加することは望めない。第4回世界女性会議の行動綱領は次のように述べている。

「あらゆる社会で、女性と少女は所得や階級、文化の相違を超えて、多かれ少なかれ身体的、性的、心理的暴力にさらされている。女性の社会的、経済的地位の低さが、女性への暴力の原因とも結果となりうるのである。」(北京行動綱領、第 112 節)

IWDA の人権プログラムで女性に対する暴力を優先課題としたのは、IWDA が活動している諸国の女性たちによって虐待や関心事が明らかにされたからである。IWDA は女性に対する暴力防止のために活動する女性たちが主体になったイニシアチブを支援しようと務めている。IWDA のプロジェクト・パートナーは、往々にして非常に厳しい環境の下で、下記のような広範囲の革新的なイニシアチブを発揮している。

- ・ 暴力の被害者(サバイバー)の女性と少女へのカウンセリングと紹介サービス
- ・ 女性、男性、子どもを交えたコミュニティー教育活動
- ・ 法改正と刑事裁判制度改革をめざす提言、ロビー活動
- ・ メディアでの女性に対する暴力描写や固定概念を変えるため、メディアで働く女性を対象にした研修

IWDA は 1989 年以来、海外プログラムを通して女性に対する暴力と取り組む開発活動を支援してきた。当時は女性に対する暴力は、各国政府であれ国連機関であれ開発問題として認識していなかった。

人権機関における認識

家庭内暴力が開発問題でありかつ人権侵害であると認められようになつたのは、ごく最近のことである。人権条約や国際法の一端として女性の視点が重視されるまでには長い年月がかかった。女性たちは個人として、また女性団体や NGO を通じて、何年もの間、暴力を経験した女性のニ

ズに応え、暴力を防ぐため実際的かつ新しいやり方で社会の意識を変えようとしてきた。地域や国や国際レベルで女性に対する暴力の問題と取り組めるようになったのは、直接的な被害者支援、関連ネットワークの広がり、ロビー活動その他の戦略によって土台が出来ていたからこそである。

1948年 世界人権宣言は、すべての人が「いかなる差別も受けることなく・・・生命、自由、身体の安全」という人権を認められるべきだというたった。それ以来、女性活動家や NGO はジェンダーの視点を人権論議にもちこもうと、意義のある努力を重ねてきた。その結果ようやく、国連という国際的レベルで各国政府は次第に、女性と少女がとくにジェンダーに基づく差別と人権侵害に直面していることを認めるようになったのである。

「あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約(CEDAW)」は 1979 年、国連総会で採択され、1981 年施行された。当時、家庭内暴力は人権問題とはみなされなかつた。そのため、女性にとってもつとも重要な人権文書とされる CEDAW は、この問題に明確に焦点を当てることができなかつた。

その他、家庭内暴力(DV) が人権問題として国際的に認識されるまでには以下の重要な歩みが見られた。

- －1993 年ウィーンで開かれた国連人権会議。ここでは公的また私的生活のいすれで起こすものであっても、女性に対する暴力は女性の人権侵害であることが認められた。
- －1993 年 12 月の国連総会で、「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択された。
- －1994 年、国連は女性の暴力に関する特別報告者を任命した。
- －1995 年北京で開かれた第 4 回世界女性会議で行動綱領が採択され、12 の重大問題領域のひとつとして女性に対する暴力が盛り込まれた。各国政府は「公的および私的生活におけるあらゆる形態の女性に対する暴力と闘い、その廃絶にむけて緊急行動をとる」(第 224 節) ことを誓約した。
- －2000 年 6 月、国連総会の特別会期は第 4 回世界女性会議の成果を見直し、国レベルで女性に対する暴力と取り組む政府の行動が重要であることが再確認された。また、成果文書の中ではじめて、夫婦間レイプが家庭内暴力として認められた。「夫婦間レイプ、女性や少女に対する性的虐待を含むあらゆる形態の家庭内暴力を、犯罪事件として扱えるよう法制化をはかり、適切なメカニズムを確立する。またこうしたケースが生じた場合、速やかに法に照らして処断する」(第 103c 節)

女性に対する暴力と取り組む中で学んだこと

家庭内暴力は、富裕な家庭と貧困家庭、いわゆる先進国と発展途上国といった壁を超え、地域を越えて存在する問題である。女性に対する暴力の程度や形態、社会的文化的態度は(国によつても、地域によつても)異なる反面、たとえばエルサルバドル、バヌアツ、カンボジア、南アフリカの女

性たちが取り組んでいる問題には重要な類似性がある。取り組み方や経験や戦略、ぶつかりやすい壁など、共有できる部分は非常に多い。

IWDA は、この問題と取り組む組織が互いに取り組み方法や戦略や教訓を分かち合うことから得られる利益を、直接目の当たりにしてきた。1997 年 11 月には、IWDA は 7 カ国から 10 団体の代表を招き、フィリピンでワークショップを開き、女性に対する暴力をなくすための活動の中での体験、戦略、問題点などを出し合った。

家庭内暴力との取り組みの中で、プロジェクト・パートナーから多くを学んだ IWDA は、そうした啓発的な戦略の一端を、オーストラリアでこの問題と取り組む団体と共有したいと考えた。1998 年、パートナーの体験をもとに、女性に対する暴力 (VAW) と取り組む団体・組織にメルボルンに結集するよう呼びかけ、「女性に対する暴力に反対する 16 日間行動」を計画した。IWDA は 1999 年にもこの 16 日間キャンペーンを実施し、そのネットワークはビクトリア地域にあるいくつかのクライシス・カウンセリング・センターにまで拡大した。

女性と共に歩み出す

家庭内暴力と取り組もうとすると、カンボジア、オーストラリア、エルサルバドル、バヌアツのどこであれ共通の壁にぶつかる。第一に、暴力の被害者も加害者も、これが不法行為であり人権問題であることを理解しなければならない。女性被害者や男性加害者また社会一般がそれを個人的問題として片付けるなら、この先も問題を是正する希望はない。暴力を伴う関係は受け入れられないと、女性ははつきり言えるべきであるし、自分が被った被害を明らかにして、暴力を目にする形で示し、家族、友人、NGO あるいは警察や裁判所など国の機関へ助けを求めるべきである。法律が制定されても、差別に対する理論的な法的保護と女性の日常的現実の間にはしばしば大きなギャップがある。法律や社会の構造を変えることも重要であるが、個人として、また社会的文化的集団の一員として人びとを縛っている態度、価値、信念といったレベルこそが主要な制約であると思われる。

人びとの考え方、態度、経験を理解することが、この状況に取り組む第一歩である。これは女性の視点に立って取り組み、コミュニティ主体の開発を行うための根本だといえるだろう。

言葉の問題

用いられている言葉にはさまざまな違いがある。女性に対する暴力、親密な関係の女性に対する虐待、家族暴力、家庭内暴力などなど。さまざまな言葉を使うことで、何を含め、何を排除するかについての解釈もまちまちである。オーストラリアでは、先住民の女性は女性に対する暴力より家族暴力という言葉を好んで使う。しかし他の女性たちは、オーストラリア政府が家族暴力という言葉を探

用したこと、この問題がはらむジェンダーの側面を隠すのではないかと懸念している。

どの言葉を使うかを決める際、重要な点はさまざまなグループの人々が一定の言葉をどう受け止めているかである。たとえば、感情的な虐待はそのまま「家庭内暴力」という領域に括られないかもしれない。エルサルバドルのムヘレス・ポラ・ディグニダッド・ラビダ（ラス・ディグナス）が行った調査によると、ほとんどの女性が非行による暴力と家庭内暴力、性的暴行の区別がつかなかった。したがって、こうした女性の支援活動を行う場合は、この要素を考慮する必要がある。ラス・ディグナスの資料は女性に対する暴力を、さまざまな関係と性的暴力の中で取り上げている。

以前は隠されていた虐待に対する意識や議論が高まる中で、いずれ言葉を変える必要があるだろう。

どの言葉を、どのグループに向けて使うか決める際のもうひとつの問題は、女性の権利をすでに社会で認められている（男性の）人権とどう有効に結びつけるかである。引き続きエルサルバドルの例で見ると、ラス・ディグナスは女性に対する暴力の問題を国や地方機関で取り上げさせるために、フェミニズムや女性に対する暴力と関連しているように見られない概念を使うという戦略を編み出した。男性にも女性にもあてはまる市民の安全を語りながら、ラス・ディグナスは、女性が街中ばかりではなく自分の家の中でも危険な目にあっているかどうかを語る場をつくり出そうとしているのである。

ラス・ディグナスのアナ・シスネロスは次のように語っている。「私たちが採用している戦略で一番成功したのは、一国の市民として認められる女性の権利と、女性が暴力を受けずに生きる権利とを一つにしようとする戦略です。…女性を市民として認めるならば、地域の開発問題が語れるし、地元の隣り組から始まるあらゆる面での政治的参加について語ることができます。…これは街頭であれ家庭内であれ暴力的な雰囲気から自由になることと密接に結びついています。女性の生き方をエンパワーリングするプロセスなのです。」

実態調査

女性に対する暴力はかなり隠された部分があり、公然と語られず、統計にも正確に示されない。バヌアツ女性センターのメリリン・タヒは、女性の暴力を取り組むための第一歩は、この問題について語ること、「大声で叫ぶ」ことだと言う。IWDA のパートナー組織の多くは、調査も自分たちの手で行わなければならない。データが入手できなかつたり、女性の視点に立つ調査が行われていなかつたりするためである。

女性に対する暴力を真剣に取り上げてもらうためにも、また社会政策や、警察、裁判制度に影響を与える根拠とするためにも、女性に適したサービスを拡充するためにも、調査は重要である。調査は沈黙を破り、神話と無知を打ち碎き、適切な支援を発展させることに貢献する。

コミュニティ主体の家庭内暴力の取り組み

家庭内暴力を経験している女性に適切なサービスや援助を提供することは非常に重要だが、暴力を本当にそうとするなら、暴力防止対策として根本にある要因と取り組むことが不可欠である。貧しい地域や農村部、遠隔地など、クライシス・センター・シェルターなど望むべくもない地域は少なくない。海外での経験でもオーストラリアで行われた最近の調査やプログラムが示す方向でも、家庭内暴力の取り組みではコミュニティに根ざす組織化や意識化が重要かつ意味があることを浮き彫りにしている。

- コミュニティ中心の取り組みの主要な要素として、以下があげられる。
- コミュニティ内の女性やその他の人々に関わる事柄から出発する
 - 女性、男性、若者、子どもと協力し合う
 - 地元の行政やリーダー、特定の専門家グループを巻き込み、影響を与える
 - 家庭内暴力から女性を守るために、コミュニティが介入できる能力を拡充する。同時に、長期的な家庭内暴力防止にも力を注ぐ。

これらの要素を説明するために、カンボジアでの開発活動をケーススタディとして紹介したい。

ケーススタディー：カンボジア農村で起こった家庭内暴力の取り組み

1989 年以来、IWDA はカンボジアの貧しい農村女性のためのプロジェクトを実施してきた。当初は食料確保(フード・セキュリティー)に関連する具体的必要に応えることに焦点が置かれた。牛銀行、精米所、豚銀行、水道改善と結びついた家庭菜園、小規模融資制度、技能や簿記・運営に関する研修などである。この3ヵ年プロジェクトはバッタンバンとシエムリアップの 2 州で行われ、予定期間終了後も継続している。

プロジェクトの対象となったコミュニティでの関係が深まるにつれ、女性たちはスタッフに対し、また自分たちの間でももっと重要なジェンダーへの関心を語り始めた。家族のために自分たちの力が生かせない、人生を自分で切り開けないといった束縛があるというのである。女性に対する暴力は、リプロダクティブ・ヘルスとくに間を置いて子どもを産みたい、子どもの数を制限したい、性病から身を守りたいという願いと共に、主要な関心事となっていた。

1998 年 5 月、IWDA は 7 つの村で女性たちの関心について聞き取り調査を行った。インタビューに答えた女性の 38%が家庭内暴力を経験していることが判明し、さらにそのうちの 76%が傷を

負っていた。ほとんどの女性は家族、友人、隣人、地元の役人（村長、コミニーン責任者）に助けを求めるが、1人を除き全員が何の助けも得られず、何も変わらなかった。役人の多くは配偶者による虐待に巻き込まれるのを嫌がった。家族の問題だと考えているし、怒った夫の仕返しを恐れるからである。女性も男性も役人たちも、家庭内暴力の力学についてほとんど理解しておらず、被害者を助ける方法も知らないことが、この調査からわかった。

話を聞いた女性の多くは、助けてくれる人も援助を求める先ももっていなかった。「夫はいつも私が気絶するまで殴る、蹴るのし放題。頭を殴られるたびにけがが絶えない。記憶力も減退した感じ。家のものをひっくり返えすし、子どもにも当たるし、いつも酔っ払って、他の人のことなど考えたこともない。IWDAの会合にも長くは出ていられない。夫のために、決まった時間にご飯を作らなくちゃならないから。どこかの団体に夫を呼んで、説教してもらいたい。村には誰も助けてくれる人はいないし。一応警官だから、みんな夫をこわがっている。離婚するつもりはない。だれかに夫の相談にのつてほしい。時々夫にナイフを渡して、私を殺してということもある。」（「女性の幸福を妨げるもの：IWDAプロジェクト地域7か村調査報告」1998年カンボジア）

IWDA活動地域での調査と協議をもとに、IWDAは1998年9月から1999年5月にかけて、オーストラリア開発援助プロジェクトの「改革のための食料」の一環として、短期的なパイロット・プロジェクトを開始した。その予備段階として、プロジェクト・スタッフと州女性問題局の担当者が、特別な専門知識をもつ地元団体「家庭内暴力防止プロジェクト」(PADV)による研修を受けた。

またこの段階で23村からそれぞれ3人のボランティア（女性と男性）を選び、村のジェンダー促進者、コミニーンのジェンダー・カウンセラーに任命した。ボランティアたちは5日間の研修ワークショップに参加して、プロジェクト・スタッフの定期的訪問を受け、それぞれの村でコミュニティー集会を開く準備に携わった。ボランティアの多くは十分な学校教育を受けていないため、この研修期間では短すぎて深く理解することができず、カウンセラーとしても力をつけることができなかつた。ボランティアたちは村人に、あやまちを犯した夫に話しをしたり、揉め事を収めるのはプロジェクト・スタッフが来るまで待てと頼んでいることが、後でスタッフに分かつた。

パイロット・プロジェクトとプロジェクト全体が終了した時点で、参加型の評価が行われたが、そこではパイロット活動の結果、意識化が大きく進み、態度にも変化が見られたことが判明した。

「この研修の前は、男たちは他人とけんかすれば罰せられると知っていたが、妻を殴るのはかまわないと思っていた。今ではそうではないことを知っている。」研修が行われるまでは、郡長官も含め男性たちにとって妻に性暴力を振るうなどということは考えられなかつた。そうした事柄はあくまで家庭内の問題、個人的問題だとされているのである。

態度や行動の変化を測定するのは難しい。妻やその家族を侮辱したりののしつたり、妻の外出を

阻止したり、近所の人と会うことまで禁じるのは、家庭内暴力の共通現象である。夫によるレイプを経験している女性が多い反面、暴行に比べて性暴力はめったに語られない。90%の女性たちがなおも家庭内での暴力を恐れていますと報告した。その恐れには次のような側面がある。痛みや苦しみを味あわされる、近所の人々の前で恥じをかく、健康、財産、お金、労働、時間、評判を失ってしまう。また子どもも同じような「悪い習慣」がつくというよくない影響をおよぼすなど。またこの問題によつて子どもが家出したり自殺したりしないか、夫に捨てられるのではないか(妻子を扶養せず見捨てるのではないか)、頭を殴られたら精神的におかしくなったり気が狂うのではないか、という不安も抱えていた。

IWDA は 1999 年 12 月から 2000 年 6 月までプロジェクトを延長し、同じ村で家庭内暴力に取り組む活動を展開するため、さらに資金支援を行つた。この期間に、ジェンダー・ボランティアとして働く男女を対象にさらに研修を行うほか、新たなボランティアを選んで訓練した結果、ボランティアの数はバッタムバンで女性 27 名、男性 16 名、シェムリアップで女性 14 名、男性 11 名に増えた。

プロジェクト終了の時点で、どこまで進展し何が達成されたかについての評価を行つた。何人かのボランティアの中にはまだ十分な法律の知識がないため、暴力をふるつた可能性のある加害者と話す自信がなかったと語った。男性が銃やナイフをもつていることが分つたと報告したボランティアもいる。その他のボランティアは、この 1 年以内に家庭内暴力の仲裁に入ったことがあると話した。暴力を経験した女性たちが助けを求めるべくすると、相談にのり、夫に対しても怒りを抑え、これ以上暴力をふるわないようカウンセリングを行つたという。カウンセリングで効果が上がらない場合は、事件を村長のところにもちこんだ。また、ボランティアは被害者の身の安全が守れる場所を探し、地方当局に照会し、医療面での支援を行い、訴訟に備えて村の指導者と一緒に資料をそろえるなどの活動も行つた。

地元のボランティアが行つた半日ワークショップには、19 の村から 1000 人近い女性と男性が参加した。こうしたワークショップは非常に大きな影響を与えたと思われる。暴力をふるつていそうな男性も含めて、村の誰でもが参加できるし、そこでコミュニティ全体に家庭内暴力は犯罪であるという意識がめばえるからである。しかしコミュニティの人々は、ワークショップの回数が少なく、全員が参加できなかつたと考えている。

総勢 45 名の村と郡の役人(バッタムバンから女性 4 名、男性 20 名、シェムリアップから女性 6 名、男性 15 名)も家庭内暴力の研修を受けた。カンボジア憲法、家族法、刑法、人身売買に関する法律を盛りこんだブックレットが、役人やボランティアに配布された。6 月には、地元の役人、州女性問題局スタッフ、5 つの郡のプロジェクト・ボランティア等、総勢 108 名が集まって対策会議を開いた。

村のリーダーたちの意識を高めることで、女性はコミュニティ・レベルでより多くの援助と支援が受けられようになり、村のボランティアもそれぞれのコミュニティで支援が受けられると期待される。村の

女性たちは、こうした協力こそ家庭内暴力反対の声を正しく聞いてもらい、男性の行動を変えさせてるために重要だと考えている。

村のボランティアたちは 1998 年 1 月と 2000 年 6 月の 2 度、家庭内暴力の問題を抱えているとわかっている家族の統計をとり、村長たちに検討、確認してもらった。どこの村でもこの間に家庭内暴力の減少が見られた。例えば、バッタンバンの 3 つの村では件数が 25%から 8%に減少した。クランラン郡の 5 つの村では 13%から 4%まで減った。

家庭内暴力が公然と語られるようにならない限り、統計は誤解を招きかねないかもしれません。例えは、これまでプロジェクト実施コミュニティで昨年、4 人の女性がスタッフに夫婦間レイプの体験があると語った。IWDA が家庭内暴力のワークショップを始めた 2 年前には、このことについて語る女性は誰もいなかった。

「夫には…いつも殴られ、悩まされてきました。出産してから半月後に再び殴られ、恐ろしさのあまり気絶しました。隣の人が駆けつけてくれて、サラット(村のジェンダー・ボランティア)を呼び、病院へ連れていってくれました。その後、サラットは家に私と夫を訪ねてきて、夫に家庭内暴力の法律についてたくさん説明していってくれました。サラットは家庭内暴力のポスターを見せ、そのために財産まで失うことを教えてくれました。夫の暴力で私が死ぬようなことがあれば、夫は刑務所に入れられ、子どもたちを見るものは誰もいなくなってしまうとも言いました」

「今では、夫は態度を改めて殴ることをやめたようです。お酒は今でも飲むけれど、以前ほどではありません。いつかやめてほしいなと思っています。」

「IWDA のスタッフや村のジェンダー・カウンセラー、ジェンダーワーカーが来てくれるとほっとします。」

「IWDA がこれからも地元の役所といっしょに虐待をする男たちを集め、法律や人権や家庭内暴力について教育してもらいたいです。村で家庭内暴力の集会を開いても、こうした人々は逃げ出して、参加したがらないので。」(女性 38 才、バベル郡)

今後の展開に向けて

2000 年 6 月 30 日をもって、IWDA はカンボジアの事務所を閉鎖してスタッフも引き上げた。カンボジア人による新しい NGO、バシティ・スレイが前 IWDA スタッフたちによって設立され、IWDA の仕事を引き継いでくれていることを喜んでいる。バシティ・スレイは上述したようなコミュニティに根ざす家庭内暴力防止活動を、新しい地域でどう展開していくか、また既存のコミュニティでの活動をどう継続するかを検討中である。さらに、子どもや青年を対象にした活動や、女性に対する暴力(性的暴行、レイプ、人身売買)にまで活動を広げるなど、新しい領域へ発展するための方法を編み出そうとしている。

付記1:オーストラリアにおける家庭内暴力に関する統計と情報

家庭内暴力発生の推定数

1996年に行われた「女性の安全調査」は、6300人のオーストラリア人女性を対象に、身体的暴力や性暴力を実際に受けた、あるいはその脅威にさらされた体験の有無を調べた。その調査結果によると、調査終了までの12ヵ月間に以下の推定数が明らかになった。

- (オーストラリア全女性人口のうち) 7.1%が暴力を受けていた。
 - 既婚女性あるいは決まった関係にある女性の 2.6%が現在のパートナーから暴力を受けていた。
 - 未婚の女性の 4.8%が 12ヵ月間に前のパートナーによる暴力を受けていた。
- 12ヶ月間に身体的暴行を受けた女性のうち、友人ないし隣人に離した女性は 58%、家族に話した女性は 53%、緊急サービスセンターに相談した女性は 4.5%、また緊急サービスセンターに通報した女性は 19%、警察に届け出た女性は 19%だった。

- この調査は女性が生まれてから受けた暴力についても報告している。
- (成人女性人口の 38%を占める) 260万人の女性が、15才の時から 1回ないしそれ以上の身体的暴力ないし性暴力を経験している。
 - 性暴力を受けた女性は 120万人、身体的暴力を受けた女性は 220万人であった。その圧倒的多数(250万人)が男性による暴力を受けていた。
 - 既婚女性ないし決まった関係にある女性の 8%(34万5000人)が、その関係が継続している間にパートナーから 1回ないしそれ以上の身体的暴力、性暴力を受けていた。
 - 以前親密な関係をもっていた女性のうち 42%(110万人)が当時のパートナーから身体的な暴行を受けていた。

法整備

1980年代、オーストラリアのすべての州および準州が家庭内暴力防止法を成立させた。ビクトリア州で成立した家庭内暴力に関する刑法(1987年)には、仲裁命令も含まれた。

ごく最近まで、オーストラリアでは夫婦間レイプは違法ではなかった。1985年、サウス・オーストラリア州が初めて夫婦間レイプを違法とする法律を定め、1991年の高等裁判所の判決で、この問題が全国化した。

1995年に家族法が改正され、ようやく家庭内暴力が特別にオーストラリア家族法のもとで扱われるようになった。

カウンセリングセンターとサービス

家庭内暴力のためのカウンセリングを提供するため、コミュニティを拠点とする団体と NGO が設立された。現在オーストラリア全国および州単位のカウンセリングセンターの数や、相談者の数を把握することは難しい。

ビクトリア州女性のための家庭内暴力緊急センターは、1998/1999 年に、12,193 人の相談に応じた。(女性のための家庭内暴力緊急センター、1999 年統計)

家庭内暴力を逃れた女性と子どもには緊急避難のための宿泊施設がある。ここでも、全国ないし州レベルの統計は入手が困難である。

ビクトリア州の警察と裁判所の統計

—1996～1997 年にかけてビクトリア警察が扱った家庭内暴力事件は 1 万 9,255 件であった。被害者の 80% は女性で、加害者の 83% は男性であった。(ビクトリア警察、1996)

—1995～1996 年にかけてビクトリア治安判事裁判所は 1 万 7,055 件について仲裁命令の申請を受けた。そのうちの 1 万 3,394 件(79 %)が家庭内暴力で女性が被害者となったケースで、89% が男性が加害者となったケースであった。(司法省、1996)

殺人統計

—1989～1991 年のオーストラリア全土の調査では、親密な関係にあった成人どうしの殺人が 150 件あり、121 件の被害者が女性であった。家庭内殺人の加害者の 80% は男性であった。(イースティール、1993)

オーストラリア政府のイニシアチブ

オーストラリア連邦政府は「家庭内暴力防止のためのパートナーシップ」政策を打ち出し、州および準州政府、コミュニティと協力して、家庭内暴力防止、暴力のないオーストラリア文化の創造という共通の目標を目指して働くことを決めた。

パートナーシップの目的は、政府やコミュニティの中で、またそれぞれの間でどのような戦略的協力が組めるかを明らかにし、家庭内暴力についての知識を広げ、よいやり方を開発し、その阻止と対応方法を見出すことにある。新たな活動を刺激し、既存の働きをさらに広げるため、広範囲の研究・開発プロジェクトを行うことを目指している。

オーストラリア連邦政府は、このためにまず 2001 年 6 月までの 3 年半の予算として 2530 万ドルを計上した。そのうち 133 万ドルを政府プロジェクトに、120 万ドルを州および準州のプロジェクトにおいて知識と実践に役立つ国際プロジェクトに振り分ける。

1999～2000 年にはさらに、パートナーシップの仕事の拡充をはかるため、家庭内暴力防止予算

として 2500 万ドルを計上した。優先される領域は、子どもと家庭内暴力、先住民コミュニティでの家庭内暴力、家庭内暴力の加害者、コミュニティ教育である。

参考文献

女性の安全調査 1996 年、オーストラリア統計局

家庭内暴力と近親姦資料センター、インフォメーション・シート No.2(1996)

1999 年暴力ゼロ週間:家庭内暴力に関するオーストラリアとビクトリア州統計、州コミュニティ教育
キャンペーン インフォメーション・シート No.2

<http://www.dpmc.gov.au/osw/padv/index.html> (パートナーシップ・イニシアチブに関するオーストラリア政府のサイト)



中国（中華人民共和国）における家庭内暴力と法整備

マ・グオ・アン

北京大学

1995 年に世界女性会議が開かれて以来、家庭内暴力の問題は中国でも社会的関心が高まっている。本論では中国における家庭内暴力の定義、現状と法的対応について述べる。

1. 中国の法律は家庭内暴力をどう定義しているか

家庭内暴力について定めた国の法律は現在にいたるまでひとつもない。しかし地方自治体には、家庭内暴力を中止させたり防止するための規則や規制がいくつかある。湖南省の家庭内暴力防止条例によると、家庭内暴力とは、家族間で発生する行為であって、殴る、縛る、監禁する、深刻な損傷を与えるなどの方法によって、身体的、精神的あるいは性的傷害を与えたり、他者の健康をそこなうことを指す。また遼寧省の家庭内暴力防止条例では、家族の一員が別の家族に対し、殴る、縛る、体罰を加えるその他威圧的な方法を用いて、身体的、精神的あるいは性的障害を与えたり、健康をそこなうことを家庭内暴力としている。この 2 つの条例の定義から、中国で起きている家庭内暴力には次の 4 つの特徴があることがわかる。第一に、家庭内暴力は家族の構成員に限られる、すなわち家族間で起こるものである。家庭外で起こる暴力は家庭内暴力とはいわない。したがって中国では、女性とボーイフレンドの間の暴力は家庭内暴力ではない。そうした関係は中国では家族関係ではないからである。第二に、家庭内暴力は故意的な行為でなければならない。第三に、家庭内暴力は殴る、縛る、監禁する、重傷を与える、体罰を加える、その他の高压的な方法といった形態を取る。第四に、中国の家庭内暴力は身体的、精神的、性的暴力をふくむ。

2. 中国の家庭内暴力の現状

中国の家庭内暴力の現状はどうであろうか。現在のところ全国統計はない。アメリカ司法省の国立司法研究所(NIJ)および疾病対策センター(CDC)が 2000 年 7 月 13 日に発表した調査報告によると、女性の約 25%が、現在もしくは元の配偶者、同棲相手、デート相手からレイプされたり暴行を受けたことがあると答えている。同様の被害にあったと答えた男性はわずか 7.6 %である。この報

告から、アメリカでは年間およそ 150 万人の女性が親密な関係にあるパートナーからレイプされたり暴行を受けていることが推定される。(この調査では、親密な関係にあるパートナーによる暴力として、レイプ、身体的暴行、ストーカー行為をあげている。この定義には同棲相手として同性と異性の両方がふくまれる。)これらの報告から、親密な関係にあるパートナーの暴力は主として男性によるものであり、この関係のパートナーによる暴力の防止策は、男性があたえるリスクに焦点を当てるべきであることがわかる。これらの結果は中国でも同じであるはずで、家庭内暴力で苦しんでいる男性はさほど多くないと思われる。この調査ではさらに、アジア・太平洋諸島の女性と男性およびその他の少数集団出身の女性や男性が、親密な関係にあるパートナーによる暴力を受けている率が低いことが判明した。アフリカ系アメリカ人やアメリカ先住民、アラスカ先住民の場合は、親密な関係にあるパートナーによる暴力は高い比率を示している。

この 3、4 年、中国でも家庭内暴力のニュースが次第に報じられるようになった。新聞にこうしたニュースが載ること自体、暴力に関する社会的認識が高まった証拠といえる。昔の中国では、封建的な父権制に基づく伝統的家族が数千年も続いた。夫が妻を殴ることなど当たり前であった。「嫁は自分の馬同様、乗るもムチをふるも思いのまま」(これと似た諺がイギリスにもある。「スペニエル犬と女とくるみの木は、叩けば叩くほどましになる」。ロシアの諺は、「手をあげたことのない夫は妻に愛されはしても、尊敬はされない」という。)どのくらいたくさんの妻が夫にののしられ、叩かれてきたかわからない。「家庭のスキャンダルが外に知れる」、つまり苦しんでいる者は他人に自分の「スキャンダル」を進んで話したりはしない。そのため、家庭内暴力は誰も癒すことのできない伝染病と化し、女性の身体的、精神的な健康をそこない続けてきたのである。

メディアが家庭内暴力を取り上げるようになったことは、苦しむ女性たちが社会に訴える勇気をもつようになった証拠である一方、女性たちが世論の支持を求め、自分たちの味方になる法的対応を求めていることを示すものである。また家庭内暴力の問題に対して社会的にも新たな理解が生まれつつあることもわかる。かつては全く何の問題もないとされていた事件が公然と問題視され、女性団体による告発という形で報じられる例が増えている。中には法的な制裁を受けている事例もいくつかある。女性がこうむる家庭内暴力について見ると、ほとんどの場合「男性のほうが女性より優位にある」という従来の考え方へ影響されている。中には、伝統的な考え方の影響というだけでなく、中国の急速な社会変革の下で男性の心理や行動に新たな傾向があらわれ、それを反映する衝撃的な事件もある。とくに、市場競争で後退を余儀なくされたり、「仲間に勝てない」とか、さもなければ教育も収入も地位も妻より劣るといった劣等感をもつ場合がある。こうした状況に置かれると、男としての誇りが傷つけられ、精神の安定を取り戻すための償いとして妻を虐待し始めるのである。中国の家庭内暴力は急増している。下記の統計は、1992 年から 1995 年にかけてある市の女性連合が受理した家庭内暴力の訴え件数である。

年	女性の人権と利益に対する訴え全件数	家庭内暴力訴え件数	家庭内暴力の割合
1992	2234	735	32.9%
1993	3131	1096	35%
1994	4075	2567	63%
1995	3635	2837	78%

家庭内暴力が増えている主な原因是、夫の不倫である。離婚を迫るために夫が妻を殴るのである。1997年、中国女性連合は15の省と市で、家庭内暴力の統計調査を行った。この調査で女性が訴えた家族と結婚についての不満のうち、家庭内暴力は34.5%を占めた。また、1999年には広東省女性連合が、11の市に住む1589家族に対する面接調査を行ったが、その結果、19.2%以上の家族で家庭内暴力が見られ、約79.4%の夫が妻を殴っていることがわかった。(「リーガル・デイリー」2000.7.13付。<http://www.legaldaily.com.cn>)湖南省長沙市の女性連合の統計調査によると、1993年1月から1995年10月にかけて1936件の家庭内暴力の届け出があった。これは氷山の一角で、届けのない件数はこの10倍に上ると思われる。届け出のあった1936件のうち、夫が妻を殴ったという事例が95%を超える。[\(http://www.china-avenue.com/shikening/tv/jj12-13.htm\)](http://www.china-avenue.com/shikening/tv/jj12-13.htm)

3. 家庭内暴力に対する法整備

国の法律

(1) 中華人民共和国の刑法では、他者に故意に傷を負わせた者は3年以下の懲役、拘禁、監視の刑を受ける。上述したような罪を犯し、これによって他者に重傷を負わせた者はすべて、3年以上10年以下の懲役に処せられるのである。他者を死なせたり、あるいはきわめて残酷な手段を用いて重傷を負わせ、相手を完全な障害者にした場合は、10年以上の懲役、終身刑ないし死刑を宣告される(第234条)。相手の結婚の自由を妨げ暴力をふるった者は、2年以内の期限付き懲役か拘置の刑に処せられる。家庭内暴力の場合、傷害致死の罪を犯した者は、2年から7年の期限付き懲役に処せられる(第257条)。暴力を用いて結婚による個人の自由に介入した者は、2年以下の懲役ないし拘禁を宣告される。上記あげた罪を犯し、被害者を死亡させた者は、拘置あるいは公衆監視の刑に処せられる。また家庭内暴力では、被害者に重傷を負わせたり死に至らしめた者は、2年から7年の懲役に処せられる(第260条)。

(2) 中華人民共和国の治安維持法は、刑罰の対象にならない暴力に対して、加害者に最高15日間の拘置と罰金200元の罰金、警告を科している。軽傷の原因となる暴行、殴打、あ

るいは家族や被害者への虐待には何らかの処分がなされる。

(3) 中華人民共和国の結婚と家庭争議に関する法律は、家庭内暴力の問題を含め、一般原則に基づき現在作成中である。これができる上に家庭内暴力防止法の基本が示されるであろう。

地方自治体の法律

- (1) 1996年1月10日、湖南省長沙市で家庭内暴力防止条例が発布された。これは中国で制定された家庭内暴力に関する最初の地方条例である。この条例では家庭内暴力を包括的に扱われる社会問題と定め、深刻な事態になる前に関係機関が家族や夫婦の間の仲裁に入るべきであるとしている。また、虐待者はその虐待の性質および法律に従って、処罰されること、女性連合や労働組合、社会団体、雇用者側も家庭内暴力事件の調査や仲裁に関わり、協力して家庭内の争いが収まるよう監督することも明記している。
- (2) 湖南省家庭内暴力防止条例が制定された。1996年12月31日、湖南省人民代表大会の常任委員会は、家庭内暴力防止条例を1997年に批准することを承認、決定した。1999年12月、同常任委員会でこの家庭内暴力に反対する省条例がはじめて審議され、2000年3月31日、同省同委員会を通過した。
- (3) 山西省人民代表大会は、山西省女性の人権と利益を保護する法律の実施法案を通過させた。そこでは政治、文化、教育、財産、個人、結婚と家庭、法的責任という7つの側面が扱われている。家庭内で女性に暴力をふるう者に対しては、懲戒、懲罰、賠償、治安法違反による刑、刑法違反による刑を科すとしている。
- (4) 陝西省・西安市、浙江省・湖州市、江蘇省・常州市の3つの市は、1996年以来、家庭内暴力防止条例を定めている。同じような条例を海南省でも作成中である。
- (5) 現在までに、中国の13省、地区、市、郡で家庭内暴力防止条例が通過した。これらは通用範囲に限界があり改善の余地はあるものの、最初の法的取り組みである。家庭内暴力防止法へ向けた確実な一步であることは間違いない。

4. 実践活動

(1) 女性被害者の障害認定

北京人民法院(裁判所)科学技術認定調査研究所は、家庭内暴力のための診断を行う初の公的機関である。これまで2年間に約1000人の被害者から電話相談があり、100人以上の被害者が障害認定を受け、そのうち50人が人民法院に訴えた。1998年4月24日には、山東省青

島市中級人民法院と青島女性連合が協力して、家庭内暴力障害認定医療センターを設立した。このセンターではカウンセリングや弁護士の紹介を通して、障害認定と法的支援を行っている。その一方、親子関係を明らかにする血液検査や調査、分析など、暴力の原因を取り除くサービスも提供している。

(2) 人権擁護法廷

1997年、山西省で女性団体の提唱で人権擁護法廷が創設された。これは結婚・家庭合同法廷とも呼ばれ、関連事件の審査や裁判に大きく貢献をしている。判事席には専門の裁判官、司法警察官、女性連合を代表する特別メンバーが座り、協力して権利を侵害された女性の訴訟を扱っている。この種の法廷ができたことで、女性は法によって自分を守ることが以前よりもやりやすくなつた。また裁判になる前に、法律相談、追跡訪問、法律情報を提供するなどのサービスもある。人権法廷の実践を通して、女性連合は受動的に権利を守る姿勢から積極的な人権擁護へと転換した。つまり女性連合が一定程度、法執行権を手にしたわけである。その結果、女性連合の中で法律を専門に学ぼうという熱意が高まっている。

(3) 女性の権利と利益を積極的に促進する裁判制度

1995年4月25日に山西省で初の女性と子どもの権利と利益を守る大同法廷が設立されて以来、1998年9月までに同省各地で合わせてこの種の法廷が87ヶ所設立された。家庭内暴力を含めた事件の調停、指導、処理がこうした法廷の責任である。山西、河北、黒龍江、吉林、遼寧、河南、江蘇、天津の各省、各市では、地元の人民法院が女性連合と協力して、女性の人権と利益に関連した事件を扱う裁判員チームを発足させた。女性の権利と利益保護を強化するため、特別法廷、常設法廷、巡回法廷を設立したところもある。少数例外はあるが、ほとんどすべての省と自治区、市が女性の権利と利益を守る特別機関を設置した。郡でも85-90%で法律相談センターが設立され、被害にあった女性の法律相談や訴訟支援を行っている。山西省の安康地域人民法院は、すでにある3段階の女性の苦情申し立て機関を全面的に活用して、女性に対する暴力防止を主要課題に定めた。最近では、最高人民法院の刑事裁判も、家庭内暴力の関心を払い、調査・研究に乗り出した。女性裁判官協会も家庭内暴力防止のために重要な働きをしている。会員の多くがこの問題についての社会的啓蒙、共同活動への参加、立法化のためのロビー活動、女性被害者の訴訟などの面で努力を重ねている。北京では、女性被害者のための法律相談電話サービスが開設された。

5. 結論と提案

結論

- (1) 1995 年の世界女性会議以来、中国では 家庭内暴力の問題意識が高まり、これに対して積極的な処置が取られてきた。家庭内暴力防止法の基本となる関連法および規則が定められた。
- (2) 一部の地方政府は、国の法律にそって家庭内暴力防止条例を制定した。それらは地域レベルの家庭内暴力防止に役立つばかりでなく、国全体でのキャンペーンにとって有益な経験となった。
- (3) 司法部は家庭内暴力防止と女性の権利と利益擁護に沿って、法律の宣伝や裁判などの先頭に立ち努力を重ねている。

提案

女性に対する家庭内暴力は、女性個人に対して身体的な傷害を与えるだけではなく、女性の人権と尊厳という人間全体の問題である。地方自治体の役人は、夫が妻を殴るのは家庭の問題で干渉することではないとか、どんな良い役人でも家庭争議など解決できるものではない、といった考え方を捨てるべきである。家庭内暴力は明確に定義されなければならない。家族にとって当たり前の問題ではなく、一方が相手に傷を負わせることである。どこであれ、誰によってであれ、1人の人の安全が脅かされたら、政府は保護する義務がある。

(1) 家庭内暴力に反対する特別法の発布

中国の法律は、家族に傷害を与え虐待した者を処罰することを明文化しているが、特別な規則や刑罰は規定されていない。例えば、刑法には家庭内暴力は犯罪として定義されていないし、民法でも配偶者の権利を侵害する者に対する法的な責任は明記されていない。法律で明記されていないことが、家庭内暴力を犯す者の処罰や暴力防止を困難にしている。家庭内暴力に関する立法は必須である。家庭内暴力防止と阻止のための特別法についての議論と法案づくりが、ここ数年の優先課題になるはずである。この点でこの特別法の枠組みができれば、国レベルでの家庭内暴力防止法の基礎となるだろう。数年来論じられている「結婚・家族法」は家庭内暴力を主要な点として含めるべきであるし、詳細に定義して実施を促進すべきである。

(2) ジェンダー意識を高めるための裁判

虐待を受けた女性が夫と離婚する際、あるいは離婚しようとする妻が虐待を受けた場合は、女性

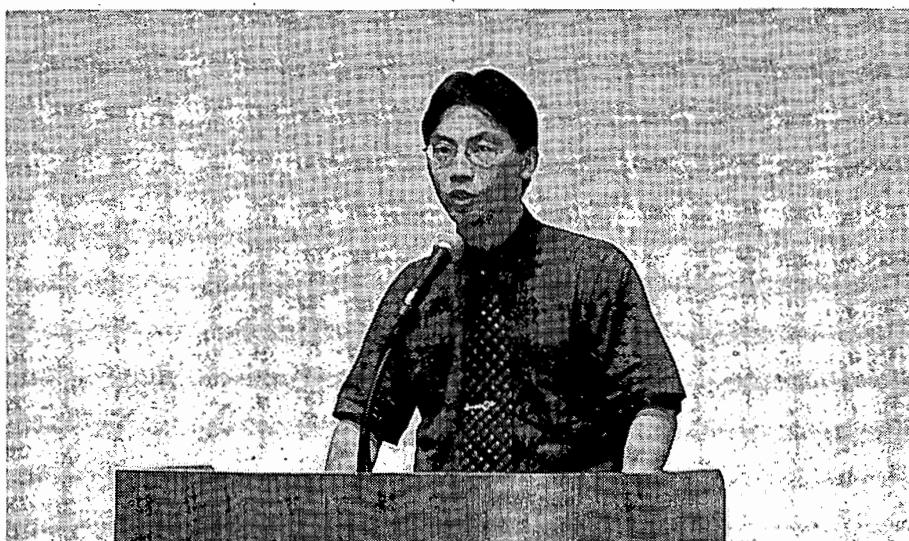
裁判官と女性弁護士を指名できるよう配慮すべきであり、また女性陪審員を増やして女性被害者の権利と利益の保護をはかるべきである。これに基づき、陪審員制度には女性の陪審員とくに女性団体の代表を一定程度加えるようにする必要がある。人民代表会議の代表に選ばれた女性に、この法廷の監督にあたり、特別なケースの追跡調査を行うよう求めてよい。女性弁護士会連合と女性の権利と利益擁護委員会は、この点でさらに大きな役割を果たすべきである。

(3) 虐待者の処罰

現在この国には、虐待者を処罰するための適切な法律がない。しかし社会的秩序を守る責任がある政府は、関係省庁との調整によって虐待者に行政的ないし刑法による処罰を与えることが可能である。これは他の人々にも警告を与えることになる。

(4) 虐待を受けた女性に対する具体的援助

虐待を受けても女性が財政的に裁判に訴えることができない場合は、政府機関が訴訟を支援し、訴訟料を安くするか無料にし、虐待者を罰して被害を受けた女性を救うべきである。家庭内暴力の被害者を助け、支援する仕事は、地元の司法部に置かれた法律支援センターが担うべきである。河北省遷西県ではその体制ができており、間もなく全省全体にこうしたセンターを開設することになっている。地域社会は虐待された女性に精神的支援やカウンセリングを提供し、虐待の発生を抑えたり程度を軽減し、女性が家庭内暴力を防ぐ方法を学び、脅かされても身を守る方法を学べるよう助けるべきである。



太平洋諸島における家庭内暴力

シャミマ・アリ
フィジー女性緊急避難センター

フィジー女性緊急避難センターの背景

フィジー女性緊急避難センター(FWCC)は、フィジーで頻繁に起こる女性に対する性的暴行と、被害者／サバイバーへの支援体制がまったくないことへの憂慮が高まった結果、1984年に設立された。当初 FWCC はレイプの被害者への支援を目指していたが、フィジーにおけるレイプ問題に関われば関わるほど、女性に対する暴力全般の深刻さに気づかされた。そこで FWCC の設立目的を広げ、今では暴力の被害者にあつたすべての女性と子どもにサービスを提供している。

1992年にFWCCは、女性に対する暴力に反対する第1回太平洋地域会議を開催し、太平洋諸島 11 カ国を代表する女性たちがフィジーの首都スバに集まつた。当時、女性に対する暴力に取組むプログラムが行われている国は、フィジー(FWCC)とクック諸島(ナンガ・タウツル)だけであった。その開会式で、女性に対する暴力は表現の自由、結社の自由、雇用、財産所有、政治的組織化など広範囲に及ぶ活動への参加の自由を女性から奪うことが確認された。1992年のこの会議がきっかけとなって、女性に対する暴力に反対する太平洋女性ネットワークが設立され、女性、暴力、人権問題に取り組む太平洋の女性たちの支援母体となつた。

この第1回地域会議は家庭内暴力、性的暴行、子どもの性的虐待などの問題に対する意識が高まり、その反映として太平洋地域で新たに以下の地域でカウンセリング・センターが誕生した。バヌアツ、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、ニウエ島、西サモア、ツバル、キリバス、ポンペイ島。

1996年、再びFWCC主催で女性への暴力に関する第2回太平洋地域会議が開かれた。この会議は主として女性に対する暴力とたか現行のプログラムを見直し、太平洋地域の女性に対する暴力の問題に取り組む 4 カ年行動計画を作成し、女性に対する暴力撤廃をめざす太平洋女性ネットワークを強化することをめざした。

女性に対する暴力とたたかう太平洋女性ネットワークの事務局を担当する FWCC は、ネットワークの情報センターという重要な役割を負っている。またネットワーク・メンバー間のコミュニケーション手段として太平洋地域女性に対する暴力ニュースレターを発行し、かつこの地域で女性に対する暴力を取り組むセンターを設立したり、プログラムを行いたい人々のための地域トレーニング計画(RIP)も作成した。RIP はコミュニティ・ワーカー、警察官、医療・宗教関係者のためにも使える。また FWCC は要請に応じて国内での研修も行っている。

太平洋地域における女性に対する家庭内暴力の性質と広がり

家庭内暴力には、身体的・精神的虐待、愛情欠如、夫婦間レイプが含まれる。いったん結婚してしまえば男性は女性を思いのままにできるという思いこみから、家庭内暴力が起こる。暴力が発生するのは、一方が相手を支配する権利があると思いこみ、自分の優位性を確認する手段として暴力をふるったり虐待しようとした時である。暴力は、実際に力を行使するか力をほのめかすことでも、他者に対する支配を達成することと定義できる。

地域のさまざまな緊急センターや施設で得た統計によると、女性に対する暴力は依然と非常に深刻な問題となっており、太平洋地域全体を通してセンターや警察に届けられる事件は毎年増加する一方である。1984年から今年7月までに、FWCC のカウンセラーを新たに訪れた人は9890人、再来訪者は1万880人に達する。斐ジー女性緊急避難センターが家庭内暴力の発生とその広がりの全国調査をしたところ、67%の斐ジー人女性がパートナーによる虐待を受けていることがわかった。斐ジー警察の統計では、家庭内暴力事件は1992年から1996年の5年間に149%増加し、年間平均30%の増加率を示している。FWCC の調査ではさらに、家庭内暴力の被害を受けた女性のうち、警察に届けた女性は10%以下であることもわかった。

バヌアツ女性センターでは、設立された年の1992年の来訪者は26人だったが、1999年には712人に増えた。パプアニューギニアでは妻の67%が夫婦間レイプを経験している。家庭内暴力は婚資と一夫多妻制によってさらに悪化している。サモアの統計によると、1995年から1999年までに2313件の女性に対する暴力事件が警察に届けられた。マプサガ・オアイガが行った調査では、サモアでは50%の女性がパートナーから虐待を受けていることが示された。ソロモン諸島でも同様の調査が行われ、都市部に住む女性の59.6%、農村部の女性の51.2%が家庭内暴力の被害を受けていることが明らかになった。

ここでフィジーにおける家庭内暴力事件を数例あげてみたいと思う。

- 1) 焼身自殺をはかった女性が重度のやけどで病院に運び込まれた。自殺未遂の原因は、夫の家庭内暴力から逃れられなかつたことにあった。1998年12月。
- 2) 若い母親と子どもが食事も与えられず、医者である夫から身体的な虐待を受けていた。母親は殴られ、食事も与えられなかつたため結核にかかり、体がひどく衰弱して、間もなく死亡した。彼女が入院している間、夫は病室に自由に入って来て、告訴を取り下げ、子どもの養育権を渡せと迫った。彼女の死因が結核であることはカルテから明らかだと警察が述べたため、夫には何らの告発もなされなかつた。
- 3) 男が内縁の妻の耳をかみそりで切り落とし、殴る、蹴るを繰り返した。その後18才のこの妻は首をつった。
- 4) 義父によって激しい暴行を受けた女性が身動きも出来なくなつた。義父は彼女を少なくとも10回はナイフで切りつけ、片腕をもぎ取り、脚にも深い傷を負わせた。

いずれも実際にあった事件で、それもごく最近、パラダイスと言われる太平洋地域で起こつたものである。こうした事件はフィジーや太平洋で起きている家庭内暴力をじゅうぶんに反映してはいない。多くのケースが報告されないままになっているし、社会が家庭内暴力は当たり前のことだと考えたり、あくまで個人的問題とか文化の問題として片付ける限り、これからも密室の中に隠されたままだらう。これと全く同じ犯罪が「家庭という聖域」の外で起これば、どれほど大騒ぎになるか想像もつかない。家庭内暴力が社会的に容認される限り、法律で特別の犯罪として認められない限り、慣習によって正当化しかつ被害者に責めを負わせる限り、家庭内暴力は減らないだらうし、フィジーや太平洋諸島の女性と子どもの多くは、これからも自分の家の中で人権を踏みにじられることになるだらう。

女性に対する暴力は、人権問題、女性のリプロダクティブヘルスの問題、開発問題として、女性自身だけでなく社会全体が影響を被るのだという認識が高まりつつある。暴力が被害者／サバイバーの負傷という結果を招けば、被害者は治療費を支払わねばならず、働くこともできないため、生産性や雇用を失って家族の収入を補うことができない。暴力の被害を受けた女性は、政治やコミュニティの開発、ひいては国の開発に参加することもできない。

暴力は雇用者にとっても損失となり、暴力の被害者も加害者も常習欠勤したり、職場での成績も落ちて生産性が下がる。コミュニティは治療費や警察の費用、裁判費用を負担することになる。女性に対する暴力は引き続き生活を奪い、家庭を破壊し、社会に悪影響をおよぼすだらう。歯止めがない限り、私たちはこれからも、十分防止可能な社会問題と取組むために、乏しい財源を医

療、裁判、警察、福祉に振り向けなければならないだろう。

現在行われている被害者へのサービス／プログラムと直面する問題

現在太平洋地域ではいくつかの非政府組織が、暴力を受けたサバイバーの支援、女性と子どもへの暴力撤廃に必要なコミュニティ教育を行っている。その大半は女性に対する暴力とたたかう太平洋女性ネットワークに属しており、11の島にある24のNGOが構成団体となっている。これらの組織はカウンセリングから危機管理サービス、法律相談のほか、裁判所や福祉事務所への付添い、専門家の紹介、電話相談、関連NGOとの連絡といった実際的仕事も行っている。その他にも、コミュニティ教育や意識向上プログラム、図書・情報サービス、法改正のためのロビー活動、女性の人権擁護活動などの活動も見られる。

太平洋地域人権資料チーム(RRRT)はイギリスの資金援助で作られたフィジーのプログラムで、太平洋諸島各国で人権教育、法律教育に基づく識字教育を行っている。RRRTはまた、家庭内暴力に関する法案に解説を加えたり、各国での法案作成のための相談にも応じている。しかし、RRRTがこうした要請に応えるためには、政府ないし人権委員会のような準政府機関からの正式要請が必要である。

こうした団体・組織が提供するサービスを除くと、女性に対する暴力の被害者／サバイバーとなつた女性や子どもへの支援はきわめて不十分である。第2回地域会議でも、代表らはそれぞれの組織が多くの問題に直面し、被害者たちに適切なサービスが行われていないことで一致した。女性に対する暴力と取組むプログラムが政府の支援がない、政府省庁間に協力体制がない、警察・裁判所・社会福祉事務所などの機関や制度にジェンダーについての理解が薄い、女性に対する暴力を正当化する伝統、宗教、文化があるなどの問題である。

その他、女性に対する暴力を取り締まる法律がない、あっても適切とはいえない、政府の政策が欠けているといった問題も、この問題への取組みの阻む大きな要因として上げられた。法律とその解釈が女性を差別する結果となっていることも認められ、太平洋地域の女性団体の多くが法改正を求めてロビー活動を行っている。

女性に対する暴力とたたかうプログラムを展開している組織が、一貫した資金援助を得られないことも、この問題への取り組みを妨げる要因である。政府が承認したり資金を出せば、こうしたプログラムやプロジェクトはより有効に行うことができるし、インパクトも大きいだろう。

女性に対する暴力を考える際、太平洋地域の女性の貧困状況は非常に重要である。女性の多くは、経済的に依存しなければならず、他に生きるすべがなく、また安い住宅も不足しているため、虐待される関係の中で生きなければならない。女性の教育向上、融資制度へのアクセス改善が、太平洋地域の女性に対する暴力を解決する重要な要素である。

太平洋地域の社会で教会は重要な役割を果たしているが、その教会が女性に対する暴力と真剣に取り組んでいないことが、地域全体の女性に対する暴力を助長している。世界キリスト教協議会(WCC)と太平洋地域キリスト教協議会(PCC)はこの3年間、協議会を重ね、その結果女性に対する暴力を重大な問題として認め、これと取り組むことを勧告するアピア宣言を採択した。1997年にタヒチで開催された太平洋地域キリスト教協議会総会では、太平洋地域の女性に対する暴力についての発題が行われた。この発題に対しては多くの反対意見もあったが、総会で承認された。これらは教会側の動きとして推賞に値するが、本格的な行動はまだ見られない。

家庭内暴力に関する現行の法律と手続きの不備

(家庭内暴力の法律に関して、ここではフィジーの状況に焦点をあてる。)

1) 調停可能な犯罪としての家庭内暴力

普通の暴力と身体に障害を与える暴力は、刑事訴訟法(CPC)163条のもとで調停可能な犯罪である。これによって判事は当事者双方の和解を促し、示談を成立させる。和解が成立した場合、判事は訴訟を却下する権限がある。CPC第163条は、和解によって当事者双方が互いの違いを解決し、罰金を科したり加害者を投獄して加害者の評判を損なったり家族を傷つけずに、関係を修復できるという見方に立つという点で、おおいに議論が求められている。FWCCは和解が本物で、加害者が二度と罪を起こさないよう何らかのカウンセリングや怒りを抑える訓練、治療プログラムを受けるならば、この見方は賞賛できると考える。しかし今までの経験では、本当の和解にはいたらないケースが多く、被害者が自分の意志に反して、加害者や家族や判事に和解を受け入れよう圧力をかけられる場合が少なくないのである。

2) 保護命令

家庭内暴力から身を守るために、裁判所から暴力禁止命令(禁止命令)を与えられた女性は、その命令が守られず、そのことも告発したいと思えば、再度裁判所に行くことを義務付けられている。警察は裁判所の決定がない限り、暴力禁止令に違反した者を逮捕する権限は持っていない。この手続きは時間がかかり、女性はかなりの期間危険にさらされることになる。

家庭内暴力防止法にはこのような保護命令違反がもたらす結果を特定すべきであり、警察が

保護命令の違反者を即刻かつ有効に取り締まることができる仕組みを作るべきである。

3)保釈

保釈の条件は刑事訴訟で被害者を保護する一つの方法である。斐ジーでは警察と裁判所の双方が保釈の権限をもっている。家庭内暴力が起り、被害者がさらに暴力をふるわれる危険性がある場合、これは深刻な犯罪であるとみなすべきであるし、したがって保釈も認めるべきではない。裁判所は保釈を許可ないし却下する権限と同じに、適切とみなす制限や条件を課す権限も有する。したがって、被疑者が被害者に暴行や脅しや嫌がらせを加えない保護命令を、保釈条件にできるような法廷はない。実際には、こうしたことはほとんどない。

4)判決

斐ジーの現在の法律では、家庭内暴力事件の場合、裁判で拘置刑の判決が下ることはめったにない。家庭内暴力に対する判決のほとんどはごく軽い刑で、暴力の程度によって執行猶予つきの6ヶ月から1年の懲役ですむ。

5)全件捜査政策

1995年9月、斐ジー警察は届け出のあった家庭内暴力事件はすべて捜査することを義務づけた「全件捜査」政策を導入した。この政策が導入される前は、警察は家庭内暴力に関して和解手続きに重きをおく傾向があった。これが導入されて以来、治安判事裁判所で審査を行わないかぎり、告訴を却下することはできなくなった。

「全件捜査」政策の導入にかかわらず、FWCCのカウンセラーの経験では、捜査に当たる警官は家庭内暴力の被害者／サバイバーである女性に対し思いやりがなく、捜査も遅れがちであるといってよい。「全件捜査」政策の効果もあがっていない場合が多く、家庭内暴力は依然としてささいなこととして片付けられている。家庭内暴力の加害者を告訴することを嫌がるのは、事件が終つてしまえば女性が苦情を訴えるのを欲しないだろう、とか裁判になる前に双方が和解して、結局事件は却下されるだろうという期待があるからである。

「全件捜査」政策が実際に家庭内暴力を抑止しているかどうかを計るため、モニターすることが重要である。違反しても罰則があるわけではないので、捜査官がこの政策を遵守しているかどうか確認する方法はない。この政策を法制化して、違反した捜査官には罰則を与えるというのが、この政策を保証する最善の方法である。

家庭内の暴力を防止し、減らすために必要な改善策

- ・あらゆる形態の家庭内暴力は受け入れられない行為であることを認め、どこで家庭内暴力が起こっても被害者を法的保護できるよう法律を改正する
- ・裁判所へのアクセスは迅速に、費用がかからず、手続きは簡単に。
- ・被害者／サバイバーおよび加害者への相談と適切な治療プログラムを、家庭内暴力に関する法律と政策に基づく支援サービスとして位置付ける。
- ・家庭内暴力関連の立法、政策、訴訟を行う際、重要な役割を担う裁判官、警察官の研修
- ・暴力禁止命令の有効な実施

家庭内暴力に関する啓蒙活動

フィジー女性緊急避難センターをはじめ太平洋地域の NGO は、家庭内暴力とその法律に関してさまざまな啓蒙活動を行っている。

コミュニティ教育と研修

FWCC の主な活動として、家庭内暴力に対する考え方を変え、サービスを改善するためのコミュニティ教育、意識化・研修プログラムがある。コミュニティ教育プログラムは学校、第三セクター施設、女性団体、宗教団体、サービス団体、教師、警察・軍隊を含む政府機関などさまざまな組織を対象に行っている。これまでの 5 年間に、FWCC のコミュニティ教育プログラムには 1 万人以上が、バヌアツ女性センターの場合は 3000 人が参加した。パプアニューギニアやソロモン諸島の NGO も同様の参加者を獲得している。家庭内暴力は今や広い範囲で議論され、問題とされるようになり、届け出の件数も年々増加している。

最近、FWCC は農村でのプログラムや巡回カウンセリングにも着手した。このサービスによって FWCC のカウンセラーが農村の診療所を拠点にカウンセリングを行ったり、女性が政府の医療サービスを受けられるよう手助けができるようになった。農村部への巡回カウンセリングの際には、カウンセラーは周辺の村やコミュニティで家庭内暴力と法律について話し合う夜の集会も行っている。

地域研修プログラムを通して FWCC は家庭内暴力がもつさまざまな問題、家庭内暴力に関する法律に関する意識化のための研修を行うと共に、開発と人権の側面からこの問題を取り上げている。この研修の対象はサービス提供者や、性に基づく暴力の被害者／サバイバーと直接接觸する機関などである。1995 年以来、60 人以上が研修を受けた。

コミュニティ教育のための教材

フィジー女性緊急避難センターや太平洋地域の NGO は家庭内暴力に関する教材を作っている。その中には、ブックレット、法的権利についてのパンフレット、車に貼るステッカー、ニュースレター、カレンダー、ポスター、コースターなどがある。これらは全国の学校、サービス団体、政府機関、一般の人々へ配布されている。コースターはとくに男性向けに作られ、バーやホテル、レストランに配られた。太平洋地域の NGO は FWCC が作ったこれらの教材を翻案したり、自国語に翻訳している。とくに学童からこうした教材の需要が増加しており、家庭内暴力の問題を学校のプロジェクトに選ぶところも非常に多い。

メディアによる教育

メディアも啓蒙活動に役立つ手段であり、FWCC はじめ太平洋地域の NGO はメディアを有効に活用して啓蒙活動を展開している。ラジオのレギュラー番組、新聞の付録、定期的な紙上での意見発表などによって、メディアに常に家庭内暴力の問題を取り上げさせることができる。家庭内暴力はニュース性がないと思われがちなため、FWCC はメディアが家庭内暴力その他の女性問題を正面に押し出すよう、ねばり強くかつ戦略的な努力を傾ける必要があった。

演劇

フィジーとバヌアツでは、意識化をはかり議論や話し合いを導くため、演劇を啓蒙活動の一環に取り入れている。フィジーの変化を求める女性行動(WAC)は、学校やコミュニティを訪れて、家庭内暴力の問題を啓蒙するプロジェクトに関わっている。そこではフォーラム演劇、プレイバック演劇、ドラマ上演などの方法が使われる。WAC はまた警備のさほど厳重でない刑務所を訪問して、囚人のため釈放準備プログラムも行っている。バヌアツとパプアニューギニアでも演劇が啓蒙活動の手段となっている。



家庭内暴力の被害者としての女性

プルニアンティ
女性に対する暴力根絶基金

はじめに

すべてのインドネシア国民は平等であるという原則は、1945 年憲法にもその後制定された規則や法律にも明記されている。さらに、刑法には、女性と男性を問わず暴力の被害者の保護と加害者への処罰が規定されており、その後成立した規則や法律でも、刑法の全面的施行を重ねて保証している。これらの原則に基づき、インドネシアの刑法は女性に対する暴力に対処する法的枠組みとなっている。

しかし問題はこの法の執行過程であり、とくに伝統的、社会的、文化的に女性は男性に従属するとする実生活での態度が障害としてある。法律第 7 号(1994 年)に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を批准した国として、インドネシアとしてはこの問題を克服するための現実的かつ有効な措置をとる必要がある。

真剣に検討が求められているのは刑事裁判制度である。女性に対する暴力は、結果として女性を被害者にすることをはつきりと認めなければならない。この点で、刑事裁判制度の具体的課題として、少なくとも二つの重要な問題が浮かびあがる。とくに、それは犯罪行為とその行為のために被害者が生み出されることと関連する。

女性に対する暴力とくに家庭内暴力に関し、刑事裁判制度の最前線にいるのが警察であるが、この警察の働きを見ると、女性に対する暴力についてのさまざまな規則、規制の施行における警察の認識、態度、意欲といった問題につきあたるだろう。

貴重な経験

法律情報での差別は、女性や子どもに対する暴力廃絶の努力のなかで重要な役割を演じるし、この差別は平等原則の根本と矛盾するとみなされる。家父長制が浸透している社会では、女性に対する暴力はしばしば暴力とはみなされない。さらに、法的措置の施行においても差別が残っている。女性に対する暴力は女性の落ち度によるものではないし、受けた教育の一部だと認めて、あら

ゆる形態の女性に対するすべての暴力は絶対受け入れられないことを確認することが不可欠である。

女性に対する暴力は、最近になって深刻な社会問題として取り上げられるようになり、さまざまな立場の当事者が真剣に考えざるをえなくなった。女性に対する暴力撤廃宣言は、女性がみずから之權利と基本的人権を享受することを侵害し、その行為を妨げかつ機会を奪うのが、女性に対する暴力であるとはつきりと宣言している。

また、女性が暴力の被害を受けても、刑事裁判に訴えることがほとんどできないという事実も銘記すべきである。社会全体に、ないし女性自身にも、女性に対する暴力は隠しておいたほうがいいという認識があることが主たる問題としてある。「顔に泥を塗る」(家族の面目をつぶすというインドネシアのことわざ)、「押し入れに骸骨(臭いものには蓋)」というわけである。社会がこのような考え方をする理由は明らかに、長い間培われてきた地域での女性の立場と関連している。

犯罪の恐怖に関する調査でも、女性は自分が暴力を受けても、警察への通報はほとんど行わないとして記録されている。法律に関しても、女性に対するこの種の犯罪について刑法には十分に盛り込まれていない。「ペンガニアヤーアン」(虐待:刑法 351-355 条)として分類されているだけで、さまざまなタイプの暴力(殴る、蹴る、絶叫をあげさせる、心理的拷問など)は区別されず、家庭内暴力と組織的暴力の区別もされていない。しかも、家庭内暴力が法律によって明確に定義されているとしても、パートナーによる女性に対する暴力のすべての形態が考慮されるか甚だ疑問である。

何らかの措置が必要な最も深刻な問題は、レイプと暴行の被害を受けた女性への対処である。この暴行を受けた被害者は、警察を「暴力を振るう者」の同類と見る傾向がある。女性警官はそのような目で見られないし、たいていの場合、被害者といっしょに取り調べ室に入ることができる。女性警官は全体的に、女性の被害者や加害者を同情的に扱う場合が多い。ジャカルタ首都警察署には二年前から女性の被害者と加害者を助ける特別サービス室("Ruang Pelayanan Khusus")ないし女性警官デスクが設置されている。

これまで、法務省は裁判官委員会および女性裁判官を設置して、女性に対する暴力関係事件とレイプ裁判を扱うことになった。さらに政府と非政府組織とが緊密に協力し合って、「ゼロ・トラレンス(非寛容)政策」を基に女性に対する暴力撤廃をめざす全国行動計画の作成にあたっている。

クライシス・センターが数多く誕生したことは、女性活動家が暴力の深刻さ、被害者の支援の必要を強く認識していることを示している。法的援助機関でも、女性の視点に立つ弁護活動を始めている。

女性の虐待についても、いくつかの女性組織がこの問題に対処している。とくに活発な組織として、「ミートラ・プレンプアン」(女性の友)と「APIK・アソシアシ・プレンプアン・インドネシア・ウンツ・ケーディラン」(正義を求める女インドネシア性連合)がある。

刑法改正草案の中で、女性に対する暴力撤廃宣言に関連して、暴力とレイプについて新たな定

義がなされた。この定義がセミナーやワークショップ、研修といった形でインドネシア全体に広がりつつある。

インドネシアであらゆる形態の女性に対する暴力撤廃の意識が高まったことを反映して、1998年10月には女性に対する暴力撤廃国内委員会が設立された。

実際のところ、現行の法律は比較的満足できるものであるとはいえ、その機構や制度の改善に向けた努力がなされなければ、十分な結果は決して得られないだろう。それゆえ、法改正を達成する一貫したプログラムが必要であり、それによってこそ社会全体も変わっていくはずである。

暴力問題に対する社会全体の姿勢や認識についても同じことが言えるし、これこそが法律を施行する要である。法律を変える試みは当然、法の執行者たちが女性の利益に敏感で、これに応えられるようにする意図をもってなされるべきである。とりわけ、警察官に対する教育カリキュラムにジェンダーの問題や女性の権利を加えなければならない。

主要アジェンダ

女性の役割を発展させていくための 5 大アジェンダ

1. 女性のエンパワーメント

- 1) 精神、知性、実践をひとつにした統合教育
- 2) リプロダクティブ・ヘルス
- 3) 女性が開発支援を受けられるようなアクセスの確保

2. ジェンダーの平等の自覚と正義

- 1) 開発の主流にジェンダーの視点を入れる(Gender and Development, GAD)
- 2) 開発の過程での女性の遅れを取り戻す(Women in Development, WID)
- 3) 開発のさまざまな側面で女性の願望、関心、役割に配慮する(Women and Development, WAD)

3. 女性に対する暴力の撤廃

あらゆる形態の女性に対する暴力撤廃宣言の一環として、「ゼロ・トランクス政策」を発展させ、国家行動計画によって進めていく。これは原則として「女性に対するいかなる小さな暴力もゼロにする」という意味である。

4. 女性の権利擁護の促進と拡大

女性の権利は人権である。とくに、女性の尊厳と生殖に関する権利を尊重する。

5. 事業経営における女性の役割拡大を支援する機関への働きかけ

中心的戦略

上記の女性の役割開発に関する 5 大アジェンダは、以下の 3 つの中心的戦略に基づき実施される。

1. コミットメントの拡大

関連省庁、民間部門、中央と地方の大衆団体、草の根の地域グループが、さまざまな機能をもつネットワークやパートナーシップをつくることで、女性の役割拡大に力を入れるようにする。

2. プログラム実施の統合

特別プログラム(WID)、総合プログラム(GAD)、統合プログラム(WAD)を統合し、ジェンダーの平等と正義の実現にむけて計画立案から、管理・運営、モニターまで女性自身が参加できるようにする。

3. ジェンダー意識の教化

行政、立法、司法機関にいる政策立案者、意志決定の責任者、計画立案者意および地域や宗教の指導者らが、ジェンダーについて十分理解できるようにする。



マレーシアにおける家庭内暴力

アイビー・ジョシア

女性緊急避難センター

夫は握りこぶしや足や瓶で私を殴ったあと、私を床に投げつけました。それから私の体を蹴りはじめ、顔などは何度も繰り返し蹴られました。蹴られたせいであばら骨が折れました。首を絞めようとしたあと、肩をつかんで床に頭をたたきつけました。結婚して4年の間、私の体はいつもあざだらけで、妊娠中はそれがもっと増えました。目にあざができるたり、唇を切ったり、鼻が腫れあがつたりしました。ほとんどは頭の傷でしたが、外には見えませんでした。のどと腹部に傷を受けて、話すことができなくなったりもありました。入院して、あちこちに傷があるのと、あばら骨が折れていたことがわかりました。

人にとって家庭は困った時に帰る最も心休まる場所である。家庭は、人が心の支えや慰め、保護や食料、避難所を確保する場所である。しかし、家庭が女性や子どもにとって最も危険な場所になることがある。事実、争いや闘いに満ちた戦場にもなりかねない。家庭は親密で私的な空間と見なされるため、暴力行為が行われても地域社会に気づかれずに、制裁を受けないままになってしまう。

家庭内暴力はそうした暴力行為の一つである。

はじめに

マレーシアにおける女性に対する暴力(VAW)の問題は家庭内暴力に集中している。つまり、妻に対する虐待である。本書は、家庭内暴力に対する女性団体やマレーシア政府、すなわち国家の対応の歴史を明らかにしようとする試みであり、1994年マレーシア家庭内暴力法(以下 DVA)の制定に向けたキャンペーンに焦点をあてている。同法の法制化によってマレーシアが、アジア太平洋地域において家庭内暴力に対応する特定の法律をもつ最初の国となり、進歩的動きを示す国と見られている。本書ではまた、DVAの運用や、教訓を含む実施のモニタリングについても論じている。

女性緊急避難センターに避難する女たち

1982年9月、虐待を受けた女性とその子どもが避難できる初の女性シェルターとして、女性緊急避難センター(WAO)が開設された。マレーシアでは始めて家庭内暴力が隠された問題として脚光を浴び、WAOに避難する女性が増加した。最初の年だけでWAOに助けを求めた女性は57人に上った。現在、WAOのシェルターが保護を提供している人の数は、年間、女性は平均約100人、子ども130人(女性と一緒に訪れる者)、電話カウンセリング1800件、面談によるカウンセリング50件である。

主に虐待を受けた女性に対する直接のサービスを行っていたWAOは、1991年に第2のセンターを設立させた。自立した生活を送ることを決めた女性の子どもたちを収容するWAO児童ケア・センターである。WAOはかつてシェルターの住人であった子どもたちを対象にした奨学金プログラムと、シェルターに助けを求める女性たちへの少額ローン・プログラムを開始した。生活を共にしたこれらの困っていた女性たちの直接的で私的な体験によって、WAOは女性の権利を促進し保護するための公的教育、法改正、モニタリング、政策提言プログラムを発展させた。

家庭内暴力の発生率

マレーシアの人口は2200万人である。そのうち女性は半数弱を占めている。マレーシアは暴力の発生率が高い。1989年にWAOが委託し、マレーシア調査研究所が行った全国調査によって、15歳以上の女性の39%にあたる800万人が、夫または恋人から殴られた経験があることがわかった。

警察発表の統計によると、1995年には1409件の虐待ケースが通報され、1996年6月つまり1994年DVAが施行された直後の時点で、2319件の虐待が通報されている。1997年には件数が増加して5736件、1998年にはさらに5%増加し、6041件の警察への通報があった。ただし、1999年には3195件まで減少した。

虐待された女性はどのような暴力を受けるのか？

WAOにおけるわれわれの経験を基礎とすると、虐待を受けてWAOの避難所に保護を求める女性は継続的で系統的な身体的、性的、精神的暴力を体験している。身体的虐待の結果として、女性は通常、体の見えない場所にあざ、切り傷、骨折、やけどなどを負っている。

1990年から91年にかけて、WAOの全国調査の一貫として60人の女性に対する綿密なインタビューが行われた。インタビューを受けた60人の女性のうち、殴られたり、殴打や平手打ちを受け

た女性は 92%、首を絞められたことのある女性は 22%、刺されたり、ナイフや道具で脅されたことのある女性は 10% だった。さらに驚くべきことに、68% が妊娠中に殴打されている。セックスの強要は頻繁に行われ、夫の 50% が力なく性交を行ったという。

大多数の女性は、暴力行為が発生する前に、決まってお金や嫉妬心、義父母や子どもに関して口論している。互いが異なる期待を持っていることが口論のもとになっていることが多い。口論は小さな問題ではなく、長い間継続し、これがエスカレートして身体的虐待に至る。

家庭内暴力に対応する組織

1982 年に WAO が開設された時、家庭内暴力はささいな問題であると見なされていた。現在では、これは社会のあらゆる部門が取り組むべき大きな問題であることをわれわれは認識している。女性団体は、DVA の制定にむけたロビー活動の中で、女性に対する暴力の問題に対応するシェルターやサービス、女性団体の増設に着手した。

シェルター: WAO のシェルターを含めてマレーシアには現在 3 つのシェルターがあり、女性団体が運営にあたっている。WAO のあるセランゴール州にはクラシング YWCA の運営するシェルターがあり、ペナン北部州には 3 番目の NGO シェルターであるウイメンズ・クライシス・センター・ペナンがある(マレーシアには 13 の州がある)。政府のシェルターも家庭内暴力の犠牲者を受け入れているが、これらのシェルターは、貧困者、身体障害者、高齢者、棄てられた者を含む女性や少女のための家であり、家庭内暴力の犠牲者に特定した政府シェルターはない。

電話カウンセリング: WAO の他に、マレーシアには困難な状況にある女性のための電話カウンセリングが 4 つある。児童虐待を通報するための政府の無料ホットラインは女性も利用できるが、このホットラインは、マレーシアの各州や各地区にある福祉事務所につなぐだけである。

社会福祉局: 1996 年の DVA の制定に伴い、政府の福祉事務所はドメスティック・バイオレンスの被害者が一時的保護令(IPO)を受けられるよう援助し、必要な場合、シェルターを提供して被害者の支援にあたらなければならない。

立ち寄り緊急支援センター: 1994 年に政府の病院の事故・緊急対応ユニットに設置されたこのセンターは、特定の議定書によって虐待を受けた被害者を支援するもので、家庭内暴力を保健問題として定義している点で他の国々より先んじている。

DVAに向けたマレーシア女性によるキャンペーン

1994年に可決されたマレーシアのDVAは、1996年6月に施行された。DVA案を求める女性団体によるキャンペーンは、その11年前の1985年3月に、女性緊急避難センター、女性法律家協会、マレーシア労働組合会議女性部、大学女性協会(マラヤ大学)、セランゴール連邦領消費者協会の5つの団体と個人の女性から成るVAWに反対する共同行動グループ(JAG)が、クアラルンプールで2日間のVAWに関する展示とワークショップを開催した時に始められた。JAGは性的嫌がらせ、レイプ、メディアにおける女性虐待の表現、売春等に関するワークショップや討論を行った。

女性虐待に関するJAGのワークショップでは、家庭内暴力を社会問題であると宣言し、女性団体とともにDVAの制定を求めることが決められた。ワークショップの後、JAGは「家庭内暴力に関する法案(案)」を作成した。

1985年から1994年の同法案可決までの間に、女性団体は署名やポスター等のキャンペーン、セミナー、ワークショップ、展示などを開催したり、同法制定に向けたロビー活動のために協力的な報道機関を利用した。

しかしながら、国民統合・社会開発省の女性問題局(HAWA)が諮問委員会を設置したのは1993年になってからのことだった。同局は女性NGOや警察、社会福祉事務所、イスラム宗教局、法案を再作成中だった法務長官室を調整して合同の会議を開催した。

HAWAは1993年から1994年にかけて、女性NGOと法務長官室との会合開催を調整した。刑法と民法を合わせた家庭内暴力の追究や、イスラム教徒と非イスラム教徒の両者への適用における諸問題が交渉を遅らせた。国民統合省の副大臣のダトウク・アレックス・リーは、法案はあまりに異種混成であるとの見解を示し、同法案は便宜上、つまり1994年の年頭に審議するため、その性格上刑法とすることを提案した。諸団体は再度交渉し、DVAが1994年3月の閣議に向けて準備された。

DVAは1994年に議会で可決されたが、その後2年を経ても施行されなかった。1996年2月、マレーシア女性協会(AWAM)は、イスラム女性協会、女性法律家協会、女性緊急避難センターが再び共同行動グループ(JAG)として手を組み、DVAの即時実施を求める覚え書きの提出を計画するために、三者間の会議を開催した。1996年3月8日の国際女性デーに、JAGは国民統合・社会開発相のYB・ダテイン・パドゥカ・ゼレハが司会を務めるマラヤ大学でのセミナーの開会式会場の外で大規模な女性集会を開催した。女性たちは平和的なデモを行い、同様に覚え書きを手渡した。集会は新聞に大きく報道された。数週間後、家庭内暴力とDVAの実施の必要性に関する記事がマレー語と英語の各紙で定期的に掲載されるようになった。女性緊急避難センターは、DVAを人々の念頭に留めておくには新聞が重要な役割を担っていることを認識した。

1996年3月26日、プサット・イスラムはDVAがシャリア法と矛盾せず、そのことをDVA法実施

の延期の言い訳としてはならないと裁定した。3月27日、女性緊急避難センターは、JAGを代表して同法の施行は規則に左右されるものではなく、実施期日を決める権限を持つ国民統合・社会開発相によるとの記者発表を行った。1996年4月10日、同相は1996年6月1日にDVAを施行することを発表した。11年間にわたるワークショップ、キャンペーン、交渉等を経て、DVAはようやく1996年6月1日に施行された。

以上は長期にわたる糾余曲折のプロセスを非常に簡単な経緯としてまとめたものにすぎない。本書の主要な関心は、キャンペーンの対象であったマレーシアの一般大衆の女性に対してDVAがどのような影響を与えたかにある。

二重の権限

女性団体は当初、家庭内暴力の被害者に対して、宗教的、文化的配慮のいかんにかかわらず、民事上と刑事上の救済の両方を与える法案を想定し、提起した。民事上の救済には、扶養、保護、離婚などの問題が含まれ、刑事手段には、保護令手続きの処理や加害者の逮捕および(または)家から排除する警察権力の強化などが盛り込まれていた。しかし、このような準民法は、これまでに先例となる法律がないことや、こうした法律を試してみようとする積極性がないことから言って、マレーシアの法律の下では受け入れられないである。

さらに、イスラム教徒が憂慮していたように、シャリア裁判所とこの法律の間には権限の対立があるという議論もあった。

連邦憲法下では、イスラム教徒は家族に関する事柄においてすべてシャリア法によって統治されている。1988年、連邦憲法が改正され、「高等裁判所は、シャリア裁判所が権限を有するすべての事柄に関して権限をもたない」とする第121条(1A)が加えられた。イスラム教徒にとって家庭内暴力の手続きはシャリア法の権限内に入るものであるとして、DVAに民事上の救済を加えようとする動きに対して反対の声が上がった。さらに、イスラム教の権威者たちはシャリア法がイスラム教徒の家庭内暴力被害者に対して十分な救済と保護を提供していると主張した。1984年のイスラム家族法(連邦領土)第127条(法令303)は、妻に対する虐待や残虐行為は罰金または禁固あるいはその両方を伴う犯罪であるとしている。同法第52条(h)は妻への残虐行為は離婚の根拠となると定めている。イスラム教権威者たちはこうした規定からイスラム教徒に適用するDVA案は必要ないとしている。

しかし女性のNGOは、女性だけでなく、離婚や一夫多妻制、扶養、ハルタ・セペンカリアン(共有財産)の訴訟において救済策を追究しているシャリア法律家からされたびたび不満が表明されていることに明らかなように、イスラム家族法には限界があると主張した。さらに、女性団体は、一夫多妻制を統治する法律の経験から、イスラム教徒と非イスラム教徒に対して別々の法律があることに異議を唱えた。イスラム教徒に適用される法律がある一方で非イスラム教徒に別の法律が存在すると

すれば、各州はそれぞれの権限で法令を制定する権限をもつことになり、各州間の統一性に限界が生じ、DVA を回避する抜け穴を作り出すことになるというのである。一夫多妻制に関して言えば、一夫多妻制を制限する規定から逃れたいと思う個人が、より寛大な法律をもつ州へと頻繁に移動することになってしまう。シャリア法はイスラム教徒の家族の事柄すべてに関して権限をもっているが、刑事上の事柄は連邦政府の権限の下にあり、刑法はイスラム教徒にも非イスラム教徒にも同じく適用されている。

したがって、家庭内暴力を刑法に付属させることによって家庭内暴力を刑事上の行為と分類し、DVA をすべてのマレーシア人に適用することが可能となった。

11 年間にわたる DVA 法案の提唱の後に女性団体は同法をすべてのマレーシア人に適用させることに成功した。しかし、DVA を達成するためには妥協が必要であり、それが同法の実施に決定的な影響を与えた。

DVA の下では、家庭内暴力は新たな刑罰によって罰せられる特定の犯罪として定義されておらず、損傷、犯罪的暴力行為、暴行の諸定義および手続きに付属することになっている。DVA の最初の起草者は「家族の成員に対する犯罪は見知らぬ人間に対するものよりもある意味でより深刻であるとして、家庭内暴力を刑法の付属的事柄ではなく、それ自体を犯罪として分類することを望んでいた」。

しかし DVA の最終案においてはこの点が排除され、同法は刑法に付属するものとされ、そのすべての規定は刑法の規定と共に解釈されるべきものとなったのである。

もちろんこれは、家庭内暴力という犯罪の定義や分類、警察による調査の手続きに関して同法の実施に大きな影響をもつことであった。

DVA における家庭内暴力の定義

DVA の認める家庭内暴力の定義には以下の行為が含まれる。

- (a) 故意あるいは意識して被害者を身体的損傷の恐怖に陥れたり、陥れようとする。
- (b) 身体的損傷をもたらす行為と知って、あるいは知っていたはずの行為によって被害者に身体的損傷を加える。
- (c) 被害者に力づくあるいは脅しによって、性的もしくはその他の行為のいかんにかかわらず、被害者がそれをしない権利を有するすべての行動や行為を強制する。
- (d) 被害者の意志に反して被害者を監禁または拘留する。
- (e) 被害者に苦痛や困惑をもたらす意図をもって、あるいはそのようになると知って、財産に損害や損傷、破壊をもたらす。

以下の人にに対して以上の行為がなされた場合

- (i) 夫または妻の配偶者
- (ii) 夫または妻の元の配偶者
- (iii) 子ども
- (iv) 行為能力の無い成人、または
- (v) その他の家族の成員

夫婦間レイプ

DVA は家庭内暴力を「被害者に力づくあるいは脅しによって、性的もしくはその他の行為のいかんにかかわらず、被害者がそれをしない権利を有するすべての行動や行為を強制する」行為としている。同法のこの条文が最初に作成されたとき、女性 NGO は、「被害者がそれをしない権利を有する行為」という文言を盛り込むことを支持した。女性はいかなる状況においても性的関係を持たない法的権利を有することは当然であると見なされたために、この文言の意味は十分に理解されなかつた。しかし刑法におけるレイプの定義の下では、「施行中の成文法の下で正当な、あるいは、連邦内で正当と認められる婚姻による妻との性交は合法であつて、レイプではない」。したがつて、女性は離婚あるいは裁判上の別居をしていなければ、あるいは、「夫に対してその女性との性交を禁じる命令を彼女が獲得していなければ」その女性は性的関係を持たない権利はないのである。女性団体は同法の文言が夫婦間レイプからの法的保護を獲得する努力と矛盾することに気づいたため、第 2 条(C)の文言を変更しようとした。しかし法務長官はこの条文の文言を再検討しようしなかつた。したがつて、DVA が刑法に付属するため、既婚女性は DVA の下では性的暴力からの法的救済を追究することができなくなつている。

家庭内暴力の分類と手続き

DVA の実施によっては家庭内暴力を新たな刑罰によって処罰できる特定の犯罪として確立することはできなかつた。家庭内暴力に対する刑事上の救済は、損傷、重い損傷、犯罪的暴力行為、暴行に対するマレーシア刑法の下で獲得できる。刑法第 319 条は損傷を「人に身体的苦痛、病気、疾患」をもたらすものと定義している。重い損傷の中には、去勢、生命を危険にさらす損傷、骨折や脱臼、永続的変形などをもたらす暴行が含まれる。犯罪的暴力行為とは、人に対して同意なしに、故意にまたは武力を行使する相手に損傷や恐怖や困惑を与えることがわかつていながらその人に対して武力を行使することである。暴行とは「それを行う人間が相手に暴力的行為を与えようとしていることを相手に気づかせるしぐさや構えであることを意図して、あるいはそうであることがわかつ

て行うしぐさや構え」のことである。

DVA の下では家庭内暴力の犯罪は以下の刑法の各条文に準じて分類されている。

323-損傷を自発的にもたらすことに対する処罰

324-危険な武器や手段によって損傷を自発的にもたらすこと

325-重い損傷を自発的にもたらすことに対する処罰

326-危険な武器や手段によって重い損傷を自発的にもたらすこと

341-不当な拘束に対する処罰

342-不当な監禁に対する処罰

352-不当な挑発を受けていない場合に犯罪的暴力行為を行ふことに対する処罰

354-慎みを侵す意図をもつて人に対して行う暴行や犯罪的暴力行為の行使

355-不当な挑発を受けていない場合に人の名誉を傷つける意図をもつて行う暴行や犯罪的暴力行為

357-人を不當に拘束しようとする暴行や犯罪的暴力行為

376-レイプに対する処罰

426-損害をもたらすことに対する処罰

506-犯罪的脅迫に対する処罰

すべての刑事事件に対する警察手続きは、逮捕可能な犯罪または逮捕不可能な犯罪のいずれかの分類によって決定される。刑事手続法によれば、逮捕可能な犯罪事件の場合、警察官は事件の事実を直ちに調査し、加害者の発見に必要な措置や、時宜に適った場合、その者を逮捕することを義務づけている。逮捕可能な犯罪が発生した場合、警察官は逮捕状なしに加害者を逮捕することができる。逮捕不可能な犯罪の場合は、警察は副検察長官の調査命令なしに事件に対応することはできないし、逮捕状なしに加害者を逮捕することもできない。

DVA の下で加害者が告訴される犯罪のうち、逮捕不可能な犯罪に分類されているのは 323、352、355、426 の 4 つである。マレーシアにおいて家庭内暴力事件のほとんどは警察が 323 に分類する犯罪である。ニュー・ストレート・タイムズ紙によれば、1996 年 6 月 1 日から 1997 年 3 月までに警察が調査した 340 件のうち、78.8% にあたる 268 件が 323 の犯罪であった。したがって、家庭内暴力の大多数の事件において、警察官は調査を進める前に、副検察長官(DPP)からの調査命令(OTI)を受理しなければならないのである。DVA 下で法的救済を求める女性にとってこの必要条件は大きな意味をもっている。家庭内暴力を処罰することは「こうした虐待に対する社会の嫌悪感を明確に示すものとして強力な象徴的価値を有する」。しかし、家庭内暴力を損傷、重い損傷、犯罪的暴力行為に対する現行の分類や手続きに付属させしたことによって重要な問題が発生している。

DVAは実際に機能しているか

DVAは全般的に、被害者の保護や州の対応を改善した。警察への通報やメディアの関心度、公衆の支持が著しく増加したことが、DVAが社会的変化をもたらしたことを見ているといえよう。WAO避難所においても、裁判所から保護を受けられることで女性が安心感を感じるようになったことがわかる。

しかしながら、WAOのDVAのモニタリングから以下の問題が明らかになっている。

1. 身体に表れない家庭内暴力による虐待

暴行として家庭内暴力を分類してしまうと家庭内暴力のさまざまなダイナミクスを考慮できなくなる。通常の暴行の状況とは異なり、家庭内暴力を通報しにやってくる女性は、彼女らと情緒的関係をもつ人間による長期的で系統的な身体的、性的、心理的虐待に何度も耐えてきた経験をもっている。暴行の被害者は普通、加害者と再三にわたって顔を合わせなくてもよいが、家庭内暴力の被害者は加害者と住居を共にしている場合が多い。

ケース・スタディ：サラの場合

サラは結婚して4年になる。結婚直後からサラの夫はサラを家族から引き離し、家に閉じこめていた。夫は毎日、出勤する時に家の正面玄関に鍵をかけ、サラが出られないようにした。サラが家の鍵をもたされたことはなかった。サラが電話がほしいと要求しても、家に電話はなかった。夫はサラが家の外で起こっていることについてあまり情報を得ないようにするために、テレビやラジオを使うことを制限した。夫はサラに「お前なんか俺にとって何の価値もありやしない、お前はつまらないやつだ」と言って侮辱していた。

1997年9月、夫はサラを家の外に連れ出し、ドアの鍵をかけ、家に入れなかつた。サラにはお金も食べ物もICもなかつた。警察に電話すると、最寄りの警察署に通報するように言われた。警察はサラに同行して家まで來たが、夫の応答はなかつた。夫が警察官を家に入れようとしなかつたし、サラが身体的暴力の脅迫を受けてはいなかつたため、警察官は何もできないと彼女に告げた。その時、すでに夜遅くなっていた。警察はサラを安全な場所へ連れていくと申し出ることもなく、家の正面玄関の外で眠るように言った。たくさんの蚊がいて眠ることができなかつたため、サラは夜中、玄関の外に立ち通しでいなければならなかつた。着の身着のままであつた。食料も水も与えられなかつた。翌日、夫はまだサラを家の中に入れようとはしなかつた。警察署に戻った時、警察官は親戚の家に居ることにして、弁護士に連絡するよう助言した。法律扶助局の助言によって、サラはマレーシア女性協会のカウンセラーと話し、カウンセラーはサラにWAOの避難所で滞在するよう助言した。1997年9月17日にサラはWAOの避難所にやつてきた。WAOに滞在中、サラは持ち物を取り戻

すために再度、警察の助けを求めた。サラが警察官と一緒に家に着いたとき、夫は彼女が家に入るのを拒否した。警察は強制的にドアを開ける権限はないとして、行動を起こさなかった。夫は彼女に身体的虐待を加えたわけではないため、警察官は家まで同行し、監禁されそうな場合にだけ、彼女が家から出られるように助けることしかできないとサラは告げられた。しかし、警察官は、サラが持ち物を取り戻しに家に力づくで入ることを助けることはできないのである。

DVA における家庭内暴力の定義を広義に解釈すると、これには身体的、性的、心理的暴力が含まれる。同法における家庭内暴力の広範な定義づけにもかかわらず、それが刑法に付随することから、身体的損傷の目に見える形跡がない場合は法的保護が制限される。身体的虐待の形跡のない被害者による家庭内暴力の通報は、刑事手続の正当な根拠となるほど深刻であるとみなされることはほとんどない。結局、心理的虐待の被害者は、身体的暴力を与えられていない場合、IPO(一時的保護令)を得る資格がない。

・サラのような女性の場合、DVA による救済措置はカウンセリング・サービスや社会福祉局による仲裁に限定されてしまう。法律施行職員が身体的損傷のない家庭内暴力事件を証明することは非常に困難であることを WAO は認識している。しかし、家庭内暴力による損傷がわずかであったり、見えない場合でも、「再三にわたって体験した恐怖や不安や支配のトラウマは心理作用にダメージを与えている」。WAO が虐待を受けた女性にカウンセリングをしたり、シェルターを与えた経験から言って、嫉妬心、嫌がらせ、家族や友人からの孤立などの心理的苦痛は、身体的暴力に先行したり、それに付随する。サラの場合のように、虐待する夫が妻に電話を使わせなかつたり、家族に会わせなかつたり、外界の情報のアクセスを絶つのはよくあることである。

WAO は、警察官がサラに安全な避難所と交通手段を得る権利を告げなかつたことは、身体的行為以外の家庭内暴力に対する重大性の欠如を反映したものとして憂慮している。さらに、警察官がサラが再び監禁される可能性があるにもかかわらず、夫の元へ戻るように促したことは、家庭内暴力の性格や、被害者が耐えなければならない侮辱や恐怖に対する警察官の無理解を物語っている。女性が家庭内暴力についての通報を警察や福祉機関に行う場合は、少なくとも、虐待の性格のいかんによらず、DVA の下で彼女の権利を知らせる標準的手順を踏まなければならない。

さらに、夫婦間の虐待を暴行に分類することによって、DVA 下の警察による調査の役割が大幅に制限されている。調査命令を規定する手続きによって、IPO の獲得における矛盾やプロセスの長期化がもたらされている。

2. 社会福祉局の役割

DVA が刑法に付属する点に加えて、法律制定の過程において社会福祉局が同法の中心的調

整担当機関に指定されることとなった。DVA が家族をばらばらにするものと公けにみなされることに当局が憂慮したことから、社会福祉局の役割が拡大され、DVA は家族の仲裁と維持を優先するものとなった。これまで裁判所命令による保護を獲得するためには費用のかかる法律顧問が必要であった。DVA はこの条件を除外しているが、女性たちは依然として直接、裁判所に保護を求ることはできない。裁判所命令の要請はすべてまず福祉局職員が行わなければならない。こうした政策は女性を子ども扱いするもので、自分の一生に適った決定を下す力を女性から奪うものである。DVA のどこにも社会福祉局が同法の調整役を担うとは書かれていません。社会福祉局がこの役割を担うプロセスも、決定に関わる行為者もあいまいである。DVA の実施後の女性の経験を分析してみると、DVA の実施における社会福祉局の突出した役割のもつ意味が明らかになっている。

福祉局職員の行政手続き

1. 福祉局職員は家庭内暴力の申し立てを受理し、事件を登録し、ファイルを設ける。
2. 職員は不服申し立て者を面接し、事件に関するすべての情報を得る。
3. 職員は不服申し立て者に助言する。
4. 不服申し立て者が負傷している場合、職員は女性を警察および病院に照会することになる。
5. 職員は不服申し立て者のパートナー(パサンガン)の所を訪れ、不服内容について調査する。
パートナーが福祉局に出頭することを拒否した場合は、職員がパートナーの家に出向く。職員は関連する事実情報を集め、情報を立証し、夫婦に対するカウンセリングを開始する。夫婦との面接は記録とする。
6. 必要な場合、報告書の写しを添付して事件を仲裁パネルに差し向ける。
7. 第三者(たとえば家族の成員)に対する面接が招集される。面接内容は記録される。
8. 不服申し立て者が IPO の獲得を希望しない場合は、職員は夫婦に対して助言を与え、社会的診断を行う。職員は問題の根本的原因を追究するため、夫婦と追加の面接を行う。行動計画を作成し、事件は解決される。
9. 不服申し立て者が IPO を必要とする場合、職員は IPO に関する情報を提供し、同時に、1~5を行なう。職員は治安裁判官裁判所への上訴を促し、必要書類を提出し、不服申し立て者が治安裁判所へ出向く場合に同行する。こうして事件は解決する。

配偶者や恋人の態度を「変化させる」ことを願って、純粹に福祉局の仲裁を求める女性もいるが、身体的、精神的に可能な限り、耐え忍んでいる者もいる。当局は、家族の調和の枠を守ろうとして、当局は結局、加害者と取り引きして終わる。仲裁にのみ頼ることで、最悪の場合、加害者は話をすらだけで放免されてしまう怖れがある。

社会福祉局の「家族の調和」の定義はあいまいである。夫と妻と子どもが同じ屋根の下にいることが調和と見なされているのだろうか？ 仲裁を奨励する場合に、福祉局職員は家庭内暴力が発生する家族が機能不全となっていることを考慮しているのか？ 家庭内暴力は暴行を受ける大人に影響を及ぼすだけでなく、虐待を目撃する子どもたちなどの第二の被害者にも影響を与えるのである。現行の調査によって、幼児期に虐待を目撃を経験したり目撃したことが、大人になってから虐待者となることと強い関連性があることがわかっている。これは明らかに未来の世代の福祉に大きな意味をもっている。女性に対する支配の根源としての家庭内暴力の浸透的、慢性的性格は、依然として国家や DVA の行政官に完全に理解されてはいない。女性が保護を求めてやってきた時、法律施行職員は被害者がすでに体験しているトラウマ(精神的外傷)に敏感であることと、彼女や子どもたちに害を及ぼす抑圧的で危険な環境に彼らを引き返させるような圧力を与えないことが重要である。

ケース・スタディ7:シャマラの場合

シャマラは結婚して 13 年で、6 人の子どもがいる。過去 3 年間、シャマラの夫は飲酒の量が増えるにつれて乱暴になった。夫はシャマラと母親を虐待から守ろうとする長男を決まって殴るようになった。1997 年、家庭内暴力は頻繁になり、激しくなっていった。1997 年 3 月、夫は息子が逃げ出さないように縛りつけた上で、彼を激しく殴りつけた。当時妊娠 8 カ月だったシャマラも殴られた。シャマラの殴られた目は腫れ上がり、目が開かなくなってしまった。シャマラは初めて夫が子どもに虐待をしたことを通報した。この時の児童虐待の告発はまだ解決していない。シャマラは警察に対して家庭内暴力の通報も行っている。しかしながら、彼女が明らかに傷を負っているにもかかわらず、警察は証拠不十分でこのケースを打ち切った。

1997 年 4 月 11 日、シャマラは WAO にやってきた。4 月 22 日、WAO のソーシャル・ワーカーは、シャマラに同行し、もう一度警察へ通報した。この時警察は連続レイプ事件に関わっていたため、シャマラのケースは保留とされた。7 月、シャマラは子どもたちと彼女の父親の元に行った。WAO を出した後のある晩、夫が WAO 避難所の玄関に泥酔して現れ、叫んだり、泣きわめいたり、罵ったりして、壁をよじ登ろうとした。夫が WAO 避難所の場所をどのようにして突き止めたかは不明である。WAO は警察を呼び、警察が夫を逮捕し、一日半、留置した。夫を釈放する時、警察はシャマラが父親の元にいることを教えた。留置場から釈放された日の夜、夫はシャマラの父親の家に酔って現れた。彼は玄関をこじ開け、家へ侵入しようとした。シャマラは助けを求めて裏口から逃げ出した。警察が到着した時には夫はすでに去ったあとだった。

1997 年 8 月、シャマラと子どもたちは新しい家に移った。誰かがシャマラたちの居所を夫に教えたため、9 月 1 日、夫が酔ってその家にやってきて、わめいた。何とか家の中に侵入した夫は、シャ

マラと上の 2 人の子どもを激しく殴った。シャマラの目にあざができ、腕にはたばこによる火傷の痕ができた。夫はやがてアルコールのために意識を失い、家族は逃げのびた。その日の夜、シャマラと子どもたちは WAO 避難所にやってきた。

1997 年 9 月 4 日、WAO のソーシャル・ワーカーがシャマラに同行し、警察署を訪れ、再度、家庭内暴力の通報を行った。9 月 12 日、同じソーシャル・ワーカーがシャマラに同行してスパンギング・ジャヤ社会福祉事務所を訪れ、IPO を要請した。福祉局職員はシャマラに対して IPO の手続きと機能について説明した。職員はシャマラの状況を記録し、シャマラに対して夫にもう一度チャンスを与えるよう助言した。シャマラはそれを断った。過去 3 年間、夫に何度もチャンスを与えたにもかかわらず、状況が改善することはなかった。和解しても、自分や子どもたちがまた夫に殴られるのではないかと怖っていたのだ。職員はシャマラに子どもたちも関わっているのだから夫にもう一度チャンスを与えなければいけないと言った。この福祉局職員はシャマラの夫に対する児童虐待の告発の処理も担当していた。社会福祉事務所に同行したソーシャル・ワーカーはその後、福祉局職員に対して IPO を獲得できないかを問い合わせた。職員は OTI を受理した後にそれについて調べると告げた。WAO のソーシャル・ワーカーは、自分が IPO を要請しなければ、この職員は IPO の手続きを進めなかつたのではないかと感じている。

1997 年 9 月 18 日、シャマラは 1997 年 9 月 5 日付の OTI の写しを受け取った。しかし、彼女に対して IPO が発令されたのは 1997 年 11 月 10 日のことだった。

3. 一時的保護令(IPO)を獲得するまでにかかる時間と費用

IPO の手続に要する時間は 1 日～4 カ月で、その間、女性は、引きつづき嫌がらせや暴力の脅威を受けることになる。WAO はこうしたケースのモニタリングから、女性たちが警察署から福祉事務所の間を、保護も与えられないまま、自分たちの費用で行ったり来たりさせられていることがわかつた。IPO を獲得するまでの平均的費用は、交通費、食費、仕事の欠勤などで RM100 リンギットであると WAO は記録に留めている。

法律施行職員と裁判所は、女性がさらなる負傷や心理的トラウマを受けないように即時の保護を提供することを優先課題としなければならない。不服申し立てを登録し、裁判所のヒヤリングが行われるまでの期間が女性にとって最も危険で恐怖を感じる期間である。

遅々とした対処のあり方は、国家や地域社会が暴力を温存していることを意味し、虐待行為の罰から逃れられることを知っている加害者はますます無事でいられるわけである。

4. IPO の影響力

1999 年に WAO がモニターした 15 件のうち、10 人の加害者は女性への嫌がらせや脅迫をやめている。これは加害者に対して警告によって投獄の可能性を想起させができるという良い兆候

を示しているともいえる。しかし、5人の女性は夫が身体的、心理的な嫌がらせを依然として行っているとしており、虐待者が妻に与える危険と恐怖と支配力を改めて思いおこさせる。

IPO は指定された加害者が指定された女性に対して「家庭内暴力を行ってはならない」としているが、家庭内暴力の定義はしていないし、加害者のとする具体的な行動についても定めていない。あるケースでは、夫は家に侵入し、電話を引き剥がしている。別の場合では、妻の職場の外の「安全な」距離のところに毎日立っていたという。最もよくあるのは、妻に電話をかけ、脅迫したり、沈黙したりすることである。こうした行為のすべてが被害者や被害者の支持者たちの知っている家庭内暴力の行為である。

警察の対処の鈍さは大きな問題である。IPO が侵害されても警察は脅迫や身体への暴力以外の行為を暴力と見なさない。州政府の中には、IPO 違反に対して逮捕の権限を与え始めているところもあるが、この場合も加害者の警察への通報に対して行動を起こすかどうかは警察にかかっている。WAO は、警察、つまり調査担当警察官に対して、かなりの時間を費やして、即時の行動を取るよう、執拗に要求している。家庭内暴力に対する警察の態度とは別に、警察官に欠如している重大なことがある。

5. 夫婦間レイプ

ケース・スタディ: アニーの場合

7月25日、WAO はある弁護士から電話を受けた。その弁護士の依頼人であるアニーは 2週間後に夫との離婚が成立することになっていた。アニーは結婚生活をしていた家を出た。離婚は共同の申立であったが、夫は意を翻し、アニーに嫌がらせを行ったり、脅したりし、挙げ句のはてにはナイフを突きつけて、彼女をレイプした。残念なことに、離婚手続き期間中の法律上の別居措置が裁判所に提出されていなかつたため、妻が警察への通報を行ったとき、警察はこれをレイプに区分しなかつた。便宜上は彼らは依然として夫婦であり、法律上の別居という法的支持もなかつたからである。

アニーはその後も絶え間ない脅威と恐怖にさらされ、離婚の手続きを取り消そうかとさえ考えていた。WAO は弁護士に DVA による IPO を取得すれば、夫に彼女の側には近寄れないという裁判所命令を伝えることができると助言した。弁護士は同情的な福祉局職員から手紙を受け取ることができた。弁護士は裁判官室の裁判官に面会することができ、1日のうちに彼女の IPO を確保することができた。

DVA も刑法も夫婦間レイプを認めていないが、DVA は保護令の必要性は認めている。この事件で、裁判官はアニーだけでなく、子どもや親を保護する IPO を発令した。この弁護士が IPO を獲得した速さは、弁護士へのアクセスのない他の犠牲者の場合、不可能なことである。女性団体は実際

のところ、DVA を弁護士のサービスが必要な法令にすることに不本意であり、女性自身が裁判所に出向き、警察への報告を持参して裁判官と面会し、IPO を獲得するのでないならば、福祉局と警察の両者がこの保護手続きを促進することを当初は望んでいた。

DVAに対する女性団体の反応

女性団体は、DVA の施行を実現するために合意した妥協や限界から言って、DVA が当初意図したような影響力の大きいものではないことを認識している。しかし、現在でもモニタリングを続け、問題や障害が発生していくにしたがって、憂慮の声をあげている。

DVA に関する省庁間調整委員会に参加している WAO は、覚え書きの作成にこぎつけ、それによって、同法の見直しに関して警察を担当する副首相からの対応を引き出し、WAO のパンフレットを掲示させ、マレーシアのすべての福祉事務所に貼るポスターをデザインさせることを社会福祉局に約束させ、警察と一度、会合をもつことができた。

WAO は、今後もモニタリングを続け、以下の項目についてさらにロビー活動を行い、提案事項を実行に移していく予定である。

- ・ DVA の内容と手続きを改正し、家庭内暴力を特定の犯罪として別個の手続きを明記して刑法に盛り込み、警察、福祉局、裁判所の間に、標準化され、調整の行き届いた手続きを設けることができるようとする。
- ・ 家庭内暴力の被害者に対する 24 時間以内の保護
- ・ 家庭内暴力に対応する警察官の増員
- ・ 警察、福祉局、裁判所向けの強制的な訓練と意識化プログラム
- ・ NGO シェルターへの予算配分のためのロビー活動

教訓

- ・ 家庭内暴力の被害者に対する効果的な刑事裁判所の対応のためのサービスを開発したり、提唱する立案者、行政官、活動家は被害者本人の立場に立って、そのプロセスを進めなければならない。(たとえば、どの文書に記入するかとか、どのバスに乗るかとか、裁判所や警察署に行ったり、住居を探すことなど)
- ・ 家庭内暴力と闘う戦略を作る際に、虐待を受けた女性への対応において、被害者(ほとんどの場合、妻、子どもその他の家族の成員)に対する緊急かつ継続的な保護の必要性を強調しなければならない点を理解していることが重要である。

- ・ 家族の和解が望ましくないとは言えないが、妻の安全を犠牲にしてそれが行われてはならない。家族の成員が犠牲にされている時に、家族をそのまま残すことを優先してはならない。
- ・ 家庭内暴力の被害者が常に進んで出向いて来るとは限らないこと、そうであっても、途中で行動を翻すことがあることを理解する。
- ・ 家庭内暴力の被害者に対処する福祉局職員、警察官、医療関係者は地域の住民と同じ価値感に立ち、家族のあり方に変革を求めたり、女性は立ち去る権利があるという確信をもたないほうがよい。
- ・ 議定書を発令し、これを、特に警察などの裁量に任せたりしないようにする。
- ・ 虐待を受けた女性に対するサービスを行う国家機関に対して国家の特別予算を充当する。
- ・ 女性に対する暴力は権力や支配の乱用であり、女性は自らを自由にする権利を有していること、女性に対する暴力は生涯にわたる教育プロセスが必要であることを理解する。

【参考資料】 虐待を受けた女性に対するサービスの目標

直接的サービス

1. 女性や子どもの安全を守ることに貢献するサービスを提供する。
2. 女性が以下を行えるようにするために必要なあらゆる情報を提供する。
 - ・ 正当性と精神的支援を与えられる
 - ・ 女性自身の将来の現実的計画を立てる
 - ・ 計画の実施に必要な実際的かつ精神的援助を受ける
 - ・ 自分自身と子どもが過去や現在の虐待の影響から解放されることを促す実際的資源へのアクセスを獲得する。
3. 必要な場合、家庭における虐待の影響を受けた子どもが必要とする支援を提唱し、設ける。
4. ピア・サポート(同じ立場の者に対する支援)や自助のためのサービスの立案や提供のあらゆる側面において、以下の者に対する機会を尊重し、それを組み込む。
 - ・ 生存者
 - ・ ボランティア
 - ・ 専従職員
5. 特定の地域に居住するすべての女性が入手可能なサービス提供システムを維持する。
6. 経験に基づいた知識や専門知識を、敬意をもったバランスのある方法で尊重し促進するサービス提供戦略を維持する。

サービスと政策の調整

1. 他地域のサービスと強力な相互的関係を築き、家庭内暴力の問題に取り組む調整機関を設立し、暴力から逃れた女性に対して選択を提供する補完的ネットワークを継続的に促進し、発展させる。
2. 機関内部およびあらゆるプログラムにおいて、政策および実践の調整と一貫性と調和を確保する。

訓練と養成

1. 部局役員、ボランティア、専従職員に対して、以下を行うための継続的教育プロセスを確保する。
 - ・ 女性に対する暴力を助長する個人の価値観を批判的に検討する。
 - ・ 技術や知識の基盤を定期的に刷新する。
 - ・ プログラムの立案や実施における創造性や融通性を促す。
 - ・ 女性の経験を教育プロセスの中心に置く。
 - ・ 経験的知識と理論的知識の両方を尊重し、促進する。

地域教育

1. 家庭における虐待を止めさせることができての人の課題となるような行動を立案し、実施する。
2. 地域教育のためのあらゆる行動においてジェンダーと権力に基づく虐待の分析を含める。
3. 教育による社会変革のプロセスに地域のすべての成員を関与させる。

政策提言

虐待の生存者が以下を行えるように政策提言を行う。

- ・ 虐待を生む関係から逃れることを妨げる障害を除去する。
- ・ 暴力の生存者である女性と子どものニーズに応えないシステムを改善する。
- ・ 暴力の生存者である女性と子どものニーズに応えるシステムを確定し、強化する。
- ・ 加害者に対して暴力の責任を引き受けるように主張する。

評価

1. 暴力の生存者である女性と子どもに対して、すべての機関によるサービスが、即応的で、協力的で、責任あるものとなるようにする。
2. 組織が、職員やボランティアに対して協力的で責任あるものとなるようにする。機関が機能する地域において、その機関が地域に関わり、それを代表するようにする。

親密な関係における女性に対する虐待（AWIR）の現実

ロゼル・リー・リベラ
フィリピン大学

私は女性に対する暴力とたたかう運動、とくに親密な関係における女性への虐待（AWIR）とたたかう運動に身を置くフェミニストとして、この会議に参加している。会議のタイトルに「専門家」とあることにやや居心地の悪さを感じるのは、フェミニストがとくに警戒するある種の知識の集中を意味するからである。ある人が言ったことを今でも覚えているのだが、暴力を生き延びてきた女性、女性や子どもが犠牲になることを気にかける女性、長年この運動にかかわってきた女性こそが専門家なのである。

わが国フィリピンは、面積 30 万平方キロの島に約 7100 万人の多様な民族が住む。7000 を超える島々は大きく北のルソン、中部のビサヤ島、南のミンダナオの3群島に区分される。言語の数が 70 以上、方言は推定 111 種類ということが、この国の多様性を反映している。フィリピンにおける AWIR の問題がいかに込み入ったものであるかをより深く理解するためには、この多様な背景を知っておく必要がある。AWIR の問題はきわめて複雑であるだけでなく、非常に取り組みにくい問題である。この問題について発言したり実際に活動している人の多くが嘆くように、実際に取り組もうとしても挫折感におそれるしかない。AWIR に関して社会が変わるには長い時間がかかり、一晩にして変わることなど期待できない。にもかかわらず、私たちが努力を重ねているのは、この時点で適切な対処をすることが将来の大きな変革に必ず役立つためである。

私はここで以下のことを話したい。(1) 社会の底辺で生きる多くのフィリピン女性の生活を左右している「深刻な実態」のデータに基づき、AWIR の社会的背景を見る。(2) AWIR についての理解を深めるのに役立ついくつかの例から、この問題の本質を把握する。(3) AWIR への取り組みという点で、フィリピンにおけるイニシアチブがもつ可能性を明らかにする。

親密な関係における女性に対する虐待（AWIR）の定義

1995 年、フィリピン各地から、暴力の被害にあった女性たちへの支援活動を行っている女性団体

が集まり、この深刻な社会問題について経験や共働の可能性について話し合った。その際、家庭内暴力を親密な関係にある女性への暴力という点から定義する必要があるというのが、参加者の一致した見方だった。

AWIR とは親密な関係にある女性に対する虐待を言う。AWIR という場合には、相手に対してなんか言ったり、考えたり、感じたりすることが重要であり相手にとって意味をもつというモラルが優先される。信頼という要素もこの関係では重要な要素である。

AWIR には性的関係もある。感情的なつながりもある。ここで強調されるのは、人はただ骨と皮でできているわけではなく、気持ちや感情もあることということである。

こうしたホリスティック(全体論的)な視点に立つがゆえに、AWIR はパートナーが加える身体的危害だけでなく、感情的、精神的、性的、心理的な次元まで取り上げる。

AWIR には、身体的暴行、サバイバーに対する感情的暴力、間接的に感情を傷つける暴力、子どもを利用した感情的暴力、経済的虐待、言葉による虐待、性的虐待などが含まれる。1回きりということはまずなく、たいていは頻度が増え、虐待そのものもエスカレートしていく。

親密なパートナーとは法的に結婚した夫婦だけではない。法的婚姻関係であろうがなかろうが、前パートナーであろうが、男であろうが女であろうが、二人であろうが、デートする関係も含み、さらにボーイフレンドとガールフレンドの関係や、内縁関係も入る。

AWIR の社会背景

AWIR について語る際、男女間の力の不均衡を見なくてはならない。フィリピン人はいかに男女共同参画を促進しているのだろうか。いくつかのデータからその一端を探りたい。

- * 国連のジェンダー指標では、フィリピンは加盟 104 カ国の中 70 位、ジェンダーエンパワーメントの順位では 39 位である。
- * フィリピン政府は、国連の「あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約」(CEDAW)のための主要な実施策として、「フィリピン女性開発計画」(1987-1992 年)および「ジェンダーの視点に立つ開発計画」(1995-2025 年)を策定した。
- * 労働組合の女性組合員は、1993 年の 43% から 1996 年には 60% に増加した。
- * フィリピン女性の識字率はアジアの中で最も高いとみなされており、1990 年代半ばには 94% に達した。
- * フィリピン政府は、1995 年の一般歳出予算法によって、政府関係各省と地方自治体へ振り分けられる予算総額のうち、5 % を自動的に「ジェンダーと開発」予算とすることを命じている。

フィリピンは確かに女性問題関連の法律や政策では国際的に賞賛されているが、政府と非政府組織からの報告だけでなく公式統計においてすら、女性を守りかつ男女共同参画を促進するという点ではまったく役に立っていないことが示されている。(フィリピンの CEDAW 実施に関する基本報告、1999 年)

現状を見るために、AWIR のサバイバーに影響を及ぼしている次のような問題の多い事実について見てみたい。

フィリピン警察女性・児童問題局は、1999 年第 1 四半期だけで届出数が 1996 年の総数より 15% 増加したと発表した。女性警官デスク(PWD)の実績を見ても、女性を対象にしたサービスがきわめて不十分であることがわかる。1997 年だけでも、40 人の女性警官のうち、ジェンダーに関する訓練を受けたのはわずか 13 人にとどまる。女性警官 27 人のうち自分の業務日誌をもっているのはわずか 10 人、20 人が他の部局とオフィスを共有していた。(アルガアン・カラカサン、1997) 知らない人ばかりの部屋で、女性はどうやって親密な関係の下での虐待について警察官に報告できるというだろう。しかも基本的なジェンダー教育さえ受けていない人に助けを求めることができるというのだろう。

もうひとつの例は、全国に 11 のシェルターを運営している社会福祉・開発省である。1997 年、社会福祉・開発省女性福祉局に支援を求めた女性は 2430 名だが、公的制度のサービスを受けられたのはそのうちの 25% 以下であった。地域社会の助けを得た女性は 40% である。1998 年には、女性に対する暴力の被害者 6541 人のうち、そうした女性のためのホームに入れたのはわずか 1135 人だった。しかもここでの問題は、AWIR のサバイバーが十羽一からげに売春婦、浮浪者、人身売買された女性たちと一緒にされたことである。AWIR のサバイバーやトラウマを負ったその子どもたちは、他の場合とは別の配慮を必要としていることを強調しておきたい。

フィリピン女性が医療や精神的治療を受ける場合、毎月の経費を合計すると年間推定 60 億ペソという事実から考えると、ケアの質が劣るのもうなづける。この額は 1997 年に社会福祉・開発省(DSWD)への予算割当の 3 倍に上る。貧困国でシェルターを運営すれば、限られた政府の財源を枯渇させてしまう。フィリピン政府が 1996 年に、シェルターで使った医療費、精神病治療費は 4850 万ペソ(約 1940 万円)であった。これは NCRFW の 1997 年予算の 2 倍に相当する。(ヤップ 1998 年)

医療部門では、保健省が女性と子どもの保護施設の設置を求める行政命令 97-1B を発令した。今まで 28 の施設が設置されたにもかかわらず、女性に対する暴力(VAW)と AWIR の事例につ

いての報告やモニターは不明である。

AWIR の被害者(サバイバー)の多くは、自分の身体を自分で管理することがほとんどできない。正確な数字をあげることはできないが、親密なパートナーから暴力を受けた女性たちと直接接触する福祉ワーカーの多くが、暴力サイクルの蜜月期間に女性が望まない妊娠をしていた事実につき当っている(アルガアン・カラカサン、1997)。こうして、女性たちは、追跡、暴力、後悔、蜜月というサイクルの歯車として、6、7 回また 8 回と妊娠してしまう。

統計から、危険な中絶が広く行われ、多くの女性たちの命を脅かす事態は依然として隠され、無視されていることがわかる。フィリピン産婦人科学会の調査では、全国 78 の病院で死亡した妊婦の 24%は人工中絶によるものだとしている。1994 年のフィリピン総合病院の記録でも、流産の 10%は人工中絶によることが明らかにされている。

このコストを経済指標だけで政府、コミュニティ、また個人に還元することはできない。暴力の社会的コストは金銭的な面だけにとどまらず、最も悲惨で高くつくからである。社会的コストを測るために意味のあるパラメーターがないため、この領域は一貫して無視されている。

AWIR と法整備

フィリピンには家庭内暴力に対する特別な法律はない。しかし、刑法改正が行われ、その条文の下で、わずかな身体的損傷から殺人、親殺しまで、虐待の加害者を犯罪者として逮捕することができる。

フェミニストたちは長年この法律に反対の声をあげてきた。この法律は限界があるだけでなく AWIR のサバイバーにとっては危険ですらあるという理由からである。第一に、この法律には AWIR と取り組む意図はなく、加害者から被害者の女性を守ることができないうえ、女性に暴力をふるうパートナーを告発することもできない。街角で見知らぬ人どうしがけんかしたという事件とは違い、殴られた女性には自分自身と心的外傷を受けた子どものために心の支えや支援のシステムが必要である。この二つはまったく別の事柄なのである。

もうひとつの例として、フィリピンの家族法では一回殴られただけでは事件にならない。裁判所はたいてい一回以上暴力をふるわれた証拠を要求するからである。「繰り返される暴力」が裁判に訴える妨げとなっている。どす黒くなるまで殴られた女性が裁判に訴えるには、もう一度殴られなければならないというのだろうか。

1997 年、この家族法における心理的無能力の解釈が事態をいっそう複雑にした。広い意味での「心理的無能力」の事例について、心理学者ないし専門家による証言を義務付けたのである。この動きに女性たちは反発した。貧しく職もない女性が何年もの間、蹴られ、叩かれ、横っ面をひっぱたかれ、子どもたちには何日もひもじい思いをさせ、近所の人からは家庭を壊したとレシテルをはられたあげく、心理学者のような「専門家の証言」を求める余裕があるはずなどないではないか。裁判所に請願したり裁判を維持したり、交通費や子どもの養育費や裁判費用を負担するというのは、地域で暮らす普通の女性にとっても大変な費用がかかることで、とてもできるものではない。この法律は裁判に訴えることができない人々のための法律になっているのである。

共和国法 8369 ないし家庭裁判所法は、家庭内暴力をふくむ裁判のために特別法廷を創設することを明記している。2000 年を迎えた今、すでに成立した多くのフィリピンの法律と同じように、この家庭裁判所法の規則や規制も十分に実施されているとはいえない。

進歩的課題を推進する努力

現在、上院と下院の両方で家庭内暴力に関する多くの法案が継続審議となっている。進歩的女性団体が推進しているのが「反 AWIR 法」案である(上院法案第 1458、下院法案第 6750)。この法案は、結婚、同棲、性的および交際関係など親密な関係にある女性に対する虐待が蔓延していること、しかもこれが特異な性格のものであることを認めている。また、すべての虐待行為にはさまざまな側面があることも強調している。例えば、男性が家族の収入を食料品などの家族に必要なものではなく、たばこや売春や酒に使ってしまった場合、それは表面的には経済的虐待になる。しかし、もっとよく見ると、この無責任さが生活を破壊し、精神的にも感情的にも家族に悲惨な結果をもたらすことになる。こうしたさまざまな側面は相互に関連し合い、別個のものではない。

すべての虐待行為にはさまざまな側面がある。多くのフィリピン人にとって、セックスと愛情は分離できるものではない。女性の身体と頭は切り離すことができない。頭は心と結びついている。

前述したように、親密な関係のパートナーによる暴力を受けた被害者(サバイバー)は、裁判制度におじけづいてしまう。貧しい女性たちは職もなく力もないためコストが捻出できず、裁判所に訴えることさえできないからである。反 AWIR 法案にはしかるべき審問を経たあと、調停委員会がバランガイ保護命令(BPO)を出すという条項が含まれている。この命令は 6 カ月ないし永続的に有効とされている。貧しい村では数多くの女性が助けを求めて右往左往し、バランガイ・キャプテン(選挙で選ばれた村長)が虐待加害者の飲み友達だったり、警察署は男ばかりで女性を村へ送り返すだけ、あるいは警察など近づくこともできないため、何の援助も得ることができない。こうした女性にとつ

て、この条項はひとつの機会と受け止められている。

現在、継続審議となっている家庭内暴力に関する法案はすべて、「1999年反DV法」という「代理法案」に統合された。女性法律事務所(WLB)によると、さまざまな領域で暴力を受けた女性たちと密接に働いている女性団体、KILOS KABARO はこの「代理法案」を激しく批判している。その主な理由は、この法案が配偶者、元配偶者、継父母と継子を含む親族、さらに家事手伝い、同居している親戚および同居していない親族を対象としていること、親密な関係という要因が覆い隠されているからである。この種の暴力にあった女性が必要とするものは、ほかの暴力を受けた被害者のものとは異なる。虐待の性格も状況も異なるからである。WLB の報告はさらに、別の形態の暴力、特に男性に対する暴力を対象としていることで、ジェンダーの不平等という文脈を混乱させているとしている。

現在の対応と政策のギャップ

フィリピンの女性運動は、世界でも活気にあふれた運動として、これまであらゆる戦線で AWIR とたたかってきた。ここでいう女性運動とは、フェミニスト NGO、草の根女性団体、女性研究者、選挙で選ばれた政治家、地域社会の女性リーダーをさす。これらの運動を簡単に以下に要約できる。
1)調査、2)シェルターや緊急センターなど現場の支援、3)政治活動と法改正運動、4)意識化の努力。

最後の第四の活動が今も不足している。意識化の努力は一握りの進歩的フェミニスト組織しか押し進めていないのが現状である。その活動には、女性の意識を変えること、地域の女性の組織化とリーダーシップ育成、ネットワークづくり、家庭内での女性の安全といった社会問題を中心に女性を動員することなどが含まれる。意識化のための活動としては、AWIR の被害者のためのフェミニスト・カウンセリングや地域の女性を対象とする一連のサービス、例えば女性にやさしい診療所、地域に根ざす支援グループの確立、女性の意識を変える民衆演劇その他の芸術形式の利用などがある(リヴェラ、1999年)。

国の官僚に限界があることは明らかである。AWIR などの女性に対する暴力を、貧困や無力といった他の形態の抑圧と切り離そうとする傾向によって、AWIR と取り組む努力も無に終わっている。VAW や AWIR の構造的な根が反女性的な社会経済政策にあることが見えていないし、文化がもつ相互の関連を深く理解せず、女性を性の対象とみなし、そのように扱っているのである。マイクロチップ、レーザー光線、Eメールやインターネット、高速車、特殊効果を使った映画、火星や月へのロケット打ち上げといった高度技術の時代に、人間の行動が同じペースでは進化していないのは安

穩としていられることではない。

AWIR の防止ひいては廃絶は、ただ政策や活動、予算を拡充すればいいというものではない。考え方、意識、視点を変えることが求められている。この視点は、弱い立場にある人びとの声に、建前ではなく耳を傾ける。この視点の根本は、男女関係の神話を排除し、人間中心の関係こそ必要とすることにある。そうすれば、私たちはバラ色のメガネをはずし、もっとましなレンズで AWIR の現実を見る能够である。



家庭内暴力—スリランカに関するケース・スタディ

カミナ・グナラトゥナ
スリランカ公開大学

本論は、カマリニ・ウイジヤヤティラケとカミナ・グナラトゥナが女性研究センター(CENWOR)に対して行った家庭内暴力に関する研究を基礎としている。同研究は、女性の権利擁護国際行動ウォッチ・アジア太平洋(IWRAW-AP)が行った女性差別撤廃と男女平等の達成に関するモニタリングのプロジェクトとして行われたものである。著者は女性研究センターがこの報告書の使用許可を出してくださったことに感謝したい。

はじめに

スリランカは人口 1760 万人のインド東南に位置する島国で、多民族、多宗教から成る。主な民族集団はシンハラ人(74%)、タミル人(18%)、イスラム教徒(7%)である。大半(75%)の国民は 40 歳以下で全世帯の 22% 近くが女性を世帯主とする。

過去 50 年間において、進歩的社会階層の政策が、乳児死亡率(正常出産 1000 人あたり 19.3)や妊娠・出産死亡率(正常出産 1000 人あたり 5)の減少に大きな影響を与えた。女性の平均寿命(71.7 歳)は男性の平均寿命(67.8 歳)を上回り、人口の性別割合は女性 100 人に対して男性 104 人となっている。高学歴化や就職志望の増加が低い出産率を助長している。妊娠・出産による死亡のうちの 10.4% は不法中絶によるものである。スリランカでは、妊娠によって母親の生命が危険にさらされる場合以外は中絶は犯罪である。したがって、ほとんどの中絶は自分で行ったり、劣悪な監督下や衛生状況の下で無資格の者によって実施されており、女性の心理的身体的健康に害を及ぼしている。

スリランカは高い識字率(女性は 83%、男性は 90%)を有し、これは主に進歩的教育政策と、性別にかかわらず教育熱心な親によるものである。初等教育レベルでは男子の方が女子より入学者が多いが、中・高等レベルでは女子の方が男子より多い。しかし、階層別の分析ではプランテーション部門において女性の識字率は男性のそれをはるかに下回っている。

しかしながら、女性の識字率や教育レベルが高いからといって、政治や経営の分野に多くの女性が進出しているわけではない。1931 年に普通選挙が認められ、同年、女性も政治に参加するようになったが、議会への女性の参加は大きく増加することはなく、依然として 5% に留まっている。地

方政府による政治ではこの割合はさらに低くなっている(2%以下)

同様に、政府部門においても民間部門においても管理職に就く女性は男性より少ない。ジェンダーに基づいた職のステレオタイプ化によって、女性は「女性向きの」雇用領域に周辺化させられるか、不完全就業の状態に置かれ、未熟練か半熟練の職に留まっている。女性の労働力は男性の半分だが、紅茶産業、中東における家事労働への雇用、衣料産業など外貨獲得の3つの主要な分野では男性より多くの女性が雇用され、より大きい貢献を果たしている。女性労働力の5分の1は無償の家事労働者で、多数の女性労働者がインフォーマル・セクターに属している。インフォーマル・セクターで女性がどれほどの経済的貢献を行っているかは不明である。こうしたことから女性は信用、技術、訓練へのアクセスが制限され、他方で女性の労働者としての権利が認められず、そのため女性は悪辣な雇用主や請負業者による搾取を受け易くなっている。農業関連経済において労働者の40%を占めるスリランカ女性は重要な役割を果たしている。しかし、女性農民は農業のエクステンション・サービスを容易に受けすることはできない。これに関して適用されている差別的法律によって、国家土地改革計画の中で、他地域では女性も享受している土地所有の同等の権利を否定されている。

法的および制度的枠組み

スリランカ憲法第12条は男女平等を保証し、すべての人間は法の前に平等であり、法律による同等の保護を得る資格を有すると宣言している。同条はまた、すべての人は性別を含む何らかの事柄を根拠に差別されなければならないと述べている。憲法はまた、女性、子ども、身体障害者の地位向上のために、法律によって特別規定や行政行動を定めることができるとしている。憲法第11条は、誰でも拷問もしくは残酷で侮辱のあるいは非人間的処遇を被ってはならないとしている。こうした憲法上の保証は法律上実施可能だが、ただし国家に対してだけである。したがって、私的領域において、それが家庭内であっても、雇用においてでも、こうした権利行使することはできない。

スリランカは、多文化社会であるため、異なる民族集団や宗教集団に適用される複数の慣習法によって統治されている。こうした法律は憲法以前に定められたもので、上記の憲法の原則に矛盾するからといって改正を迫ることはできない。したがって、慣習法によって家族における権利を統制されている女性は男性と同等の待遇を受けられない場合がしばしばある。たとえば、イスラム女性は、男性と同等の相続権がなく、夫を亡くしたシンハラ女性はカンディアン法により、他のシンハラ女性や男性と同等の相続権がない。タミル女性は、テサワラマイ法によって自分の財産を移動する際には夫の許可が必要である。夫の側はこれを必要としない。慣習法の統一した規準を定めようとする動きは、宗教集団の圧力によって失敗している。

公的領域においても、憲法に明記された男女平等の保証が女性に適用されないことがしばしば

ある。たとえば、法体系に組み込まれた家父長的考え方のために、市民権に関する行政規定でスリランカ女性を妻とする外国人配偶者は市民権を得られない。スリランカ男性を夫とする外国人配偶者にはこれと同じ条件は適用されない。スリランカ女性は自分の市民権を子どもに手渡せないのである。子どもは父親の市民権を獲得しなければならないからである。こうした制限は明らかに憲法違反であり、問題にされなければならない。

スリランカは 1981 年に女性差別撤廃条約(CEDAW)を批准した。また、女性に対する暴力廃絶に関するウィーン宣言(1993年)の署名国でもあり、北京宣言と行動綱領(1995年)にも署名している。したがってスリランカ政府は女性に対する暴力のあらゆる側面に取り組む国際的義務を負っている。

スリランカ政府は 1993 年に女性に関する国家政策の表明として女性憲章を採択した。同憲章は「ジェンダーに基づく暴力は人権および基本的自由の侵害である」と明記している。さらに、同憲章第 16 条は「国家は、監禁、特に暴力の表現としてのレイプ、近親姦、性的嫌がらせ、身体的心理的虐待、拷問、残酷で非人間的あるいは侮辱的処遇など、社会、職場、家族における女性、子ども、青年に対する暴力の現象を阻止するためにあらゆる手段を講じなければならない」としている。したがって、スリランカ国家が女性の暴力に対する国家の姿勢を認めていることは明らかである。しかし、憲章は単なる政策文書であって、法的な力ではなく、この範囲に限られている。

スリランカにおける女性に対する暴力の問題

過去数年来、女性に対する暴力事件が著しく増加している。これにはさまざまな要素が考えられる。たとえば、国の北部および東部における継続的な内戦や 1980 年代後半の南部における暴動が影響して、スリランカはますます暴力的で不穏な社会になってきている。女性に対する暴力はこうした環境の一侧面である。また、「スリランカは 1987 年から 90 年の間に南部の紛争による惨害を受けた。さらに、過去 10 年におよぶ北部と東部の継続的武力紛争は、変化する社会的態度について命の価値自体にぬぐい去れない傷跡を残している。女性や子どもがこうした紛争状況によって悪い影響を受けることはまちがいない。生存権の観点から言って、内乱や武力紛争は、女性に対する暴力における女性の人権侵害を周辺化し、覆い隠す環境が生まれるのを促進した。近年の不穏な要素の一つとして、スリランカの政治活動の文脈における女性への暴力や嫌がらせがある。

こうした状況において、女性に対する暴力の問題が、緊急の一貫した行動を要する問題として浮上してきた。この問題に関する社会の積極的行動と意識の広まりによって問題を明確化する、より広い空間と機会が生じ、通報の数が以前より増えている。これは以前より多くの事件が発生している結果とも言える。1995 年には活動家や社会運動団体のロビー活動によって 100 年の歴史を持つ刑法が大幅に改正された。この改正によって、近親姦、人身売買、性的嫌がらせの新たな犯罪が

生じている。またこれによって、レイプに対する処罰が増大し、ペニス挿入には至らないが深刻な性的虐待を犯罪として認めるようになった。しかし、この新しい法律は、夫婦間レイプを認めるまでには至らず、中絶の合法化(少なくともレイプや近親姦による妊娠や胎児異常の場合)も認めていない。夫婦間レイプは裁判上の別居の場合にのみ裁判に付すことが可能となり、これは「政権についた政府ならいかなる政府に対してもこれまで打撃を与えてきた強力な宗教ロビーの結果とみなされる」と言われている。臨時の調査によって家庭内暴力が蔓延していることが明らかになったが、刑法は依然として家庭内暴力を犯罪と認めてはいない。

家庭内暴力

家庭内暴力は、レイプや性的嫌がらせ、近親姦、人身売買などのように明らかに社会の侵害となる、目に見える犯罪とは異なり、世間の目からは通常、隠れた問題である。こうして、スリランカにおいては家庭内暴力はほとんど認識されず、認められてもいない。CENWOR やウーマン・イン・ニードなどの NGO や個人の研究者によって家庭内暴力に関する研究が実施されている。NGO はまた、虐待を受けた女性にシェルター、カウンセリング・サービスなどの援助を提供している。しかし、国家や NGO によってマクロなレベルでこの問題に対処するための措置は何もとられていないし、この問題が社会全体を侵害するものであるという事実が認識されていない。警察統計やメディアに報告された事件から見ても家庭内暴力の通報が過去数年で増え続けている。以下の警察統計から家庭内暴力の報告件数のレベルの上昇がわかる。

犯罪	1990	1991
a) 夫の妻に対する暴行の総件数	13,368	19,656
b) 夫の妻に対する嫌がらせ、侮辱、脅迫の総件数	27,611	32,512

家庭内暴力は、男性と比べて女性に偏った影響を与える暴力形態であり、生存権、個人の安全と自由の権利、残酷で非人間的で侮辱的な処遇からの自由の権利等のその他の基本的権利の侵害をもたらす。憲法が両性の平等を保証しているとはいえ、根本的現実がこの原則を反映していない。ほとんどの女性、特に社会で不利益を被っている社会経済階層にとって社会的自立や経済的自立は依然として実現されない夢であり、彼女らは、家族の中の男性の成員、つまり父親、兄弟、夫、さらには息子にさえ全面的に依存せざるをえなくなっている。こうした依存によって、さまざまな理由で自分からは逃れられない暴力の状況に陥ってしまう。このような暴力を黙認し、不幸であっても女性の生活の避けられない側面としてこれを受け入れる社会的規範の結果として、家族の成員からの同情は別にしても、法律執行機関や社会サービス団体などの支援が不足し、女性が直面す

るジレンマがさらに深まるのである。

NGO 部門は、特に家庭内暴力などの女性に対する暴力の問題に対応するいくつかの措置をとっている。1987 年に、虐待を受けた女性のためセンター第1号としてウーマン・イン・ニードが設立され、被害者への法律扶助やカウンセリングを提供するようになった。女性開発センターなどの NGO もこれに続き、同様の支援サービスを行っている。しかし NGO の積極的行動だけでは家庭内暴力に適切に対応するには不十分であり、国家に対してあらゆる暴力からの保護という国内的、国際的誓約の実現を迫るロビー活動が必要である。そのためには、家庭内暴力の問題の深刻さを調査し、記録しなければならない。こうした理由から、CENWOR は本書の基礎となる報告を皮切りとする包括的研究に着手したのである。

家庭内暴力の定義

この研究の目的によって、家庭内暴力は以下のように定義されている。家庭内暴力とは主に家庭でしかも特定の世帯の成員間で発生する暴力である。それには性的暴力と性的暴力でないものの両方が含まれる。性的暴力には、レイプ(夫婦間、非夫婦間の両者)からその他の性的虐待、性的いたずら、嫌がらせ、近親姦に至る範囲のものが含まれる。性的暴力以外のものとしては、身体的虐待、言葉による虐待、心理的虐待などがある。

一次および二次データでは言葉による暴力も心理的暴力も浮かび上がってきたが、研究の目的からその二つは除外された。その理由は、心理的暴力の事件は一貫性のある通報が行われないからである。本書でも引用している研究を実施した研究者の中には、心理的暴力の確定と分析は困難であるとコメントしている者もいる。

研究の方法論と範囲

この研究は、統計およびこの問題に関して他者がこれまでに行った研究の分析を基礎として行われた。統計は家庭内暴力の被害者が援助や救済を求める主要な機関、中でも、病院や警察署や裁判所などの国営機関、NGO が維持する緊急支援センターなどから集めたものである。家庭内暴力のケースに関する統計、その性格、事件がおこった状況などに関する統計が集められた。研究者は他の NGO と協力して統計を入手した。

データはセントラル州のカンディ地区という特定の地域のものである。この地区は、スリランカの全体の人口構成を反映する民族集団が居住し、プランテーション、農業、工業、サービス部門を含む、都市と農村が混成する地区であることから、この研究に適切であった。

この研究では社会学者、心理学者、医者などによる家庭内暴力の特別研究も使用している。こ

これらの研究は本書の巻末に列挙されている。

家庭内暴力の頻度と性格

一次データ

すでに述べたとおり、この研究では心理的暴力についてもある程度取り扱ってはいるが、主に身体的暴力に焦点をあてている。心理的暴力も現実としてあるが、この問題に関する十分なデータを入手できなかったからである。医療機関からわれわれが入手したデータは身体的損傷に関する情報だけを掲載していた。病院の分類の一つに「精神的圧迫」という項目があり、これが言葉や心理的な虐待により引き起こされた可能性はあるが、明確ではない。警察のデータには、「叱責と脅し」と定義された項目があり、これは身体的暴力以外の暴力を含んでいると思われる。

これらの機関から入手した統計は身体的損傷の軽いものから深刻なものまで幅広い範囲を網羅しており、「精神的圧迫」という範疇も含まれていた。損傷の原因として、暴行、圧迫、刺傷や切り傷、やけど、毒を飲んだこと、レイプ、認知されない結婚、猜疑心、報告なし、などがあった。入手可能な情報に基づいたこの分類は、損傷を受けた方法を記した項目と損傷の理由に焦点をあてたものが混じっていて、かなりあいまいである。しかし、ほとんどの事件において、加害者は夫であるかまたは報告されないかであった。

検討が行われていた月に、女性が原告あるいは被害者となった訴訟 39 件が裁判所に提出された。そのうちの 4 件では、離婚を求めしたことによる夫からの暴力を挙げている。

本書で使用した研究の中で、被害者の語った多数の話やインタビューから成る研究は、暴力が引き起こされる状況をわれわれに伝えている。

ある研究は最初に家庭内暴力に関して女性にインタビューする難しさについてコメントしている。調査員に事実を明らかにする際に女性の側に躊躇や遠慮があるというのである。非常にプライベートだと思っている問題について話したがらないし、夫やパートナーを守ろうとする傾向さえある。さらに、当初はさまざまな所得者層を網羅するつもりだったが、最終的には低所得者層の女性に限らざるをえなかつた。中流階級の女性は全般的に調査に参加することを拒んだからである。羞恥心や動搖からくる遠慮および(または)法的手続きに関わることの恐怖などが、女性が持続する家庭内暴力を受け入れる要素となっており、またそれを助長している。

200 人の女性を対象に行われたこの研究によって、インタビューを受けた女性の 60%が結婚生活または同居中に暴力を受けたことがあり、そのうちの 98%は 2 回以上の虐待の経験があることがわかつた。

スリランカの 4 カ所で実施され、515 世帯を対象に行われた別の研究は、「女性の回答が正確であれば、コロンボでは 54%、ハルミレワでは 71.2%、ノクチャでは 60%、ピタカンダでは 72.2% の

世帯で家庭内暴力が発生している。これらの数値は著しく高く、正確なものとは言い難いが、すべてを無視するわけにはいかない」としている。

3番目の研究は、一般医による虐待妻症候群の研究で、800人の既婚女性を対象としている。この研究では虐待を受けた女性を「配偶者によって身体的に殴打されたことを通報した女性」と定義し、このカテゴリーをさらに2つの小カテゴリーに分けている。つまり、虐待が定期的で頻繁に行われる女性と、一度だけ虐待を受けた女性である。ここでも言葉による虐待と、心理的虐待は言及されてはいても、特別に取り上げられてはいない。この研究には800人の女性が含まれられている。以下にその主要な点をまとめた。

調査の対象となった女性の27%が婚姻関係において虐待を経験している。このうち9%はひどい虐待を受けており、18%は1回限りの虐待であった。著者はこう指摘している。「こうした結果から既婚女性が結婚生活において虐待を経験することはかなり一般的であることが明らかである。また、虐待の経験にはその程度において2つのレベルがあることも強調しておくべきである。ひどい虐待を受けている女性1人に対して一回限りの虐待を受けた女性は2人の割合であった」。ひどい虐待を受けた女性のほぼ半数がほとんど毎日虐待を受けており、残りは週あるいは月に1度、同じ割合で虐待を受けていた。統計データについて検討した後、著者は「地域社会における統計的規準としての、一定程度の夫婦間の暴力の可能性」があると述べている。

男性と女性の両者を含む1000人を対象として行われた研究では、世論調査の第一段階で虐待の頻度を取り上げ、「妻への殴打それ自体について統計的示唆していることは、社会において一般的に高い割合でそれが発生しているということである。研究の対象となった人の67%は少なくとも1人の被害者を知っているとし、55%は少なくとも3人、33%は少なくとも6人を知っているという事実は、妻への殴打は多くの女性が胸の内に留めておく『秘密の』情報であるということから言つても、かなり深刻な状況を示していると言える」と述べている。この研究はさらに、「対象者の83%が自分の地域で少なくとも1人か2人の妻の殴打の例があるとし、このことから言って、この不快な現象のない地域はほとんどないと言える」としている。自分の地域ではあまりないと答えた16.5%の人のうちの10%は対象地域の中の2つの中流階級の地域であった。中流階級の人々は妻への殴打の問題に関して「閉鎖的」政策をとるのに最も成功しているという事実が注目された。

一次および二次データとも女性に対する暴力の種類について明らかにしている。上記に挙げた病院、警察、裁判所から入手したデータは、女性が被った損傷の種類を示している。二次データはこうした損傷がどのように引き起こされたかについてある程度の状況を示している。

ある研究によると、女性の51%が武器による暴力を受けたとしている。これには木片、壊れた家具、ナイフ、短刀などが含まれる。

この研究はまた、女性が妊娠中に家庭内暴力が発生した問題についても検討している。インタビューを受けた女性の95%に子どもがあり、そのうち42%が妊娠中に虐待を受けたと言っている。同

研究は、取り上げたケースの分析から、虐待は男性が妊娠や育児によって妻が自分に対する伝統的な義務を果たす時間が少なくなることを受け入れたくないと思っている結果であるとしている。一方、「妊娠が誘発する虐待はほとんどない」と結論づける別の研究もある。

以上の研究はまた、言葉による虐待が身体的虐待より多く報告されていることを明らかにしている。しかし、すでに述べたように、4つの研究のすべてが心理的虐待や言葉による虐待を包括的には捉えていない。したがって、こうした暴力の発生頻度や強度のレベルについて明らかにすることはできない。しかし、これが現実であることはまちがいなく、その発生頻度や強度は身体的虐待と同じあるいはそれを上回ると思われる。

家庭内暴力の諸原因

直接の原因

統計調査によって女性に対する暴力のいくつかの原因が提示されている。

- ・ 認知されない結婚
- ・ 猜疑心
- ・ 家庭内不和
- ・ 妻の不倫
- ・ アルコール依存症
- ・ 約束不履行
- ・ なし
- ・ 報告なし

このデータは、家庭内暴力の直接的原因あるいは暴力の引き金となった要素を示しており、女性に対する社会の見方や家族の態度についてのいくつかの洞察を提供してくれる。たとえば、「認知されない結婚」「妻の不倫」「約束不履行」は女性の性的行動を統制する社会規範を示している。「猜疑心」や「家庭内不和」が実際に何を示しているかは不明であるが、この場合も女性が社会や家庭の期待と反する振る舞いをしているのではないかという猜疑心であったり、別の種類の対立が女性に向けられているものと思われる。夫や権威のある男性のアルコール依存症が暴力の大きな原因となっている。「なし」が理由として挙げられているのは、恣意的で不合理な暴力がふるわれていることを示している。「報告なし」とされている例が多いのは、女性が暴力の理由および(または)加害者について明らかにしたり、話すことを躊躇していることを示している。したがって、正規の機関における環境の下では女性は当該機関に対して自分のけがの経緯を明らかにしないことが多い。特記すべき重要な要素として、ダウリー(花嫁の持参金)が家庭内暴力の主要な原因ではないと思わ

れることが挙げられる。

その他の研究においても家庭内暴力の同様の原因が報告されている。

- ・ 女性の家事
- ・ 財政問題
- ・ 子どもに関すること
- ・ 大家族的状況
- ・ セックス
- ・ 男性の自己卑下
- ・ 特定の理由なし
- ・ 人口密度の高い居住状況とそれによるストレス
- ・ 被害者の教育の欠如ー「この研究は教育の欠如と家庭内暴力の発生の間に関連があるとは結論づけられない」としている。
- ・ アルコール依存症ー「アルコール依存症が暴力的行為に密接に関連していると思われる」としている。
- ・ 家の外での雇用ーある研究は、女性の家庭外での雇用や伝統的家族形態の崩壊、ジェンダーに基づく役割の変化はジェンダーによる暴力を引き起こす要因であると言えると指摘している。

根本的原因

女性に対する暴力の直接の引き金となる原因是一次データ、ある程度は二次データからも提供されているが、家庭内暴力を黙認し、持続させる根本的な環境の全体像はそれらのデータからはわからない。これには社会や地域や家族の女性に対する態度や、女性の期待されるあり方、結婚観、婚姻関係における夫と妻の役割などが含まれる。二次データは単なる統計の集まりを越えており、語られた話や状況に関わった人々の意識などが含まれているため、こうした要素についてのある程度の洞察を提供してくれる。本章では、社会文化的規範に一般的に根ざしているこうした根本的原因について取り扱うことにする。

結婚、子ども、家族に関する期待: 上記の研究から男性のステレオタイプな妻の役割に対する期待から女性がはずれた時に暴力が発生する可能性があることがわかっている。たとえば、女性が家事をやらなかつたり、家のお金のやりくりをしくじつたり、育児をしなかつたと男性が感じるときなどである。大家族の状況や女性とその夫の性的関係が暴力の引き金となることもある。

家庭内の不平等な力関係: 婚姻におけるジェンダーの役割に関する意識も家庭内暴力の要因である。社会規範は男性が世帯主であり権威を持つことを支える。この権威への挑戦が暴力を誘発することもある。研究 A では、ある女性が夫に自分が「口答えする」とその結果として殴られる傾向について指摘している。

社会的に受け入れられている暴力行為: 家の外や、妻やパートナー以外の人に対しては許されない暴力行為が、家庭という文脈では受け入れられるのはおかしなことである。地域や社会はこうした行為を一般的に許容している。多くの女性が、隣人や親類が助けにきたり、その他の方法で援助してくれたことを語っているが、彼らがそうした行為を否認したという例はなかった。家庭内暴力は純粹に私的な問題であり、外部の人間の介入を求めるという意識もある。以下の章でこれらの要素についてさらに検討する。

認知されている男性の生理的欲求: 男性側からのセックスの要求や性的嫉妬心の結果として女性に暴力がふるわれるという上記の議論は、男性の生理的「欲求」を社会が容認していることを示している。同様に、妊娠中に自分に対する妻の気づかいが欠如することへの男性の怒りが暴力行為の引き金となることもある。男性のセックスを行う「権利」や女性の性的行動への支配の概念は、夫婦間レイプを犯罪として認めないスリランカの刑法に反映されている。

女性の男性への依存: 研究で対象となった女性のほとんどは、さまざまな理由で暴力的な配偶者やパートナーから離れられなかつたり、離れようとはしない。女性は主に男性に財政的に依存しているために、家庭内暴力から逃れようとしないと一般的に見なされているが、いくつかの研究によつて、経済的に自立している女性が暴力から逃れようとしないことが明らかになり、この点が疑問視されている。

一般的な家父長的態度と慣習: おそらく、男性を優位で支配的な人間として奉る一般的な家父長的態度がほとんどの家庭内暴力の根本的理由であると思われる。たとえば研究 A では、ある女性が夫が心臓病のために仕事ができないと述べている。彼女はこの能力の無さからくる鬱屈から夫が暴力的になると述べている。もう一人の女性は、夫が妻より知的に劣っていると感じているため自分を殴ると思うと言っている。さらに、多数の女性が特定の理由なしにあるいはさまざまな理由で殴られるとしている。

暴力の原因と責任の所在

結論として、入手可能な情報の研究から、夫あるいはその他の男性の親族による暴力を誘発する理由や要素は多様であると思われる。しかし、暴行や虐待が犯罪であり、重い処罰が与えられる指摘しておかなければならない。さまざまな研究や一次データで取り扱われた状況にある男性が、他でもない妻やパートナーやその他の親族の女性に暴力をふるったとすれば、即座に法的手続きが開始されたはずである。彼らがこれらの女性に対して甚だしい虐待を行いながら、刑罰から免れているという事実自体が、女性の基本的権利の著しい侵害である。女性の権利は関わった男性によってのみ侵害されるのではなく、女性に対して法による同等の保護を与えない国家によつても侵害されている。女性は男性に与えられている法的保護から除外されているのである。こうした暴力を見過ごし、その正当化を許す社会や地域も女性の権利の侵害の罪を負っている。

女性への暴力の影響

これまでの研究には被害者に対する暴力の影響が記録されている。これらの研究で報告されているように、身体への影響は女性が被った身体的損傷の性格から推し量ることができる。被害者とのインタビューを含む二次データには精神的心理的影響が記録されているが、統計的データも女性への影響へのいくつかの洞察を提供してくれる。病院と警察のデータからは女性が被る損傷の一つとして「心理的圧迫」が挙げられている。病院のデータでは「毒を飲んだ」が損傷の一つとして挙げられているが、これは虐待の結果として女性が自殺に追いやられたことを示している。以下の表はこれに関する統計数値を示している。

夫やパートナーとの争いによって女性が自殺したり自殺未遂した件数

(年)	1987	1988	1989	1990	1991
(件数)	172	197	201	204	210

これらの研究に報告されている女性への心理的影響からわかるることは、ほとんどの犠牲者が家庭内暴力の状況に対する最も適切な対応は容認と沈黙であるとみなしており、他人にはめったに打ち明けないことである。この反応にはいくつかの理由がある。まず、信じてもらえないと思っていること。男性の言い分に対して自分が反論したとすれば、男性の言い分が受け入れられると感じているのである。また女性は自分の経験について話すことを恥ずかしいと感じたり、話することでさらに暴力がふるわれることを怖れている。したがって、虐待者に対する恐怖が大きな要素である。

子どもの存在も女性が沈黙をよしとする大きな要素である。子どもは両親に育てられるべきである

という一般的な感情がある。「研究の中で子どもに対する切実な心配が非常に明確に反映された」とこの研究は述べている。

女性の頭の中に植え付けられた社会規範が女性の反応に大きな役割を果たしている。女性は妻として母としての機能をどのように果たすかによって評価されると感じており、自分がこうした役割において、どのように見られているかを気にしている。

これらの研究は、一般的に女性は自分の生きている暴力的状況を開拓することはできないことを示している。研究の中で指摘されているように、男性に対する財政的依存が状況を開拓できない理由の一つあるいは主要な理由である。女性に対する社会的圧力や女性として妻として母としての役割についての自らの意識が状況に積極的に対応することを阻んでいるようである。さらに、虐待者に対する女性の個人的感情によっても、虐待者に悪い影響をもたらしかねない行動を女性がとることを阻んでいる。夫への忠誠心からくる口の重さが状況を受け入れる理由の一つにもなっている。

家庭内暴力の問題に対処する際の法的、社会的、制度的問題

あらゆるレベルにおいて女性が家庭内暴力に関して十分な注意や援助や救済を与えられることを阻む障害がある。以下にそれらの障害について述べる。

家庭、地域、社会

以上の章では、男性が権威者として女性に対して秩序や正義を分け与えるジェンダーに基づいた関係による家父長的システムを社会のすべての階層が受け入れるように条件づけている社会的文化的規範について説明してきた。研究 D は、こうした意識が階層、教育、所得レベル、雇用の地位のあらゆる境界を越えて存在していることを明らかにしている。皮肉なことに、女性がしばしばこうした観点を男性より広く支持している。女性が家族や地域や社会全体に対して感じている義務が女性をこうした状況に陥らせる要素ともなっている。

家庭内暴力に対するこうした社会的態度や意識が根本的な変化を遂げない限り、この問題が取り上げられることはない。マクロのレベルでは、女性は、最も必要とする時に、精神的支援にせよその他の支援にせよ、支援を受けていないし、暴力からの保護も与えられていないのである。研究 C によって「大多数の被害者にとって精神的支援は期待できない。両親や兄弟からの支援がほとんどである。大多数の被害者にとって物質的援助はなく、あるとすれば、これも両親や兄弟からのものである」ことが明らかになっている。

マクロのレベルでは、抽象的にも具体的にも、殴られることは女性の一生の不可避の側面であると社会全般が黙認することによって、女性の苦境を永続化させている。

病院

すでに述べたように、依然として重傷のケースが主要な病院に照会されている。ただし、重傷を負った女性に対して国家の医療が施されても、特に家庭内暴力だとみなされた場合はけがの原因に対して特別の注意が払われることはないようである。医者の間の家庭内暴力の意識のレベルは不十分であると思われる。さらに、国立病院の医師の置かれている制約的状況下では女性の身体の損傷の治療以外に多くを期待することは非現実的である。「彼らには、被害者の問題の根本的原因に対処する時間や訓練や施設がなく、彼女たちを心理的治療に差し向けるぐらいしかできない。一般病院の心理病棟を除いて、医療機関の中で暴力の女性被害者にカウンセリングを提供しているところはない。ここでもまた、女性は精神病患者として照会された場合にのみ援助を与えられるのである。つまり、このような「定義」に従わない女性の暴力被害者には国家の医療部門による訓練を積んだ者によるカウンセリングの援助は与えられない。一次データから明らかになったことだが、病院は十分な記録を保管していないため、状況が適切に記録され、理解されていれば可能となる革新的な行動が阻まれている。

家庭内暴力の被害者に対する支援は病院だけでなく個人の開業医によっても提供されなければならない。被害者に有効な援助や支援を与えるためには、身体的損傷と精神的損傷の両者を治療する医療援助、カウンセリング、法的助言の提供を病院の責任としなければならない。さらに、医療関係者はこうした被害者に法的救済や支援を提供する連携の鎖の最初の一節となるべきである。

警察

家庭内暴力に関して明らかになっている警察の問題は、法の執行が不十分であることである。法律は家庭内暴力の問題自体に取り組むものではないが、スリランカの刑法に定められた法律が家庭内暴力の状況に対処する規定を含んでいる。以下でこれらの法的規定について述べる。

家庭内暴力の問題に対処するために適用される法律があるにもかかわらず、警察は家庭内暴力をその他の文脈で行使された暴力と同じ観点で見なさないようであり、その重要性や深刻さを軽視している。さらに、公的問題である他の暴力行為とは異なり、警察は家庭内暴力を本質的に自分たちが介入すべきでない私的問題とみなしている。いかなる文脈における暴力もスリランカの刑法に違反するものであり、同様に対処されなければならないことを警察は認識していないようである。そのため警察は両者を「仲裁」し、「自分のけんかを解決する」ように説得しようとする傾向が生じる。警察は、被害者の生活においては現実である身体的、心理的に危険な状況を理解していない。その結果、必要な支援が整わない。まず警察に対する教育や意識化を実施することによってこの要素に対処しなければならない。態度における大きな変化なくして進歩はあり得ないからである。状況に有効に対処するように警察官を訓練し、警察署に家庭内暴力に対応する特別部隊を設置すること

によって制度上の基盤を強化することも不可欠である。この目的のために、女性と子どものためのデスクが警察署に設置されているが、改善すべき点が多い。

法体系と裁判所

1995年に、国際レベルにおける国家の誓約を守り、活動家によるロビー活動に対処するために、100年の歴史を持つ刑法が改正された。これによって近親姦、人身売買、性的嫌がらせが有罪となり、レイプに対する処罰が強化された。(この点については本書でさらに論じることとする。)しかし、ある研究者はこう述べている。「現在適用される法律は夫の虐待の被害者に対する保護を与えていない。虐待を加えた者は、刑法の下で身体に甚だしい傷を負わせたことに対して訴追されるが、家庭内暴力自体は処罰を与えられる犯罪と定められてはいない。現行法下では夫婦間レイプを犯罪として認める規定もない。すでに離婚手続が実施されている場合のみ妻は虐待する夫に対する拘束命令を獲得できる。したがって、既婚女性は夫の暴力からの保護を得られないのである。彼女は、救済の望みのないまま殴打や身体的、精神的虐待の餌食となる。ほとんどの場合、こうした女性は屈辱感や無力感を感じ、支援を求めるのを止めてしまう」。この研究者はさらにこう述べている。「他方、正義に訴えることが可能であっても、ほとんどの女性は救済を求める機会や意識がない。女性は暴力の根本的原因は自分にあるとしばしば感じ、自分たちが間違っていると思ってしまう。深く染みついた社会規範や態度、家父長的価値観がこうした意識を存続させ、自分の家庭環境における暴力から自由になる女性の権利を浸食してしまうのである」。

現在 NGO の活動家と女性問題省、女性に対する暴力に関する国連特別報告者およびその他の関連団体の間で、家庭内暴力に関する法律を別個の法律として導入するか、あるいは刑法の修正条項とするかで議論が行われている。しかし、法律に関するだけではなく、犠牲者に対する法律扶助やその他の援助、家庭内暴力についての公教育や意識などの領域においても、この問題に対処する必要性がある。すでに述べた法律以外には、これらを実施するために国家が取り組んでいる積極的行動は見られない。国家の鈍い反応の主な理由は、家庭内暴力が本質的に「私的な」家族問題であり、国家や社会全般の問題ではないとみなされていることがある。こうした態度は、スリランカの刑法がいかなる文脈における暴力をも対象としていること、家庭内暴力も他の暴力と同じ女性の権利の侵害であること、国家は女性国民を保護し、その権利を支える国内的、国際的義務の双方を負っていることを見過ごしている。

すでに述べたとおり、法律は家庭内暴力自体を有罪とはしていない。しかし、刑法には家庭内暴力の犯罪に対応するいくつかの規定が含まれている。たとえば、傷を負わせたり、不当な拘束や不当な監禁、犯罪的暴力行為や暴行などがそれにあたる。刑法は 1995 年に改正され、修正条項において女性に対する性的暴力の問題が特に取り上げられた。レイプの犯罪は再定義され、刑罰が強化された。近親姦、性的嫌がらせ、甚だしい性的虐待などの犯罪が導入された。これらの新しい

犯罪は家庭内暴力の問題に取り組む際に一定程度利用することができるし、いくつかのカテゴリーの犯罪者を記録することができるようになる。

しかし、この法律が制定される時点において、夫婦間レイプを特定の犯罪として導入しようとする提案が激しい反対に遭った。これは夫と妻の関係は極めて私的な事柄であり刑法の対象とすべきではないとする認識にその根拠がある。これは家庭内暴力と闘う意味のある行動を妨害するのと同じ認識である。他方で婚姻関係に関する民法がこの点で強化された。一方の配偶者の他方に対する残虐行為は、離婚の根拠として特定されてはいないが、別居もしくは離婚を達成する理由の一つとなっている。検討が行われた月に提出された離婚ケースのすべてにおいて、家庭内暴力が離婚の理由として挙げられている。

この法律の欠陥は、警察の家庭内暴力に対する非介入の立場と結びついている。われわれは刑法に特定の犯罪としての家庭内暴力を導入し、警察と裁判所がこの問題を認知し、それに焦点をあてるように促進・奨励することを提案する。

憲法はすべての人に平等を保証し、だれも性別を根拠に差別してはならないことを特に述べている。拷問や残虐で非人道的で侮辱的な処遇に関する規定もあり、これは懸案の問題に直接に関連している。しかし、憲法の基本的権利に関する条文は国家に対してのみ実施可能であり、家庭内暴力の加害者に対して直接使用することはできない。したがって、家庭内暴力に関する場合、こうした条文は女性に対して積極的影响を及ぼすものではない。せいぜい、警察に対して現行の刑法の規定の実施と犯罪者の訴追を迫る行動を起こすことぐらいである。さらに、長期的にはその他の法律、たとえば、女性の経済的自立に悪い影響を与える雇用、同一労働同一賃金、土地所有権などに関する法律を改正し、女性にとっての平等を確保しなければならない。

女性の権利の領域では裁判所の態度にも問題があることがわかっている。裁判官がレイプやその他の女性に対する性的暴力に関して、執行猶予を言い渡したり、示談にしたり、家庭の領域に関する問題をあからさまに軽視したりすることが知られている。家庭内暴力の訴訟において恐らく広範囲にこうした態度が蔓延している。裁判官に対しても警察と同様のプログラムによる教育と意識化が行われなければならない。最も賢明な法律を制定しても、それを実施する人々がその目的を理解していないければ、無駄になってしまうからである。

緊急支援センター

さまざまなフォーラムで国が結んだ国際的誓約を守る時に、国は、カウンセリング・サービスや支援サービスを提供する被害者女性のための緊急支援センターを提供することが有益である。

現在、国の運営する女性のための家(すなわち、浮浪者令や売春宿法の下で告発されたり、有罪を宣告された者に対する)は拘留所と呼ばれている。こうした拘留所には、家庭内暴力の被害者などの女性が必要とする身体的ケアや医療ケアの施設が欠如している。これらの国営機関はこうした

女性の心理的問題や医療問題に対処する施設を持っていない。彼女たちは被害者というより犯罪者としてみなされている。これは、現在機能している国営の女性のためのセンターについてもサービスの専門化や能率化を測る必要性を考慮して、新しいアプローチが講じられる必要があることを物語っている。

NGO 部門は過去 10 年にわたり、家庭内暴力の被害者に焦点をあて、被害者女性の心理的、身体的、法的ニーズに対処するために、カウンセリング・サービスや支援サービス、医療や法律サービスを提供してきた。しかし収容力の点から言って、サービスを必要とするすべての人にそれを提供することはできないでいる。

のことからも、また、衰えるようすのない女性への暴力の増加率から言っても、より多くの緊急支援センターが必要であることがわかる。国家はその国民に対する義務を放棄し、こうした機能を NGO 部門にまかせきってはならないことを肝に銘じるべきである。これは特に、すべての国民に対して平等および残虐で非人間的で侮辱的な待遇からの自由を保証する憲法の条文からも言えることである。

勧告

国家

すでに論じてきたように、国家は、家庭内暴力の問題に対処し、女性が法律による平等の保護を受けることを保障する国内文書と国際条約の下で義務を負っている。何よりもまず、家庭内暴力に特定的に対処する法的枠組みを整えなければならない。しかし、最も賢明な法律があつても、法施行機関がそれを効果的に実施しなければ無意味である。この機関には警察と裁判所が含まれる。マクロのレベルでは国民、地域、社会全般が、スリランカに多く見られるジェンダーに基づく暴力の問題に対する意識を高め、それを認識することが必要である。社会構造や男女関係に対する態度も再評価されなければならない。こうした目標を達成するために以下の行動方針を勧告する。

- ・法改正: 家庭内暴力への対応の第一段階は、家庭内暴力に対処可能な法的枠組みを築くことである。刑法の下で暴行、損傷、身体的打撃に相当する犯罪は家庭内暴力のケースにおいても適用されると解釈できるとする意見が提起されている。これが可能である一方で、これでは家庭内暴力の問題に対して十分な注意を向けることにはならない。刑法の中に家庭内暴力を特定の犯罪として独自の処罰とともに盛り込むことが望ましいことを勧告する。これは、刑法における他の暴力と異なる特定の犯罪としての家庭内暴力に対する認識を広め、強調することになる。
- ・被害者のための病院／医療サービス: 国家はあらゆるレベルにおいて被害者に対する支援サービスを提供する義務がある。まず最初に、病院のサービスを高め、女性に対して身体的損傷に対

する医療だけでなく、カウンセリングも行うようにする。上記にとりあげた研究 C の著者による勧告はこの点で適切である。カウンセリングの面においては訓練を受けた職員が対応すべきである。女性が身体的に危険な状況であったり、帰宅することが本人の身体的あるいは心理的状況に有害であると感じられる場合は、女性をシェルターに送るための設備が利用可能でなければならぬ。この目的のため、病院にはソーシャル・ワーカーが必要であると思われる。スリランカの主要な病院には交番があり、犯罪と疑われる事件が通報されることになっている。したがって、銃創やナイフの切り傷のある患者が入院した場合、この件は交番に通報される。家庭内暴力によって負傷した女性患者のケースにおいてもこの手続きが機能しているかどうか、この場合も「私的事柄」とみなされ、通報されないのかどうかについてはデータがない。これまでの研究から、家庭でのできごとによる傷だとしながら女性自身がその本当の原因について明らかにしない場合が多いことがわかっている。これは問題にすべき側面であり、そのために病院や交番に訓練を受けた職員が必要である。

・警察:近年、女性に対する暴力と闘う警察能力の強化のためのいくつかの措置が講じられた。スリランカの 31 の警察署に女性と子どものためのデスクが設置されている。児童虐待の申し立てを受けるホットラインが警察本部に設置され、24 時間機能している。しかし、ウイジャヤティレケはこう述べている。「『周辺的』と見なされる問題に対する真のコミットメントが欠如しているために、こうした部隊の任務遂行が制限されている。近年行われた調査で明らかになったことは、これらの部隊の運営任務を与えられた者に対して、ジェンダーに基づく暴力を主眼とする十分な訓練が行われていないということである。こうした部隊に配置される人員だけでなくインフラ設備における資源も不十分であることがわかっている。女性や子どもに対する虐待事件の件数が増加していることから言っても、この問題に取り組む特別部隊の不足は明らかである。同様に、不十分な支援体制の文脈の中では、法施行機関に対して有効なサービスは期待できない。ジェンダーに基づく暴力の問題において女性の職員を配置するだけでは法執行機関の中に「地域に友好的な」雰囲気を築く必要性を克服する助けとはならないのである。ウイジャヤティレケはまた、家父長的な観点をもつていると思われる警察官の間にジェンダーに基づく暴力の問題に関する一般意識を作りだす必要があると述べている。

対処すべき問題はまだある。特別部隊がその目的を果たすためには、男性と女性の両方を含む全警察官への特別訓練が不可欠である。さらに、警察官の中に多い態度上の問題を克服し、家庭内暴力の深刻さを彼らの頭に植え付けるために意識化プログラムが実施されなければならない。児童虐待に対応するホットラインと同じく、家庭内暴力のためのホットラインを警察本部に設置すべきであり、一般大衆にこうした設備について通知しければならない。

・裁判所:法の施行に関わる主要な担い手であるもう一つの機関はもちろん裁判所である。スリランカの裁判所は女性に対する暴力を軽視してきた歴史がある。レイプ事件においてさえ、裁判官は

執行猶予を言い渡したり、被告に対して被害者に「処女と結婚の見込みの喪失」に対する賠償を支払うよう説得したり、さらには被害者にレイプの容疑者と結婚するよう「説得」さえして訴訟を解決することで知られている。レイプやその他の性的暴力に関する刑法の修正条項は、裁判官が依然としてこれらの新しい法律について無知であることから、当然たいした影響力を及ぼしていない。家庭内暴力がこれ以上に軽視されていることは驚くにあたらない。したがって、まず裁判官に対して家庭内暴力に関する教育を行ったり、新しい法律に関して、その必要性や重要性についての意識化をはかるべきである。

- ・カウンセリング・サービスとリハビリ・サービス: 国家は家庭内暴力の被害者に対してカウンセリング・サービスやリハビリ・サービスを提供しなければならない。必要な場合には無料の法律扶助も提供すべきである。現在のところ、十分に機能するには収容力に限界のあるNGOがこの機能を果たしている。国家はNGO部門にこれを実施する責務をまかせてはならない。
- ・意識化: 意識化はそれを実施するための最適な資源を手元にもっている国家によって最も首尾良く実施することが可能な側面である。まず最初に、家庭内暴力が社会問題であって私的問題ではないという事実について社会全体を教育しなければならない。意識化は学校レベルから着手し、特定の青年層を対象として実施することができる。
- ・メディア: 意識化には当然、印刷メディアや電子メディアにおける女性の描かれ方の問題への対応が含まれる。女性を快楽の対象として、あるいは男性に従属する役割を果たす者として描いたり、男性を常に権力をもつ支配的人物として表現する広告やテレビ・ドラマは当然、社会における女性の否定的イメージを強化するものとなる。女性が男性の暴力を受け、その男性に対して何の批判も与えられない場面を頻繁に含んでいるテレビ・ドラマは、視聴者にこうした行為が合法的で許容可能であるというメッセージを伝えててしまう。女性の描かれ方を統制するメディアのための規約やガイドラインが作成されるべきである。
- ・行政官庁: 国家は保護観察・児童ケアサービス局や社会サービス局などの行政官庁の施設や機能の向上をはかるための措置を講じなければならない。それらの機能を拡大し、家庭内暴力の問題も含むものとしなければならない。これが実施されれば、これらの部局に対して、虐待を受けた女性や子どものためのシェルターやホームを設立・維持し、カウンセリング・サービスやリハビリ・サービスや法律扶助を提供する業務を与えることができる。
- ・資源の分配: ウィジャヤテイレケはこう述べている。「もう一つの決定的な問題は、女性や子どもの虐待に対処するための国家による十分な資源配分が行われていないことである。この点で予算配分が行われているかどうかについて入手可能な特定の情報はない。保健および社会福祉向けの財政配分には「明らかに女性のニーズを含む」ものとすることが宣言されている。このことから、国家政策にジェンダーに敏感なアプローチをもたらそうとする女性団体や個人の努力にもかかわらず、国家が女性を家庭／社会サービス領域の役割を担う者とみなしていることがわかる。こうし

た認識を変革する必要がある一方で、それより大きな問題は、福祉サービスが大幅に削減される文脈の中で、必要な予算配分を実施させることである。

・記録や文書の維持: 家庭内暴力の被害者が救済を求める国家機関は、適切な記録を維持することを奨励されるべきである。一方、被害者個人が救済を求める際に証拠が提示できるようにするためにには、病院や警察などの機関において裁判所で必要となる適切な記録が維持されなければならない。他方、家庭内暴力の問題が被害者の観点からだけでなく、社会全体の観点から取り上げられるように、家庭内暴力全体としての問題に関するデータを維持することがマクロのレベルでこの問題を研究するために必要である。残念なことに、本報告に関わった研究者は、正規の記録や文書が欠如していることを知った。それは家庭内暴力の問題についての研究の妨げとなる。

最後に、家庭内暴力の防止において役割を果たすさまざまな扱い手が手続きの調整を行い、互いに緊密な連携をとったり、相互乗り入れを行うことが必要である。女性が家庭内暴力らしい行為によって受けた傷のために病院を訪れた時点から、この女性の置かれた状況のさまざまな側面に対処するため、病院、警察、ソーシャル・ワーカー、カウンセラーが力を合わせなければならない。必要な場合、裁判所が必要な法的保護を提供し、被害者を救済する場面に登場することもある。現在のスリランカに欠如しているのは、こうした調整の努力である。

NGO

ウイジャヤティレケはこう言っている。「NGO 部門は 10 年以上にわたって家庭内暴力の問題を積極的に取り上げてきた。首都およびセントラル州のいくつかの女性団体が虐待を受けた女性や子どものためのシェルターを運営し、カウンセリン・サービスや支援サービスを当面の間実施してきた。これらの緊急支援センターや避難所に照会されたり、これらの機関が対処したケースの数を考慮しても、こうした設備がより多く設置されなければならないことは明らかである。女性や少女のための国営の「拘置所」はいくつかあるが、虐待の被害者である女性や子どものための国営のシェルターはない。ウイジャヤティレケはさらに、「女性や子どもの虐待に関する意識化プログラムを実施している NGO もあれば、公共の討論の場に家庭内暴力の問題を持ち込むための政策提言キャンペーンの実施を成功させた NGO もある。家庭内暴力に関する立案や文書化のための専門知識や情報提供における資源の提供によって、家庭内暴力に取り組む国家部門の活動に協力する NGO もある。」

家庭内暴力の被害者に対して現在実施されている特別プログラムの他に、NGO は、家庭内暴力に直接の影響力をもつ国家機関や組織と連携する可能性を追究することもできる。たとえば、カンディ地区の女性開発センターは、こうした国家と非国家の協力を含むプロセスに着手している。センターの指導の下に、警察からの代表者、国営病院の医者や精神科医、弁護士、心理学者、カウ

ンセラー、その他の関係者らが月例会議をもっている。この集まりは、女性とどものデスクに届けられたケースを見直したり、各集団ごとにケース・スタディのさまざまな側面を取り上げたりしている。これは家庭内暴力の問題に取り組み、問題がもたらす特定のニーズに対処する際の責任を共有する支援メカニズムを提供している。

NGO は、国家によって法律や法施行メカニズムが正常に機能し、それらが効果的に施行、実施されるために、ロビー活動や政策提言キャンペーンを継続的に実施する技術や能力を強化しなければならない。近年、NGO は女性や子どもに対する性的暴力に関する限り、非常に効果的に機能している。多くの場合、こうした圧力によってこれらの暴力の特定の事件が注目を集めようになつたり、適切に対処されるようになってきている。こうした行動が家庭内暴力の領域にも広められるべきである。

以上のことから、特に家庭内暴力の被害者女性などの弱い集団にとって重大な意味をもつ社会問題に国家と非国家部門が協同して対処しつづける必要性が思い起こされる。国家部門との活動に加えて、NGO は、国家の義務や任務が実施され実現されるための持続的なロビーのためのキャンペーンを行うべきである。また、家庭内暴力のケースのモニタリングやデータ整理、調査の実施などの領域での活動も続けるべきである。NGO による情報提供が大きな重要性をもつもう一つの領域は、一般大衆の家庭内暴力の問題に関する一般意識の向上をはかる教育キャンペーンやメディア・プログラムなどの領域である。

結論

本研究は、家庭内暴力が、恐らくすべての、あるいはほとんどの社会で見られるのと同じように、スリランカ社会においても深く根をはった、広範囲の問題であることを明らかにするために実施されたものである。家庭内暴力は女性の安全を得る権利を彼女の家において危うくするものであることから、女性に対する最悪の暴力の一つでありながら、広範囲にわたって意識されず、認識されないできた。入手可能なデータの制約から、家庭内暴力の広がりと性格に関する詳しい統計を提供することはできなかった。入手可能なデータの不足は、それ自体、この問題が取り上げられることの少なさの反映であることを指摘しておかなければならぬ。しかし、われわれがどうにかまとめた情報から、家庭内暴力の問題が存在し、広まっているという事実だけでなく、家庭内暴力の被害者が虐待を加えた者だけでなく、彼らの苦境を黙認したり無視する法体制、法施行機関、社会全般とも闘わなければならないという事実を立証する絵を描くことができた。女性の平等の権利を認めつつある現在の環境において、家庭内暴力の問題はその実態を見極め、対処すべき適切な問題である。

女性に対する家庭内暴力：男らしさと男性加害者について

ピラダ・ソムスワ
チエンマイ大学女性学研究所

ここでは今後の議論に向けて、女性に対する暴力に関する重要な文書と、女性に対する暴力撤廃に取り組むガイドラインがもつ意味について検討する。

I. 北京行動綱領と家庭内暴力

北京行動綱領のD.112は以下のことを強調して述べている。「女性に対する暴力は、平等、開発、平和の目標達成の障害となっている。女性に対する暴力は、女性の人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、あるいは無効にしている。女性への暴力において、これらの権利と自由が長年にわたって保護されず、促進されなかつたことは、すべての国が憂慮すべき事柄であり、取り組まなければならないことである。」

ナイロビ会議以降、暴力の原因と結果、その発生と対策についての認識は著しく深まっている。すべての社会において女性および少女は、多かれ少なかれ、所得、階級、文化の違いを越えて、身体的、性的、心理的虐待を被っている。女性の社会的、経済的地位の低さが女性への暴力の原因とも結果ともなりうるのである。」

D.113:女性への暴力とは、公的または私的生活のいずれで発生した場合でも、女性に対して身体的、性的、心理的危険または苦痛を結果として生じさせる、あるいは生じさせると思われる、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為を意味し、そのような行為を行うという脅迫、強制、または自由の恣意的剥奪を含む。したがって、女性に対する暴力には以下のものが含まれるが、これに限るものではない。

- (a) 家族の中で発生する身体的、性的、心理的暴力で、殴打、世帯内の女児に対する性的虐待、ダウリー(持参金)殺人、夫婦間レイプ、女性の性器切除およびその他の女性に有害な伝統的慣行、夫婦間以外の暴力、搾取に関する暴力を含む。
- (b) 一般社会で発生する身体的、性的、心理的暴力で、職場、教育機関およびその他の場所におけるレイプ、性的虐待、性的嫌がらせや脅迫、女性の人身売買および強制売春を含む。

(c) 発生した場所のいかんにかかわらず、国家による、あるいは国家が黙認した身体的、性的、心理的暴力。

D.115:女性に対する暴力の行為には、強制不妊、強制中絶、避妊薬(避妊具)の強制使用、女児の嬰児殺し、出産前の男児選択も含まれる。

D.117:暴力または暴力の威嚇は、家庭内であれ、社会においてであれ、あるいは国家によるまたは国家が黙認するものであれ、女性の生活に恐怖と不安を与え、平等の達成、開発、平和の障害となっている。嫌がらせを含む暴力に対する恐怖は、女性の行動を常に拘束し、資源および基本的活動へのアクセスを制限する。女性への暴力は、個人および社会にとって高い社会的、経済的、かつ保健上の損失を伴う。女性への暴力は、女性を男性より従属的な地位に追いやる決定的な社会的仕組みの一つである。多くの場合、女性および少女に対する暴力は、家族の中あるいは家庭内で発生し、しばしば黙認される。家族の成員による、あるいは世帯内の他のメンバーによる女性や少女に対する粗略、身体的虐待、性的虐待、レイプ、夫や恋人による虐待は通報されない場合が多く、そのため発見が困難である。たとえ通報されても、被害者に対する保護や加害者への制裁が行われないことが多い。

D.118:女性に対する暴力は、歴史的に不平等な男女の力関係を表すものであり、この関係によって男性による女性支配と差別がもたらされ、女性の完全な地位向上が阻止されてきた。女性が生涯を通して受ける暴力は、本質的には文化様式に由来するもので、特にある種の伝統的慣行や習慣のもたらす有害な影響や、家庭、職場、地域、社会において、女性の低い地位を固定化する人種、性、言語、宗教と結びついたすべての急進主義の行為に由来する。

II. 北京行動綱領の見直し：成果文書

「世界女性 2000 年会議:21 世紀にむけた平等・発展・平和」と題された成果文書は、第 23 会期国連特別総会(UNGASS)で採択され、北京宣言および行動綱領の実施に向けてさらなる行動とイニシアチブを呼びかけている。

第 2 項 D.10 は、女性に対する暴力の領域に関する北京行動綱領の実施の達成点と障害に関して次のように言う。「女性および少女に対する暴力は、公的生活あるいは私的生活のいずれかで発生した場合でも人権問題であることが広く認められている。国家もしくはその機関による、あるいはそれらが黙認した女性に対する暴力が人権侵害であることもまたしかりである。さらに、国家は、暴力行為が国家ないし私的個人のいずれかによってなされる場合でも、そうした行為を防止し、調査

し、処罰し、被害者に保護を与える安全配慮行使する義務をもっている。女性が人権と基本的自由を享受することを侵害し、損ない、あるいは無効にする、家庭内暴力を含む女性および少女に対する暴力を、特に法律や政策、プログラムの改善を通して防止し、それと闘う意識や決意が高まりつつある。政府は、政策改革に着手したり、省庁間委員会やガイドライン、議定書、国家プログラム、総合プログラムや連携プログラムなどの暴力に対応する仕組みを築き始めた。中には、あらゆる暴力から女性や少女を守る法律や加害者を訴追する法律を導入したり、法律の改正を行った政府もある。あらゆる女性に対する暴力は女性の健康に悪影響を及ぼすという認識がすべてのレベルで深まりつつある。ヘルスケアの提供者はこの問題に対処する上で重要な役割を担っているとみなされている。法的サービスやシェルター、特別の保健サービスやカウンセリング、ホットライン、特別の訓練を受けた警察部隊など、虐待を受けた女性や子どもに対するサービス提供の面で、ある程度の進展が見られる。法施行職員や裁判所のメンバー、ヘルスケア提供者、福祉労働者に対する教育が促進されている。女性向けの教材や大衆意識化キャンペーンが開発されたり、暴力の根本的原因に関する研究も実施され始めた。

ジェンダーに基づく役割、中でも男性および少年の役割や、女性に対するあらゆる暴力に関する研究や特別調査が増えてきた。特に意識化キャンペーンの促進や暴力の女性被害者への支援サービスの提供において、市民社会、とりわけ女性団体やNGOなどによる積極的支援が重要な役割をもつ。女性に対する暴力の一形態である女性の性器切除等の有害な伝統的慣行の撤廃をめざす努力に対して、国家政策や地域的、国際的政策も後押しするようになった。多くの政府が教育プログラムや福祉プログラムを導入したり、こうした習慣を犯罪とする法的措置を取り入れている。さらに、国連人口基金(UNFPA)によって女性の性器切除撤廃を担当する特別大使が任命された。

第2項D.11は、障害となるものについてこう説明する。「女性は依然としてさまざまな暴力の被害者である。女性および少女に対するあらゆる暴力の根本的原因に対する理解が不十分なために、彼らに対する暴力撤廃の努力が妨げられている。場合によっては男性が暴力行使せずに問題を解決できるようにするプログラムなど、加害者に対応する包括的プログラムの不足が目立つ。暴力に関するデータが不十分であるため、情報に基づいた政策の立案や分析が進んでいない。差別的な社会文化的態度や経済の不平等が、社会における女性の従属的地位を強化している。これによって、殴打、世帯の女児に対する性的虐待、ダウリーに関する暴力、夫婦間レイプ、搾取に関する暴力を含む家庭における身体的、性的、心理的暴力などのさまざまな暴力を女性や少女が受けやすくなっている。多くの国において、保健制度、職場、メディア、教育制度、裁判制度などによる暴力に対応する総合的で連携したアプローチが依然として限定されている。婚姻関係における性的暴力を含む家庭内暴力を依然として私的事柄として扱っている国もある。家庭内暴力の結果

や防止策、被害者の権利に対する意識が依然として不足している。改善されつつあるとはいえ、多くの国で、家庭内暴力や児童ポルノを含む女性や子どもに対するさまざまな暴力を撤廃するための、特に刑事罰の領域における法的措置や立法措置が脆弱である。防止のための戦略は依然として断片的で受動的であり、これらの問題に関するプログラムが欠如している。国によっては、女性や子どもの人身売買を目的としたり、あらゆる経済的性的搾取を目的とする新情報通信技術の使用によって問題が生じてきたところもある。

第3項51は、北京宣言および行動綱領の完全な実施に影響を与えていた現在の課題についてこう述べている。「女性および少女に対する暴力は、男女平等、発展、平和の目標達成の大きな障害である。女性への暴力は、女性の人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、あるいは無効にしている。殴打やその他の家庭内暴力、性的虐待、性的奴隸や搾取、女性や子どもの国際的人身売買、強制売春、性的嫌がらせなどの性に基づいた暴力は、文化的偏見や、人種差別主義、民族差別、排外主義、ポルノグラフィ、民族浄化、武力紛争、外国による支配、宗教的および反宗教的急進主義、テロリズムなどの暴力とともに、人間の尊厳と価値に矛盾するものであって、これと闘い、これを除去しなければならない」。

第123項aは、国連機構、国際団体や宗教団体が、「国連機構と連携する女性のネットワークや女性団体の活動への支援の提供を含めて、女性および少女に対するあらゆる暴力の除去を目的とする活動を支援する」という目的に適った行動を、国際的レベルで実施することを勧告している。

第123項bは、「女性に対する暴力に関する国際的「ゼロ・トランセス」(非寛容)キャンペーンに着手することを検討する」としている。

第130項d:「女性および少女に対するあらゆる暴力に取り組む際に、特に、女性団体を含む地域的、国際的協力を通して、国連機構と連携するNGOに対して援助を提供する」。

第130項e:「女性および少女に対するあらゆる暴力の加害者を訴追し、適切な刑に処し、加害者が暴力の連鎖を断ち切ることを援助し、その意欲をもたせることを目的とする行動を導入し、被害者救済のための道を提供する措置を講じる」。

第130項g:「女性に対する暴力が容認できないものであることやその社会的損失について、一般大衆の意識を高める目的に適った大衆キャンペーンを促し、援助し、男女平等を基礎とする健全で調和のとれた関係を促進するための防止活動を実施する」。

III. 女性に対する暴力と闘う行動および措置

- a. タイ政府の政策(女性問題国家委員会事務所が出した報告書「沈黙を破って:タイにおける女性に対する暴力とのたたかい」2000年3月)

女性問題国家委員会(NCWA)は、以下のような女性および子どもに対する暴力の撤廃計画を発表した。

1. 政府は女性および子どもに対する暴力の重要性を強調し、家庭や社会における子どもや女性の保護を継続的に促進しなければならない。男女平等と平和、保護に関する法律の改正を実現するために、個人、家族、地域の発展を促進すべきである。
2. 政府は、身体的および心理的虐待を受けた女性や子どものケア、救済、リハビリテーションに関わるすべての政府組織、非政府組織を援助することによって、また、シェルターの支援や法の手続きの提供によって、暴力を受けた子どもと女性に財政的および技術的援助を与えるなければならない。
3. 政府組織は、すべての市民、特に女性が、暴力の防止や地域で暴力を受けた者へのケア、さらに国家レベルに至るその他の領域に参加することを促し、援助しなければならない。
4. 政府組織は、安全で安定した家族の維持をめざす効果的な対応の仕組みを備えるために、主要な知識や人員体制、情報システムの発展を促進し、援助しなければならない。
5. 政府組織は、暴力の防止と被害者である子どもと女性のケアに眼目を置いたプログラムの計画、予算、協力の結合を促進しなければならない。
6. 子どもと女性に対する暴力を助長する要素を減らすための活動を支援しなければならない。
7. 政府組織は、子どもの権利、女性の権利、人権に関する情報・教育・通信プログラム(IEC プログラム)を支援し、これらの権利を保護する意識を育成しなければならない。

以上の政策は国家計画において以下のように分類されている。

1. 防止と促進に関する計画

勧告には以下のものが含まれる。

- ・暴力事件が発生した際に行動を起こさなかった政府組織、NGO 労働者、目撃者その他の者は、法的、社会的処罰を受けるべきである。
- ・暴力を受けた者の権利を尊重し、メディアが彼らのプライバシー保護の責任を果たすように奨励する。
- ・暴力を強化したり、一般化するメディアや番組編成、広告に対する検閲による統制

- ・性差別主義およびその他の差別の撤廃を促進し、援助する。
- ・危険な状況に置かれている子どもに対して児童福祉およびデイケアを提供する。

2. 法律に関する計画

- 勧告には以下のものが含まれる。
- ・地域ボランティア活動や最低 9 カ月のリハビリテーションなど、禁固刑に代わる処罰を制定する。
 - ・刑事罰手続きを、ジェンダーの視点に立ちプライバシーを尊重するものに改める。
 - ・身体への危害に関する法律の施行を促進する。
 - ・世帯における子どもおよびその他の者に対するすべての暴力についての通報を怠った親や家族を処罰する法律を制定する。
 - ・警察に対して虐待を行う両親の拘束から子どもを隔離する権限を与える。
 - ・現行の避難所に資金援助を行い、新たな避難所を増設し、それらの利用者に経済的支援を提供する。
 - ・暴力を受けた者を補償する法律を制定し、その資金は政府または加害者が提供する。
 - ・暴力に関する法律とその法律における暴力の生存者の権利についての一般大衆の意識を促進する。

3. 保護と福祉に関する計画

- 勧告には以下のものが含まれる。
- ・法的、社会的、医療上の対応サービスに関する業務を指導するマニュアルを作成する。
 - ・法律、医療、社会問題の職員の能力を高める。
 - ・女性および子どもの保護において政府組織および非政府組織が政治的影響力を受けずに活動することを支援する。
 - ・現行の地区レベル組織の中に、婚前、結婚後および家族のためのカウンセリング・サービスを組み入れる。
 - ・シェルター、カウンセリングその他の照会先としてコミュニティー・センターを創設する。

4. 教育および研究に関する計画

- 勧告には以下のものが含まれる。
- ・非正規の教育およびメディアを含むあらゆるレベルにおいて、女性、子ども、人権、ジェンダーに基づく役割、家庭教育、自己防衛、生活技術、性教育に関する問題をカリキュラムの中に組み入れる。

- ・暴力に関する社会研究を援助する。
- ・暴力的な番組に関し、介入することの有効性のモニタリング、フォローアップをはかる指標を開発する。
- ・文化的な意識や価値の変化に関する学術研究を援助し、その結果を政策の作成や立案に活用する。
- ・特にラジオの電話相談者などのメディアに対して、暴力の力学、人権、ジェンダーに関する教育を行う。
- ・学校における体罰の廃止を強化し、教師がそれを遵守しているかどうかをモニターする。

5. 機構、調整、統合の確立に関する計画

勧告には以下のものが含まれる。

- ・国家レベルおよび実際的レベルにおいて、暴力の防止と暴力に関する活動の実施の責任を担う調整機関を設置する。
- ・都市部と農村の双方で、誰でも入手したり利用できるカウンセリング・サービスを提供する。
- ・政府組織と非政府組織の行うすべてのサービスの質を保証する基準を確立する。
- ・学術研究およびサービス活動の知識や経験を交換するフォーラムを開催する。
- ・特に農村レベルにおいて、住民のための監視、保護、ケアネットワークを促進し、援助する。
- ・裁判制度の中にワンストップ・サービス(よろず相談)を受け持つ特別班を設置し、暴力を受けた人(サバイバー)を代弁し、ケアできるジェンダーに敏感な職員を配置する。

6. モニタリング、評価、情報のシステムに関する計画

勧告には以下のものが含まれる。

- ・中央および地方のレベルに、統計およびデータの収集や普及の発信源となる暴力に関する情報センターを設立する。
- ・モニタリングと評価のサービス
- ・モニタリングおよび評価活動の結果を情報センターに報告し、政策の作成やプログラムの立案にこれらを活用する。

b. 家庭内暴力と闘う戦略および勧告

1. 国際的レベル(国際女性の人権運動 1995-2000 年要覧)

欧州経済委員会は、家庭内暴力について周知させ、公的問題としてそれを扱う際に、NGO が以下のことを行うよう勧告している。

- ・性的暴力やレイプを含む家庭内暴力が私的事柄ではなく、人権侵害であり、起訴をもたらす犯罪行為であることを認識する。
- ・女性に対する男性の暴力は容認できないものであることを一般大衆に知らせる大衆キャンペーンを組織し、男女平等に基づく健全で調和のとれた関係を促進する防止活動を実施する。
- ・関連法や法律施行の可能性に関する情報を含め、家庭内暴力とそれが社会に及ぼす影響に関する統計や情報を普及させる。
- ・家庭内暴力の統一的指標を確立し、それを活用して、暴力の規模、形態、犠牲者や発生状況の種類の変化をモニターする。

家庭内暴力に対して法律を制定したり施行する際に、NGO が以下のことを行うよう勧告する。

- ・刑事裁判制度と連携し、被害者の安全性を高め、家庭内暴力の被害者が当局に対して犯罪を通報し、刑事手続きを開始することを促す政策や議定書を作成する活動を行う。

暴力の被害者である女性および少女に援助や保護を提供する際に、NGO が以下のことを行うよう勧告する。

- ・すべての暴力の被害者に対する無料の法律カウンセリングや心理カウンセリングの提供を検討する。
- ・特に少女および若い女性の暴力被害者など、子どもを援助し、保護するためのプログラムを作成し、実施する。
- ・暴力を受けた者に対してシェルター、医療援助、社会的心理的支援を提供する。法的保護措置を制定し、実施することによって、あるいは女性被害者が居住する家から暴力的犯罪者を隔離したり、被害者に安全な避難所を提供することによって被害者の安全を確保する。

2. 地域レベル：アジア太平洋(CSW44 および北京+5 によるロビー活動文書「ザ・リトル・ブルー・ブック」。アジア太平洋地域 NGO シンポジウム—1999 年 8 月 31 日～9 月 4 日於タイの成果)

1999 年 9 月にタイで開催されたアジア太平洋地域 NGO シンポジウムは、「重要関心領域 D. 女性に対する暴力」にすべてに先んじて取り組むという成果をもたらした。その文書はこう述べている。「北京行動綱領の明確で有効な行動は、実施されればアジア太平洋地域における女性に対する暴力の発生を減らすものであるにもかかわらず、女性に対する暴力は増加しつつあることを示す兆候がある。女性に対する暴力に取り組むメカニズムを実施し、支援する政治的意志が欠如しているのである」。

政府、国連機構、市民社会がとるべき行動として勧告されたのは、「北京行動綱領の戦略目標の実施を加速化することである」。

同文書はまた以下のことを強調している。「女性に対する暴力に関する国連特別報告者の活動は女性への暴力の発生に対する国連の対応の不可欠な部分である。女性への暴力の防止と補償における政府の実績をモニターする、より体系的なアプローチを可能にする仕組みの開発を通して、特別報告者の委任事項を支援する必要がある」。

これはまた、国連が実施する行動として「女性に対する暴力に関する特別報告者の活動を支援し、包括的見直しと国家の女性への暴力への対応のモニタリングを可能にする仕組みを開発すること」を勧告している。こうしたプロセスは、政府や市民社会が、暴力についての包括的な定義を確立したり、過去と現在の暴力の防止と補償についての戦略を開発したり、女性に対する暴力を防止する政策の実施において政府の助けとなるガイドラインを提供するなどの女性に対する暴力への対応について、それらを評価する基準を設定することになる。

同文書は、女性に対する暴力廃絶をめざす国家のメカニズムについてこう宣言している。「域内の多くの政府が女性に対する暴力に有効に対処する政治的意志を欠いていることは、依然として憂慮すべきことである。女性に対する暴力に取り組むプログラムや仕組みを援助したり開発するための資源も依然として欠如している。家庭内暴力を暴力の一形態と認めていない国さえある。法制度にジェンダーに基づく偏見があるために、女性がレイプおよびその他の女性への暴力に対する法的救済を求めることが阻止されている」。

紛争状況における女性に対する性的暴力を含む国家の行為者による暴力に対処することが特に必要とされている。農村女性や先住民女性に対する暴力や、事実上あるいは外見上の性的指向に基づく暴力についても別個に取り組む必要がある。女性に対する暴力に対して文化的に適切な対応を発展させる必要もある」。

政府に対しては以下の行動を実施するよう勧告している。

- ・女性に対する暴力の加害者に対して懲罰的な法的措置を行う。
- ・女性に対する暴力を撤廃するために包括的な国家行動計画を作成し、財源を充て、援助する。
- ・女性に対する暴力の根絶における国家の進捗状況をモニターするシステムを実施する。
- ・暴力を受けた女性に対する効果的な被害者保護プログラムを行う。

- ・女性への暴力を撤廃するための国家行動計画の中に文化的に適切な戦略が含まれるようにする。

さらに、政府、国連機関、資金援助機関に対して以下の行動を実施するよう要請している。

- ・暴力を受けた女性を支援するプログラムに資金を提供し、この分野で活動している NGO の活動を援助する。
- ・文化的に多様な地域における女性への暴力を撤廃するための文化的に適切な戦略を採用することを目的とする研究の実施を支援する。

3. 国家レベル

タイの女性に対する暴力に関する国家女性問題委員会事務所(ONCWA)の報告では、刑事裁判に対して以下の点を求めることが記されている。

- ・レイプの定義を改定し、婚姻関係を含めたすべての者による強制的セックスを含むものとする。
- ・調査のプロセスと訴追手続きを改善し、被害者が自らの法的権利行使し、虐待した者に刑罰を科すことを促すものとする。
- ・サービスを整備する法律と目撃者を保護する法律を制定する。
- ・警察を関与させずに、法務省の法律職員が性的嫌がらせの申し立てを受理し、調査し、6ヶ月以内に調停による解決をもたらすようにする。
- ・ジェンダーの意識化の訓練を拡大し、すべての裁判官および法執行者に対してもそれを実施させ、裁判所の内部のガイドラインを改善して、新しい法律の原則に見合ったものとなるようにする。

NGO

- ・虐待を受けた女性の症候群、健康への負荷、社会および発展に及ぼす影響などの暴力の影響を認識する。
- ・NGO と GO の連携を向上させ、社会的保護を伴った、ジェンダーの視点に立つ法律を作成する。
- ・夫婦間レイプ、近親かんなどのその他の女性に対する暴力を認識する。
- ・法的措置と社会的措置の両方を使用して、女性に対する暴力の原因と結果に対処する。

医療・保健部門

- ・ワンストップ・サービス・センターの閉館時間に、医療・保健制度で働く女性を補助する家庭内暴力(DV)コーディネーターや学生の支援者を組み入れる。

- ・公衆衛生およびソーシャル・ワークを専攻する修士過程の学生に、保健環境でのインターンシップを提供する。
- ・ジェンダーの意識化の訓練を拡大し、すべての保健専門職員がそれを受けるようにし、ワンストップ・サービス・センターの訓練に加えて、虐待を経験した女性に対応する新しい議定書を採択する。
- ・虐待ケースの確認を一本化するために、本人からの暴力の通報に頼ることを止め、保健や病院の環境下ですべての患者に統一的なインタビューを行うという手続きを取り入れる。

教育部門

- ・一般大衆への普及のために、ジェンダーの視点に立つ教材、教科書、玩具などを開発する。
- ・教員に対して仲間同士の仲裁や紛争解決の訓練を行う。
- ・家事の分担、資源の共有、相互尊重など、結婚と育児に対する平等のアプローチを男子と女子が身につけるようにクラスを組織する。夫はパートナーであって、所有者でも雇用主でもないことを強調する。

IV. 女性被害者だけでなく、男性加害者についても

女性に対する暴力は、社会における女性の従属的地位からもたらされる部分があるところから、「ジェンダーに基づく」暴力として取り上げられることが多い。女性に対する暴力を合法化し、したがって、それを存続させる考え方や規範や社会制度を有している文化が少くない。

「ジェンダーに基づく暴力」という言葉を使うことで、女性に対する暴力を新たな文脈で検証し、議論できるようになる。重点が女性からジェンダーへ移され、ジェンダーに基づくステレオタイプが作りだし維持している男女の不平等な力関係が重視されるのである。

ホワイト・リボン・キャンペーンの創始者であるマイケル・カフマンはこう述べている。

暴力とは…

妻に握り拳を振り上げる一人の男。

人だかりの中のけんかをはやし立てる少年たちの群れ。

デートしながら、一緒にいる少女の望みになどどんちやくせずに振る舞う少年。

怒りと怖れに駆り立てられ、自分の車を暴走させて死に至る男。

性的指向や宗教や肌の色を理由に、他人に向けられる身体的暴力や言葉による暴力。

互いを人間以下と見なしたり、市民を市民以下と見なすように命じられた男の群れ。われわれ

は彼らを軍隊と呼ぶ。

競技場での暴力。

暴力とは、象徴的には、われわれと自然との関係なのかもしれない。あるいはそうでないかも
しれない。

それは男たちによる無数の形態の暴力。

V. ジェンダーに基づく暴力へのアプローチ

ジェンダーに基づく暴力へのアプローチは変化している。

- ・テーマはもはや虐待を受けたり、現在受けている犠牲者だけでなく、虐待する者も含まれる。
- ・この問題は、最近まで男性文化における暴力を認めようとしなかった男たちさえ議論するようになつた。
- ・現在の論調は、非難というより問い合わせである。
- ・男はなぜ妻やパートナーや子どもを虐待するかだけでなく、男はなぜ別の男を殴るのか、男性世界はなぜ暴力的なのかという問い合わせである。
- ・個人としての男性だけでなく、男らしさ、一般的に男であること、男性文化というものが主題となつてゐる。
- ・ジェンダーに基づく暴力はすべての男性に関わることであり、暴力的に振る舞う男だけの問題ではないことはすでに認められている。したがつて、男性の暴力の根源、家父長制の土台そのものを追究することができる。
- ・幼児期から男らしさという先入観が少年や男性に押しつけられ、少女および女性には女らしさのステレオタイプが押しつけられることはもはや広く認められている。
- ・取り組み方次第で、暴力的な男性を治療によって助けたり、暴力を防止することができる。男性は男らしさを再定義し、そのように生きる力を身につけることができるのである。
- ・男性は自分自身を単に男性文化の代表ではなく、一人の人間と考えられるようになる必要がある。
- ・男性が変われば、文化全体が変貌を遂げ、平和と平等とより豊かなライフスタイルをもつ文化的な基盤を築くことができる。

VI. 男らしさとジェンダーに基づく暴力

暴力の個々のケースや男性の女性に対する暴力にだけ焦点をあてるのではなく、現在の男性の役割やアイデンティティ(男らしさと定義されるもの)を作り出す文化全体の分析が進められている。

さまざまな形の男らしさがさまざまな現れ方をするため、男らしさの定義は複雑である。男らしさはしばしば、攻撃性、競争心、支配、強さ、勇気、統制などの特徴と結びつけられる。これらの特徴は、生物学と文化や社会の発展の組み合わせによってもたらされたり、権力の言説として現れている。それぞれの影響が現在の男女の不平等やジェンダーに基づく暴力の原因にどれほど影響を及ぼしているかを見極めるのは困難であるが、生物学、文化と社会、権力という3つのすべてを理解することが、現状に挑戦し、それを変革する枠組みを提供してくれる。

男らしさに焦点をあてることで、ジェンダーが男性自身の目に見えるものとなり、男性のためのものにもなる。実際にジェンダーは女性の生活だけでなく、男性の生活に影響を与えていため、男性はジェンダーをより意識するようになる。男らしさに注目することがジェンダーの不平等と対決し、女性に対する暴力を撤廃する最初のステップとなる。

VII. ジェンダーに基づく暴力に取り組むために何をすべきか？

- ・男らしさのさまざまな形を分析する。暴力的形態を明らかにし、それらを変える努力をする。
- ・暴力や競争、厳格さ、無神経、戦争の勝利者の偶像化、スポーツ、ビジネス・ライフなどを助長したり美化する価値観を明らかにし、問い合わせる。
- ・男性の役割や理想、男性文化における「男の名誉」について分析し、問い合わせる。
- ・少年および少女の教育を根本的に変える。
- ・父性を育成し尊重する。男性および少年の間で父親としての技術や特性を育成する。
- ・学校教育の中に、家庭、文化、再生産における少年と少女の異なる地位についての意識を育て、調和のとれた人格と、平等と相互尊重の関係にある男女の育成を促進するために、ジェンダーの観点を組み入れる。
- ・あらゆる形態の女性に対する暴力を犯罪とし、女性が暴力に直面したり、その脅迫を受けた際に、あらゆる保護を提供するために、女性に対する暴力に関する法律を作成する。
- ・女性のためのシェルターを増設し、シェルターおよびカウンセリング・サービスの活動を支援する。これらのサービスは当分の間、必要である。
- ・支援や治療サービスの確立によって男性が自らの暴力的な振る舞いを止めることを助ける。
- ・男性が女性に対する暴力と闘うための男性自身のグループや自発的活動を確立するよう促し、こうした運動を支援し、ボクシングやアイス・ホッケー、自動車レースなどの暴力的で攻撃的なスポーツの実態を明らかにし、家庭と学校の両方において、メディアや少年の教育におけるこうしたスポーツの促進に抗議する。
- ・軍隊や武器を基盤とする安全保障政策に代えて、協力と交流と相互信頼に基づく安全保障体制を開発し、強化する。

- ・強制的な兵役を廃止し、志願による軍事訓練を採用し、やがては兵士が必要となくなる平和な文化に向けたステップとして、代替的な地域サービスを開発する。
- ・政治、外交、国際的な意思決定における女性の昇進を増やす。
- ・法律上および行政的な手段を通して、また、世論を変革し、態度や価値観を形成し、平等と平和の文化を建設することを通して男女平等を促進し、さらに確実なものとする。

VIII. 家庭内暴力に対処するためのパイロット・プロジェクト：女性に対する家庭内暴力 廃止センター・プロジェクト (CEDVAW)

プロジェクトの内容

能力育成、制度の開発、行動のための研究、政策提言、直接的サービスの提供、大衆の意識化

実施機関

タイ刑法財団、タイ刑法研究所、法務長官室、チェンマイ大学女性学センター、テラナト・カンジャナ・アクソン財団、女性問題国家委員会室

全般的目標

1. 女性に対する暴力を根絶する
2. 家庭内暴力の被害者への悪影響を最小限にする。
3. 公衆衛生、法施行、教育の各部門で活動する国家および国家以外の関係団体による家庭内暴力に反対するネットワークを形成する。
4. 現在は対応されていない家庭内暴力の被害者のニーズに応えるために家庭内暴力を防止し、介入するための国家の資源と機構の利用を促進し、調整する。
5. タイの法律制度および裁判所制度において女性の権利を国家が承認するために、記録をとり、提言を行う。

具体的目標

1. チェンマイ州ムアン地区のパイロット・プロジェクトとして家庭内暴力救済プログラムを実施し、家庭内暴力の初犯者に対する代替的処罰を確立し、家庭内暴力の矯正的アプローチを実施する。
2. 家庭内暴力の加害者に対する介入プログラムその他の家庭内暴力への介入・防止プログラムに役立つ能力育成と人材開発を組織する。
3. 家庭内暴力に対する社会の態度を正し、社会全体、家族の成員、国家機関による適切な対

応を引き出す。

4. 社会の意識を高め、家庭内暴力の廃止にむけた取り組みによって、広範囲の大衆の参加を求める。

戦略的活動

1. 家庭内暴力廃止センター(CEVAW)を設立する。
2. 試験的な家庭内暴力プログラム、行動にむけた研究、家庭における暴力の行使に対する大衆キャンペーンを実施するために、国家および非国家部門の組織のネットワークを確立し、促進する。
3. 対応が遅れている家庭内暴力の加害者と被害者のニーズを見極め、記録する。
4. 国家レベルおよび州レベルにおいて適切な政策改革を提唱する。
5. ネットワーク加盟団体の職員を対象に、能力育成と技術養成ワークショップを組織する。
6. 家庭内暴力に関してジェンダー意識を高める。

期待される成果

1. 女性に対する暴力廃止センターが設立され、それが家庭内暴力の介入と防止の分野で活動する組織を補助する。
2. 家庭内暴力の撤廃に向けて活動する国家および非国家組織のネットワークが形成され、それが家庭内暴力の加害者に対する治療サービスを協力して提供する。
3. 家庭内暴力矯正プログラムが実施され、選抜された何人かの家庭内暴力の加害者は、家庭環境において抑制できない暴力使用に対する専門的治療を受ける。
4. ネットワーク加盟団体の 40 人の職員が能力育成ワークショップに参加し、最初の 2 年間に技術援助を受ける。
5. 刑事罰を受ける家庭内暴力の加害者および専門的援助を求める暴力指向の男性に関する基礎データが作成され、適切な政策提言のための基礎として活用される。
6. 暴力指向の男性および家庭内暴力の加害者であることを自覚する男性のための緊急ホットラインが稼働する。
7. 家庭内暴力のケースを統括する法律および裁判手続きを、処罰に重きをおくものから矯正に重きをおくものへと改定する。
8. 家庭内暴力およびその被害者と加害者に対する社会の意識を矯正するための大衆キャンペー

ーン

プロジェクトの実施場所

タイのチェンマイ

1. プロジェクト・タイトル

女性に対する暴力廃止センター・プロジェクト(CEVAW)

2. プロジェクトの実施理由

家庭内で起こる女性に対する暴力は国、文化、社会、経済の違いにかかわらず発生する。これは、国家の発展に女性が貢献する力を損なう非常に根強い問題の一つである。これはまた、女性の人権と尊厳を侵害する。家庭内暴力は、言葉による虐待、性的虐待、身体への拷問、レイプ、殴打、殺人など、さまざまな形態をとって発生する。その結果は被害者だけでなく、それを目撃した家族や家族でない者にも影響を与え、彼らは、特に親密な関係における、そして一般的な女性に対する暴力の行使を内面化したり、それを受け入れる傾向をもつようになる。

家庭における暴力の行使はだれもが弁護できない問題であり、いくつかの団体や個人がこれに対して行動を起こしている。タイでは、家庭内暴力に関して国家が長期にわたり「手を下さない政策」をとってきたために、家庭における男性による女性への暴力が維持され、合法化してきた。家庭内暴力の被害者に対して、家族や隣人、警察官やセラピスト、友人たちは、暴力を振るわれないよう夫ができるだけ刺激するなと言う場合、彼らは女性への暴力をうかつにも支持してしているのである。殴打や虐待を受け、家庭内暴力に対する社会の態度を内面化している女性自身も、家庭における暴力の行使を助長することに手を貸している。

家庭内暴力の加害者が法的にも、裁判上も、文化的にも罪を問われない文化が浸透している状況に対して、ごく少数の個人や団体が家庭内暴力を廃するための具体的で有効な手段の必要性を認めている。1997年憲法は、タイ社会に対して家庭内暴力への国家の介入を要求する手段を与えた。つまり、家庭における暴力からの安全は市民の権利となっているのである。裁判所職員およびその他の国家関連機関は、家庭内暴力のケースへの介入の意欲を表明するようになった。しかし、こうした法律は行使されなければ、役に立たないのである。

意外ではあるが、納得できるのは、家庭内暴力の被害を受けた女性が加害者の告発に抵抗を示すことが、家庭内暴力の廃止に向けた一般社会の努力を阻む最大の障害になっていることである。

家庭内暴力を最も受けやすい人が、なぜ国家による家庭内暴力への介入に最も非協力的で口を閉ざしているのか？

タイの刑法および裁判制度は女性の特定の利害や社会的文化的条件を排除する仕組みになっている。タイの刑法は、すべての者に適用されれば、心理的暴力であっても身体的暴力であっても、

暴力の行使を犯罪行為として扱い、それに対して処罰を科している。加害者は有罪であれば、刑事罰、つまり禁固刑を受ける。他方、暴力の被害者であり、暴力行為によって権利や安全が大きく侵害された女性は、その処罰のもたらす社会経済的結果に耐えなければならない。彼女らは犯罪を通報し、夫を逮捕の目に遭わせたことで、社会的批判にさらされるのである。さらに、夫の逮捕後、家族の唯一の稼ぎ手としての役割を担わなければならないし、愛する人間が服役することからくる心理的トラウマも受ける。夫が釈放された後も、服役中に暴力的振る舞いを矯正されなければ、その夫によってまた暴力行為を受ける危険もある。ほとんどの場合、警察は女性の申し立てに応じないという事実にも注目しなければならない。それどころか、申し立てを思いとどまらせたり、妥協を強いられたりするのである。家庭内暴力は私的事柄として扱われ、社会問題としては取り上げられず、「外部の人間」が介入することではないとされてきた。

一方、家庭内暴力の通報や国家による介入の要請を選択しない女性は、ささいな殴打から殺人まで至る可能性のある暴力がいつ爆発するかを、わかっていないながら待っているだけである。暴力を刺激しない手加減を身につけた自分の力に確信をもつ女性もいるだろう。なぜなら、少なくとも時折は夫が家計を助けてくれることに依存し、家族を一層の貧困状況に陥らせないようにすることができるからである。少なくとも、家族を崩壊させたり、父母のいる家族生活を子どもから奪ったとして社会から批判を受けることはない。さらに重要なことは、キャリアや将来の生活を危うくする犯罪歴をもたないように愛する夫を守ることができる。

家庭内暴力に対するタイの刑罰のアプローチは、個人および社会のレベルで家庭内暴力に対処したり解決する力を有しない。家庭内暴力を受けた女性のほとんどはその発生を通報しないままですませる。結果として、タイにおいては家庭内暴力は最も通報されることのない犯罪の一つになっている。しかし、同時に家庭内暴力は最も広範囲に及ぶ危険な犯罪である。国家および社会は、家庭内暴力の広がりを放置することで、女性と子どもと国家の社会経済的福祉を人質にして、暴力の文化を黙認しているのである。

女性に対する家庭内暴力の廃止にむけた有望なアプローチは、個人の協力を要請し、家庭内暴力からの安全を女性が得る権利を守る法律の改正や実施をすすめ、ジェンダーの視点に立つ裁判制度を実現する中にある。

家庭内暴力は特定の犯罪である。この暴力は親密な環境で発生する。したがって国家の介入方法には、被害者と加害者の共依存関係という文脈が考慮されなければならない。現行の研究結果や家庭内暴力の被害者に対する支援活動を行っている機関の経験によれば、被害者は暴力的な夫やパートナーの告発を望まないことがわかっている。彼女たちは暴力を止めさせたいと願う一方で、関係を保つことを望んでいる。

タイにおける家庭内暴力へ刑事罰アプローチでは家庭内暴力の被害者の特定の利害に応えることはできない。家庭内暴力の加害者は、服役することにはなっても、彼らの暴力指向的性格を直

すプログラムに基づいた活動は何も与えられない。医療および精神科の専門分野では暴力的男性へのサービスは限定されている。利用可能なサービスは暴力の被害者に対するものに集中している。被害者は自分ではなくパートナーの暴力的性格にどのように対処するかについてのカウンセリングを受けることはできる。このようなアプローチでは家庭における暴力の再発をなくすことはできない。これは一時しのぎのアプローチであって、女性が男性の乱暴な振る舞いに対処すべきであるという伝統的見方を強調しているだけである。

以上の分析から、家庭内暴力を廃止する国家の努力を改善する 2 つの主要な領域が明確に示される。

1. 法律制度や裁判制度における、家庭内暴力の被害者にとっての利害を考慮した女性中心の改革。
2. 家庭内暴力の加害者に対して精神科および医療の援助を利用可能にし、家庭内暴力の根本的原因としての社会の態度の変革を家庭内暴力根絶の手段とすること

家庭内暴力矯正プログラムの実施を目的とする CEVAW のパイロット・プロジェクトは、国家関連機関職員の能力を高め、法律や政策、およびその実施において女性中心の観点を主流化させ、女性の問題、すなわち家庭内暴力に対処し、それを改善するための国家の関わりを制度化させるものである。

3. プロジェクトの目標

CEVAW が掲げる目標は以下の通りである。

全般的目標

1. 女性に対する暴力を根絶する
2. 家庭内暴力の被害者への悪影響を最小限にする。
3. 公衆衛生、法施行、教育の各部門で活動する国家および国家以外の関係団体による家庭内暴力に反対するネットワークを形成する。
4. 現在、対応が遅れている家庭内暴力の被害者のニーズに応えるため、家庭内暴力を防止し、それに介入するための国家の資源と機構の利用を促進し、調整する。
5. タイの法律制度および裁判制度において女性の権利を国家が認めるために、実証しつつ提言を行う。

具体的目標

1. チェンマイ州ムアン地区のパイロット・プロジェクトとして家庭内暴力救済プログラムを実施することによって、家庭内暴力の初犯者に対する代替的処罰を確立し、家庭内暴力の矯正的アプローチを実施する。
2. 家庭内暴力の加害者に対する介入プログラムその他の家庭内暴力への介入・防止プログラムに役立つ能力育成と人材開発を組織する。
3. 家庭内暴力に対する社会の態度を正し、社会全体、家族の成員、国家機関からの適切な対応を引き出す。
4. 社会の意識を高め、家庭内暴力の廃止にむけた取り組みによって、広範囲の大衆の参加を求める。

4. プロジェクトの活動

CEVAW は先頃結成された、家庭内暴力の防止と介入に関わる国家および非国家組織のネットワークを促進する調整団体となる。このネットワークは 2 回の会合を持ち、CEVAW のための行動計画を立案した。家庭内暴力の加害者に対する強制的禁固の代替案、すなわち、裁判前のプロセスにおいて加害者への精神科治療を取り入れることによって、被害者が国家職員からの支援を求めるなどを促す家庭内暴力矯正プログラムを提起している。CEVAW は、このプログラムの適用が満足できる結果を示した場合(法施行職員への家庭内暴力の通報率が増加した場合)、プログラムの全国への拡大に向けて動き出す予定である。

家庭内暴力矯正プログラムは以下の段階的な内容から成っている。

裁判前の手続き

1. 警察、病院緊急治療室職員、地域の権威者による、親密な環境における暴力の行使者(UVIS)の確定
2. パートナーから虐待を受けた女性は UVIS の告発を奨励される。被害者は家庭内暴力矯正プログラムについて知られ、CEVAW の実施した訓練に参加した法律扶助職員による法律相談を受ける。深刻な家庭内暴力の被害者は直接の法律扶助を受ける。
3. 家庭内暴力の被害者と加害者は家庭内暴力矯正プログラムに参加することに同意しなければならない。

裁判中の手続き

1. 指定された精神科医によって UVIS の暴力的振る舞いについて診断が行われ、承認を得るために検察局に対して治療計画が提出される。

2. 家庭内暴力の被害者の希望に応じて、検察官および(または)裁判官によって治療計画が指示される。
3. UVIS は、執行猶予の判決を受け、家庭内暴力ネットワークの構成団体の提供する精神科治療を受ける。
4. ソーシャル・ワーカーおよび執行猶予担当官は、精神科医および裁判官の勧めに応じて、家庭訪問を行い、一定期間、UVIS の行動をモニターする。
5. 精神科医によって再評価が行われ、執行猶予期間が終了する。

緊急ホットライン・サービスを通して援助を求める潜在的UVISの自覚者は、本人の適性に応じて、無料あるいは低料金でこの矯正プログラムに参加することができる。

CEVAW は、この試験的な家庭内暴力矯正プログラムの実施にむけた準備を行うために、ネットワークの提案した以下の行動計画を実施する。

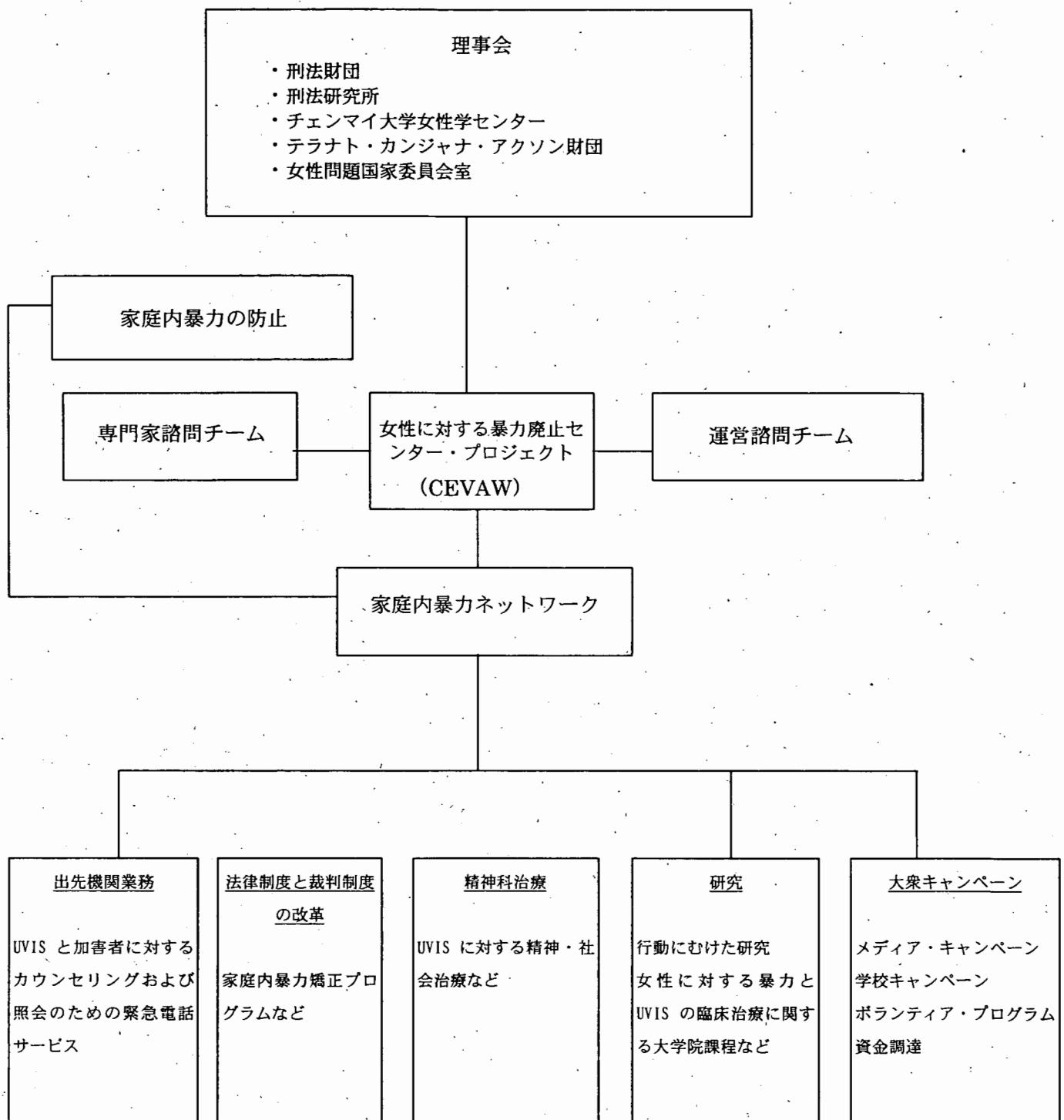
1. 公衆衛生や法執行機関の職員および検察官に対する能力養成と技術開発のためのワークショップ
 2. ネットワーク構成団体が活用できる家庭内暴力矯正プログラムを実施するための段階的マニュアルの作成
 3. UVIS に対するカウンセリングと照会サービスを提供するための緊急ホットライン
 4. UVIS を対象とする家庭内暴力に関する大衆意識化キャンペーン
 5. 家庭内暴力矯正プログラムのための記録とモニタリング
5. 実施機関

女性に対する家庭内暴力廃止センター(CEVAW)、タイ刑法財団の共同管理下にある独立機関、タイ刑法研究所、法務長官室、チェンマイ大学社会学部女性学センター、テラナト・カンジャナ・アクソン財団、女性問題国家委員会室。

CEVAW は、家庭内暴力防止・介入対策委員会とも緊密なパートナーシップによる活動を行っていることになっている。

チェンマイにある CEVAW は、実験的な家庭内暴力矯正プログラムの適用を調整し、モニターリング。また、資金調達、ネットワークの協力や調整の監督、適切なネットワーク構成団体への CEVAW 活動の委任、構成団体に対するワークショップや訓練の組織、家庭内暴力プログラム・マニュアルの作成、ネットワーク活動の調整、訴訟の記録、資金調達における運営委員会の援助、政策提言の作成、資金援助機関への報告などを担当する。

組織機構図



プロジェクト・ネットワーク

精神科および母子保健科のある国立および私立病院
女性ホットライン
少数民族、一般女性などのさまざまなグループと共に活動している女性 NGO
チェンマイ大学社会学部女性学センター
チェンマイ大学社会学部法律学科
チェンマイ大学医学部精神科
チェンマイ大学社会・人類学部
チェンマイ警察局
子どもの権利保護センター
検察局
司法省執行猶予室

家庭内暴力防止・介入委員会

チェンマイ大学医学部精神科
チェンマイ大学社会・人類学部
チェンマイ大学看護学部
チェンマイ大学社会学部女性学センター
チェンマイ警察局
子どもの権利保護センター(チェンマイ)
検察局チェンマイ支部
女性問題国家委員会室
テラナト・カンジャナ・アクソン財団(バンコク)
タイ刑法財団(バンコク)
タイ刑法研究所(バンコク)



家庭内暴力を絶対に許さない

ワンニー・ティティプラサート
女性のための研究プロジェクト

はじめに

20世紀の終わりを前にして、世銀やIMFによってもたらされた経済的・社会的変動が、世界およびタイ社会に社会的な悪影響を与え、さまざまな社会問題や動揺の波を起こしている。この複雑な構造的暴力が、タイにおける女性に対する暴力の状況、とりわけ家庭内暴力を悪化させていている。限定した情報筋の統計によれば、タイ政府がこれらの世界機関に対して救済パッケージを要請しなければならなかつた1997年の経済危機以降、その意味が確定的なものとなつた。たとえば、繊維、衣料、おもちゃ、食品などの産業において労働者の80%から90%以上を占めていた女性労働者が最初に解雇された。ジェンダーに基づく役割への期待感と経済危機から派生した家庭内の緊張により、これらの解雇された女性のうちの多数が家族の虐待や家族崩壊の目に遭っている。家庭内暴力からの女性の保護を目的とする新しい1997年憲法や政策があるにもかかわらず、タイ女性は依然としてこうした法律や政策へのアクセスもなく、自分自身で、自宅で、家族が日々生きしていくために闘い、自分の身を危険に晒さなければならなかつたのである。

家庭内暴力に対するゼロ・トレランス(非寛容)を達成することは、家庭内暴力に関連する要素や家庭内暴力それ自体を廃絶する闘いにおけるわれわれの目標である。この目標を達成するために、われわれはこの問題の性格、改善点、さまざまな戦略を研究しなければならない。そのためここでは、家庭内暴力の定義と、入手可能な統計に基づくタイの家庭内暴力の深刻な状況、女性に対する暴力および家庭内暴力の原因、いくつかの勧告について述べることとする。

1. 女性に対する暴力と家庭内暴力

1.1 女性に対する暴力撤廃宣言

1993年12月20日の国連総会は、女性に対する暴力撤廃宣言を採択し、女性に対する暴力を以下のように定義した。

「公的または私的生活のいずれで発生した場合でも、女性に対して身体的、性的、心理的危害または苦痛を結果として生じさせる、あるいは生じさせるとと思われるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為で、そのような行為を行うという脅迫、強制、または自由の恣意的剥奪を含む」。(国連女性に対する暴力撤廃宣言、1993年、p.3)

この宣言によれば、女性に対する暴力(VAW)には、家族および一般社会において発生する身体的、性的、心理的暴力、および国家による、あるいは国家が黙認した暴力が含まれる。これには、たとえば、殴打、世帯内の女児に対する性的虐待、ダウリ一殺人、レイプ、性的虐待、職場、教育機関およびその他の場所における性的嫌がらせおよび脅迫、女性の人身売買、強制売春などがある。

女性に対する暴力の一形態としての家庭内暴力には以下のような詳しい定義が与えられている。

「(a)家族の中で発生する身体的、性的、心理的暴力で、殴打、世帯内の女児に対する性的虐待、ダウリ一殺人、夫婦間レイプ、女性の性器切除およびその他の女性に有害な伝統的慣行、夫婦間以外の暴力、搾取に関する暴力を含む」。(同宣言)

1.2 北京行動綱領

1995年9月の第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領は女性に対する暴力廃絶宣言の定義と詳細を採用し、武力紛争下の女性の人権侵害および、女性の強制不妊、強制中絶、避妊薬(具)の強制使用などの女性の受精に関する暴力を加えている。

タイでは、家庭における身体的、性的、心理的暴力、女児に対する性的虐待、地域社会におけるレイプ、職場や教育機関での性的嫌がらせおよび暴力、国家による暴力として女性の囚人や被告に対する性的虐待など、3つのレベルのすべてにおいて女性に対する暴力が発生している。タイにおける家庭内暴力としては近年、夫婦間レイプ、夫婦間以外の暴力、搾取に関する暴力のほか、女性に有害な伝統的慣行、強制中絶などが目立つ。

2. 家庭内暴力(DV)の状況

児童・青年裁判所の元裁判官プラファパン・ウドンチャンヤンによれば、さまざまな形態のDVの詳細を提供する公式の統計はない。新聞では深刻なケースや著名人のケースばかりが報道され、注目されている。したがって、統計数値は実際のケースを下回っている可能性がある。新聞以外では VAW および DV を扱っている女性およびその他の団体の情報筋によるものだけであ

る。これら情報筋による統計は以下のとおりである。

2.1 新聞報道による統計

1995 年以降、情報学術センターと女性の友財団(FOW)は、タイの 5 つの日刊紙から家庭におけるレイプや性的虐待、その他の性的暴力の報道を収集している。家庭における性的虐待や近親姦のケースは以下のとおりである。

1995～1997 年と 1999 年における性的暴力の報道

1995 年から 1997 年にかけて、556 件の性的暴力ケースが発生し、654 人の被害者が出ている。女児および家族の成員に対する親族による性的虐待のケースは、被害者の知人による虐待ケース 276 件のうちの 40%(39.81%)で、全ケースの 18%(17.9%)であった。1999 年には被害者の知人による虐待事件が 85 件発生し、親族による虐待はそのうち 53%(52.94%)、全 202 件の 22%(22.27%)に増加した。この親族には父と娘、義父と義娘、祖父、叔父、甥などが含まれる。

特に以下の点が注目される。

- a) 特に、義父による近親姦が 1995 年の 3 件(2%)から 1997 年の 4 件(10%)に増加した。

	1995	1996	1997
父と娘	4(3%)	8(3.6%)	8(4.1%)
義父と義娘	3(2%)	14(6.3%)	19(9%)

- b) 女児および家族の成員に対する性的虐待は、家族の経済的・社会的地位にも関係している。被害者の多くが低所得世帯に属し、親が家計のやりくりのために仕事に出ていて子どもを放置したままであつたり、別の親族と一緒に家に居なければならなかつたりするからである。祖母や義父(両親が別居している場合)など、他の親族の世話をなっている場合、同居する男性の親族や義父によって性的虐待を受けることがある。
- c) 1999 年の統計によれば、性的暴力のケースのうち 99 件つまりほぼ 50%(49%)が家庭で発生している。この数値の 50%(45 件が近しい親族によるもの)が家庭内暴力のケースである。(FOW, 2000:4)

FOW による 2000 年の家庭内暴力の集計

2000 年前半、FOW は、47 件の家庭内暴力の記録を取り始めた。これらのケースは主に、殺人や自殺、殴打のケース、捨てられた妻が有名人(歌手や政府高官)である夫に子どもの養育費を要

求したり、財産権の共有を要求したケースであることに注目すべきである。以上の 47 の DV ケースは以下のように分類される。

- 1) 最も数が多かったのは夫が妻を殺害した 17 件で、全体の 36%(36.17%)であった。
- 2) 二番目に数が多かったのは妻が夫を殺害した 9 件で、全体の 19%(19.14%)であった。
- 3) 三番目は、父親(および義父)か母親(および義母)が子ども(義理の息子か娘)を殺害した 8 件で、全体の 17%(17.02%)であった。
- 4) 四番目は、殴打のケースで 4 件、または 8.5%(妻が殴り殺された)である。この他に妻が夫を殺害した事件、息子(14 歳)が父親を殺害した事件、妻をしばしば殴打したことのある夫が結局妻を殺してしまった事件の 4 つがあり、これらを加えると 8 件となる。
- 5) 妻が自殺した事件は 3 件(夫に他の女性がいたり、夫が家庭に対する責任をもたなかつた(—妻は妊娠 2 ヶ月であったなど)で、全体の 6% であった。

夫に他の女性がいて、妻が捨てられたケースが 2 件あった。妻が心理的損傷を受けたケースと、父親が母親を頻繁に殴打したために息子が父親を撃ち殺したケースがそれぞれ 1 件ずつあった。

2.2 女性団体のカウンセリング・センターの統計

1994 年: FOW のカウンセリング・法律扶助センターである女性の権利保護センター(WRPC)が 1994 年に記録をとった 534 件のカウンセリング・ケース(そのうちの 80% が家庭のケース)のうち、54 件は女性が家庭において殴打されたり、その他の暴力を受けたケースである。これは全体の 10%(10.1%) であった。(ティティプラサート、1995:15)

1998 年: 1998 年に WRPC が記録をとった 862 件のカウンセリング・ケースのうち、86 件は家庭において殴打されたり、その他の暴力を受けたケースであった。これは全体の 10%(9.97%) であった。(WPRC、1999:1)

女性財団(FFW)が 1998 年に記録をとった 373 件のカウンセリング・ケースのうち 83 件が家庭内暴力のケースで、これは全体の 22%(22.25%) であった。これらのケースで女性はパートナーによって殴打されたり、捨てられたり、性的サービスの強要を脅されている。FFW は、妻が夫に南部州で性的サービスをするように誘われ、何とか逃げのびたケースを報告している。この他に、夫婦間レイプ、子どもの監護権、夫に愛人がいるなどのケースがあった。(ティティプラサート、1999:7)

FFW は、経済危機によって苦境に陥る女性の数が増えていると指摘している。ほとんどの女性が事業をやるために資金を得たいと考えている。しかし、政府のサービス機関の情報が得られ

なかつたり、援助サービスを要請するための十分な文書がないために、政府サービスへのアクセスをもてなかつたのである。

FFW はまた、特に過去 2、3 年間においてカウンセリングの件数が毎年増えていると指摘している。2 つの団体とも件数は 2 倍に増えた。

1999 年: WRPC が 1999 年に記録をとった 758 件のカウンセリング・ケースのうち、37 件は、女性が家庭において殴打されたりその他の暴力を受けたケースであった。これは全体の 5%(4.88%)を占める。

FFW が記録をとった 301 件のカウンセリング・ケースのうち、43 件は家庭内暴力のケースで全体の 14% であった。これらは殴打や、妻が夫に捨てられたケース、夫に愛人がいるケースなどである。

1999 年に FFW は、カウンセリング・ケースの新しい分類項目として両親による侵害という項目を設けた。これにも家庭における暴力が含まれる。この項目に入るケースが 5 件あり、全体の 2% であった。これには、性的サービスの強制、身体障害児の監禁、離婚および結婚の強制などがある。

2 つの項目を 1 つにすると FFW が対応した DV ケースは全体の 16% になる。

上記の NGO 女性団体の入手可能な最近の統計から以下の点が要約される。

- a) 家庭における性的虐待は、1995～1997 年の 18% から 1999 年の 22% に増加している。
- b) 1999 年に発生した家庭における性的虐待のはば 50% が近しい親族による家庭内暴力のケースであった。
- c) NGO 女性団体のカウンセリング・ケースで報告された家庭における身体およびその他の暴力のケースは 1995 年と 1998 年で 10～20% である。1999 年にはこの数値は 5～16% に減少している。
- d) 新聞による家庭内暴力ケースの最近の報告によれば、2000 年前半で夫が妻を殺害したケースは家庭内暴力のケースのうち 36% であった。

しかし、暴力の被害者が受けた精神的影響についてはさらに調査が必要である。ヘルスケア政策センター所長でマヒドル大学講師のピムファワン・ブンヤモンコル博士は、DV を生き延びた被害者の健康面と DV が被害者に与える影響、ヘルス・サービスの管理とそれとの関係の重要性を強調している。博士は、たとえば、1993 年のバンコクにおける DV 状況の研究結果により、深い傷を負った被害者は全体の 19%、負傷して意識を失った被害者は 7%、殺害されたのは 2% であることがわかったとしている。また、精神的健康を完全に損なった被害者は 17% で、怯えたり、自信をなくした被害者は 7% であった。(タイ・ウーマン・ウォッチ、1998:77)

3. 家庭内暴力の原因

3.1 政治的、経済的、社会的要因と影響

タイ政府が農業を基盤とする経済から工業を基盤とする経済への転換を促進してほぼ 40 年が経過した。その後期においては輸出指向型の工業が推進された。こうして、農業部門は十分な注目を与えられなくなっている。工業発展が農業部門より優位に立ち、都市部門に恩恵をもたらすために、農村部門から自然資源が奪われた。これが農村経済を破壊し、農村部門の自立的なシステムが破壊された。工業発展と農村地帯の困窮によって、家族の幸福を望んで「新しい機会」を求めて農村から数多くの男性、女性、子どもが移住した。女性労働を強調する輸出指向型工業とサービス部門が発展したこの 10 年間に、仕事を求めて 11 バンコクやその他の工業都市に移住した女性の数は男性を上回る。しかし、これらの女性や少女たちは自分自身の情報や知識はほとんど持たず、多くは親戚や知人である職業斡旋業者をあてにして都市地域へ移住した。彼女たちは都市において自分の安全を侵害され、さまざまな暴力に直面しなければならなかつた。彼女たちが受けた暴力には職業斡旋業者によるレイプ、タイおよび外国における強制的な性的サービスおよび売春への誘い込み、職場における性的暴力などがある。

多くの場合、既婚女性もまた経済的、社会的ストレスからくる家庭内暴力に直面している。すなわち、さまざまな機会にさまざまな形態で発生する雇用保証の問題や、1997 年以降の経済危機による大規模なレイオフ、収入の不足、農村から都市社会へのライフスタイルの変化と、ジェンダーの関係や性的振る舞い(夜の生活スタイル、他の女性とつき合うなど)に与える消費主義の影響などである。

しかし、多くの女性や子どもは生存のために夫や父親に経済的に依存しなければならない。女性や子どもは夫よりも収入が少なかったり、なかつたりするからである。したがって、夫が家庭で暴力事件を起こしても、警察や裁判制度にあえて申し立てないのである。たとえ申し立てたとしても、取り消したりする。

1997 年に FOW は、経済危機が解雇された女性労働者におよぼした影響を調査したが、5 件のうち 3 件の家庭で夫が責任を果たさないという問題に直面していた。彼女たちは自分自身で子どもを含む家族全体の面倒を見なければならない。そのうちの 2 件は、自分の貯蓄でどうにか家を建てるこさえ実現させている。しかし、夫たちは別の女性とつきあうことで彼女たちには身体的心理的暴力をふるっている。こうした女性労働者たちが政府の建物の前で補償を求めてデモをしたり要求している間に、別の女性を家に連れ込んだ夫さえいる。(コキジ、1997)

3.2 文化的および法的な要素や影響

タイ男性のほとんどは依然として妻や子どもは自分に属するものであって、罰を与えて良いという態度を身につけている。妻や子どもは自分の所有物だという態度をとることさえある。この態度は、夫や父親が妻や子どもを売ったり、質に入れたり、罰を与えることを認めたアユタヤ時代(この時代から現在まで 600 年以上が経過している)以来の法律の施行を踏襲している(レジャナウォン、n.d.)さらに、家族の問題は家族の中に留め、外部には漏らさないという伝統もある。「だれも内なる火を(家の)外へ持ち出してはならないし、外なる火を持ち込んではならない」という仏教の教えに従うものである。こうして、ほとんどの人は家庭内暴力を個人的で家庭内の問題とみなし、それに関わったり、対処しようとしている。家庭内暴力は通常、家庭内に留め、世間にあまり伝えない問題となる。

家庭における性的虐待と社会における性暴力を助長するもう一つの文化的要素は、ジェンダー間の性行動の二重基準である。家族法によって一夫一婦制が奨励されていても、タイ社会は実際には男性に一人以上の女性をもつことを許している。アユタヤ時代以降、男性は歴史的な慣行に従い、妻を 4 人までもつことが許されていた。男性は、タイの古典文学に見られる英雄のように、多くの女性を自分の魅力によって引きつけておくことで賞賛を得る。他方、社会は女性の性行動の統制を強調する。若い女性はこうした統制や態度を教え込まれ、それに順応させられてきた。たとえば、女性は処女を守り、刺激的でない、きちんとした身なりをしなければならない。性暴力を受けた時、すべての非難と暴行を耐え忍ぶのは女性である。女性はたいてい自分自身をも責め、自分や家族を恥ずかしいと感じ、汚れている(レイプされた後)ことを恥じ、自分を価値の無い人間とみなすのである。事件は彼女にとって一生の罪となる。

こうして、ほとんどの女性は家庭内暴力を受けても通報したり、自分の権利を守ろうという気にはならないのである。

3.3 政治的仕組み

DV に関する法律および政策: 施行と実施の問題

3.3.1 DV に関する法律の施行の問題

1997 年憲法およびその他のいくつかの法律は、VAW および DV に適用されたり、適用可能であるが、法の施行の問題をもたらしたり、DV の蔓延を助長する多くの要素がある。

- A. 新しい 1997 年憲法第 53 条はこう記している。「家族における子ども、青年および人は国家によって暴力および虐待から保護される権利を有する…」この条文は、これを確実に新憲法に盛り込むために、媒介的役割を担った女性グループの何ヵ月にもおよぶキャンペーンの結果である。
- B. プラファパン・ウドンチャンヤ判事によれば、DV に適用されたり、適用可能ないいくつかの法

律がある。たとえば、

- ・刑法第 295 条は「他人に危害を加えたり、身体的もしくは心理的損傷をもたらした者はだれでも」罰金および刑罰を命じている。
- ・民事・商業法第 1530 条は、配偶者は裁判手続き中に財政問題に関して「緊急措置」を要求することができるとしている。

しかし、これらの法律の実施は、裁判所当局の解釈や慣行に左右されたり(第 295 条の場合のように)、警察および病院の報告書等の虐待の証拠に左右されたり、財政支援の行使や資産の凍結の際の家庭問題を弁護する弁護士の慣行(第 1530 条の場合のように)によったりする(ウドンチャヤ、n.d. 1,2)これらの法律は裁判所当局および弁護士によって使用されることはほとんどない。虐待を受けた女性は、検査官の態度や慣行によって、第 1516 条を適用するための報告書を手にすることがしばしばできなかったり、中には女性が自分の体の傷を(男性検査官に対して)見せたがらなかったりすることもある。

3.3.2 暴力を受けた女性や子どもの保護における性犯罪に関する法律の不備

- A. DV を助長し、暴力の被害を受けた女性や子どもを保護しないいくつかの法律がある。
- ・刑法第 276 条はこう述べている。「妻でない女性とその女性の意志に反して性交を持った者はだれでも…」有罪である。この法律は妻の権利の保護を否定し、男性が妻に対して合法的にレイプすることを許している。この法律は、離婚を求めて裁判中である妻に対する夫によるレイプを引き起こしかねない。また、この法律にはその他の手段や仕掛けによる性暴力が含まれていない。
 - ・民事・商業法第 1516(1)は、男性は不倫を根拠として妻を告訴できるとしているが、女性は同じ権利を享有できない。女性は、夫が公然と内縁の妻をもう一人の妻として認めていることを立証しなければならない。女性は自分の振るまいを立証する証拠を得るために、かなりの努力を払わなければならない。

さらに、この法律は暴力を受けた被害者が 15 歳以上の場合はケースを放棄することを認めている。これは、被害者がとくに若い女性である場合、補償と引き替えに告訴を取り下げるよう説得することができるることを意味し、実際にそうさせられる場合が多い。こうしてこの法律は被害者に対して何の保護も防止措置も社会福祉も与えていないのである。

3.3.3 裁判所当局の態度および慣行はジェンダーに敏感ではない

- A. 裁判所当局者の態度は、たいていのタイ人と同様に、DV を家庭内で解決すべき家庭および個人の問題であると見なしている。他方、検査官は法施行よりも仲裁を好む。彼らは女性が文化的経済的理由によって申し立てを撤回する場合が多いことも知っている。つまり、検査官の

間に DV のケースを日誌に書き留めないで、仲裁しようとする全般的傾向がある。そうすることで彼らは事務仕事を減らし、捜査したり裁判手続きを行う問題を最小限に抑えることができる。女性は、捜査官が自分のケースを日誌に書き留めておかないとために、裁判に必要な捜査官の報告書を手にいれることができないという問題に直面することが多い。

- B. 家庭における性暴力および性的虐待に対処する場合、裁判所手続きにはさまざまな段階がある。これにより捜査や尋問が何度も繰り返されることになる。捜査官の質問や態度に表れるジェンダーに基づく偏見にもさらされる。あえて自分を弁護しようとする被害者の女性を、捜査官らは性的に攻撃的な人間だと見なすのである。そのため、捜査のプロセスが被害者にとっての第二の「レイプ」に成りうる。1998 年には被害者に対する捜査および質問を一回に抑えるため、刑事事件捜査の規則が改正され、また捜査を記録するビデオなども設置されたり、証人に対する捜査や尋問を行う特別室が設けられた。この改正は 18 歳以下の少女にのみ適用され、成人女性には適用されない。したがって、被害者はしばしば自分の権利をあえて弁護する自信を失ってしまう。そこで、加害者は再三にわたり犯罪を繰り返し、家庭および社会における暴力が増加する。多くの場合、我慢の限界が来た時、夫や男性パートナーによる殺人が引き起こされる。

3.3.4 社会および特に政府関連機関における VAW を含むジェンダー問題に対する十分な仕組みと強力なコミットメントの不足

タイ政府は以下の政策を策定した。

- ・家庭、地域、社会における暴力の撤廃と女性の保護をめざすビジョンと戦略を伴う第 8 回国家経済社会発展計画(1997~2000 年)の中の女性開発計画(以下、第 8 回計画とする)。法律改正、社会キャンペーンの組織化、電話相談の増設などを含む対応措置。(女性問題国家委員会、NCWA, 1997:33)
- ・女性と子どもに対する暴力廃絶のための政策および計画案(1999 年)

政府の女性と子どもに対する暴力廃絶のための政策および計画案は、過去数年間の VAW に関する女性団体のキャンペーンの貢献によって作成されたものである。これには、VAW に関する NGO の提起するワンストップ・サービス・センターを含む VAW 関連の措置やサービスなどの 6 つの計画が盛り込まれている。この政策はまた、11 月を VAW に関する全国キャンペーン月間と定め、過去数年間、VAW に関する NGO によってキャンペーンを実施してきた。1999 年にバンコク市(BMA)は、政府の VAW キャンペーンに応じて、バンコク市の医療事務所の子どもと女性の権利保護センターを監督するための「子どもと女性の権利保護センター実施委員会」を設置した。現在、医科大学とバンコク私立病院に 7 つのセンターがある。あらゆる努力が続けられているにもかかわらず、多くの場合、具体的な成果をもたらす政策を実施する政府

対してジェンダー意識の訓練を実施すべきである。

4.4 VAW および DV を積極的に防止し、これと対抗するために、そして特に資源の管理および配分において都市と農村地域の役割を支援すべきである。

4.5 政府は関係する NGO も含めたすべての機関が活動を展開できるよう十分な予算を配分すべきである。

政府は以上を実施する中で、強力な政治的意志とコミットメントを発揮すべきであり、他方、女性と子どものあらゆる暴力からの保護において地域社会が積極的役割を遂行できるように地域社会をエンパワーすべきである。



機関において十分な仕組みとコミットメントが欠如しているため、依然として政策と実施の間に落差が生じている。

4. 勧告

政府組織および非政府組織の努力にもかかわらず、VAW および DV への対応において依然として多くの限界や欠陥がある。そのため、私は以下の勧告を提起したい。

4.1 地方政府と中央政府が策定および発令した政策や計画は、強力なコミットメントによって実施されなければならない。効果的に十分なサービスを実施するために十分な仕組みが設置されなければならない。これがなければ、政策や計画は単なる文書やリップ・サービスで終わってしまう。

4.2 法律および法的手続きの改善

A. DV および性的嫌がらせを含むさまざまな暴力に対応する VAW 特別法を公布し、VAW および DV に有効に対処する。特に 1995 年のニュージーランド家庭内暴力法に注目しつつ、異なる国の異なる VAW および DV についての比較調査を実施する。この新法は女性および子どもに安全な保護と問題に対する救済を与えるほか、特に職業や子どもへの支援など、苦境にある女性に社会福祉を提供するものである。

以下の法律を改正すべきである。

- A) 刑法第 276 条は女性の夫婦間レイプからの保護を含むものとすべきである。
- B) 刑法第 277 条は少女と少年の両方を性的暴力から保護するものとすべきである。
- C) 刑法第 295 条の家族の成員に対して加えられた危害に対する刑罰を重くすべきである。
さらに 2 年間の刑罰の延長を提案する。(タイ・ウーマン・ウォッチ、1998:78)
- D) 政府は女性差別撤廃条約の第 16 条に対する保留を撤回し、既婚女性が自分の姓を使用する代替案など、家族法の改正を行うべきである。
- E) 政府はさまざまな手段によって生存者の職業や子どもの支援を含む社会福祉を援助すべきである。

4.3 女性の権利を向上させ、保護するための仕組み

女性に十分なサービスを提供するために女性検察官を増員し、すべての専門職員と当該団体に

(公開フォーラム発言要旨)

アジア太平洋地域の各国で家庭内暴力廃絶の活動がどのように進められているかを聞き、学ぶこの特別の集まりで、私の経験をお話しある機会を与えられたことを光栄に存じます。本日、私はタイにおける家庭内暴力の状況、女性団体の戦略と活動、その努力の成果と今後の戦略についてお話しします。

どのようなものであれ家庭内暴力(DV)に関する公式の統計がまったくないため、私は主として女性 NGO のネットワークや新聞等の入手可能な情報源から数字をまとめざるを得なかつた。これらの情報源から得られる最近の報告を見ると、殴打および家庭での性的虐待およびその他の暴力は全ケースの 10~20%であることがわかつた(多少の増減あり)。たとえば、新聞情報からまとめた家庭における性的虐待の件数は 1995 年から 1997 年の間の 18%から、1999 年の 22%へと増えている。女性団体のカウンセリング件数からまとめた家庭における殴打およびその他の暴力の件数は、1999 年を除いて、女性の友財団(FOW)で約 10%(1995 年と 1998 年)、女性財団(FFW)で 20%、1998 年は 22%となっている。2 つの団体とも 1999 年にはそれぞれ 5%、14%へと減少している。

しかし、これらの数値は実際の件数を下回る傾向にあり、ジェンダーに基づく偏見を伴う、女性の従属性地位を助長するいくつかの社会的文化的要素から言って、氷山の一角に過ぎないとも言える。たとえば、長い歴史を持つ法律の制度や実施によって、タイ男性は依然として妻や子どもは自分に属するものであり、自分の所有物であつて、罰を与えて良いという態度を身につけている。捜査官は一般的に、家庭内暴力をタイ社会の昔からの伝統として、個人および家族の問題であり、家庭内で解決すべきものと見なしている。こうして、家庭内暴力のケースを解決する場合に、示談にして、仲裁役を果たそうとする。彼らは事務仕事を減らすために、家庭内暴力のケースを日誌に書き留めない。多くの女性が夫への経済的依存やその他の文化的理由によって訴訟を取り下げるため、捜査官は報告しないことでその後の調査や裁判の手続きをとらなくても済むようにしてしまうのである。女性たちは、裁判手続きにおいて提示する証拠がないため、権利をめざして闘う意志をくじかれてしまう。性的行為に対する二重基準の実施や、性的虐待と闘おうとする女性は性的に攻撃的であるとする捜査官の態度、重複の多い複雑な裁判手続きなどのために、自分のケースを通報する意志をくじかれ、正義を求めて闘うことに怖じ気づいてしまうこともある。

こうした状況を背景として、女性団体は女性に対する暴力と家庭内暴力に対抗するため、20 年以上にもわたって、戦略を練り、それを実施してきた。その中には、苦境にある女性への直接的サービス、対象グループおよび一般大衆に対するジェンダー、女性に関する権利と法律などに関する大衆教育、女性に対する暴力(VAW)、家庭内暴力およびその他の関連する女性問題に関するキャンペーン、さまざまな組織や、女性、子ども、人権ネットワークなどのネットワークとの連携などがある。

女性団体やそのネットワークが実施してきた活動には以下のものがある。

1. 苦境にある女性への直接的サービス

多くの女性団体が、困っている女性に対して、シェルターの提供、家族関係や法律問題や保健問題に関する電話や面接によるカウンセリング、職業訓練等の必要な援助を提供してきた。中には経済問題を抱える女性に対して無料の法律扶助を与えてきた団体もある。

2. 大衆教育

苦境にある女性に対して、また、その他の女性グループに対して、女性の権利、家族法、ジェンダー・トレーニング、弁護士補助員訓練等についての情報を提供するためのさまざまな教育が組織してきた。女性団体の職員が、男女の青少年に対して、女性に対する暴力や家庭内暴力などのジェンダーに関する問題について訓練を提供したこともある。また、教育機関の学生に対してジェンダー問題に関する情報や課程を提供するために招かれた者もあった。男性捜査官に対して人権および女性の権利に関する訓練を共催し、提供するために招かれました。1995年には、FOWの女性の権利保護センター(WRPC)が、政府のパイロット・プロジェクトのために警察署の女性捜査官向けのジェンダーに関する訓練を共催した。FOWとチュラコンクラオ警察学校の協力事業として、FOWは1998年以降、警察学校の生徒に対して、卒業前の1ヵ月間にわたり、女性、子ども、社会問題、社会活動に関する訓練および視察を実施している。

3. キャンペーン

過去20年間に女性に対する暴力と家庭内暴力に対処するために、さまざまな種類およびレベルのキャンペーンが組織された。

3.1 政策、仕組みおよび女性に対して不公正で偏向した法律や規則の改善に関するキャンペー

ーン

こうしたキャンペーンのほとんどは女性、子ども、人権のネットワークが、女性問題国家委員会室(NCWA)などの政府の関連機関と協力して実施したものである。以下にキャンペーンの実例を示しておく。

- ・性犯罪(夫婦間レイプなど)に関する法律の定義と保護拡大のためのキャンペーン
- ・女性に対する暴力や家庭内暴力のケースにおいて女性や子どもにより良いサービスを提供

するために、警察署に女性捜査官を任命するためのキャンペーン

- ・最近のキャンペーンの成功例として、1997年憲法に暴力からの女性と子どもの保護を盛り込むためのキャンペーンがある。

3.2 地域におけるキャンペーン

いくつかの女性団体は、女性に関する権利や法律、ジェンダー、女性のケースの通報と受理を含む VAW(および DV)ボランティア・プログラムに関する訓練を提供することによって、女性および草の根の女性団体の強化およびエンパワメントを支援している。女性たちが自分の地域において支援を提供できるように、彼らに対して女性の権利に関する弁護士補助員訓練が組織された。

3.3 VAW(および DV)に関する社会意識を向上させるためのキャンペーン

女性団体は、ジェンダーに基づく暴力に関する社会意識の向上のために、さまざまな機会を提供してきた。女性に対する暴力廃止国際デーもその一つである。1996年には、私も委員を務めるこの国際デー・キャンペーン特別作業グループが結成された。女性捜査官の増員、性的暴力を受けた女性と子どものための特別調査室、立ち寄りサービス・センター、病院の緊急治療室での VAW および DV の生存者に必要なあらゆる手続きを調整する 24 時間稼働のセンターなど、特に法律手続きを含む諸問題に対処する政策や措置を政府や関係機関に提起してきた。

4. 記録と研究

一般大衆のためのキャンペーンや教育を援助するために、カウンセリング・ケースの統計、新聞からの性的暴力と DV の統計など、VAW と DV の問題に関する情報や研究がまとめられ、記録されてきた。

5. 普及と出版

一般大衆の意識向上やキャンペーンを援助するために、ニュースレター(タイ語と英語)、書籍、ファクト・シート、記事、新聞発表、請願など、VAW および DV に関するさまざまな情報が作成・出版され、配布されてきた。

キャンペーンをはじめとするあらゆる活動の努力が実を結び、以下の成果がもたらされた。

A. 政府の政策および仕組みへの影響

- 1) 新しい 1997 年憲法に暴力からの女性と子どもの保護が盛り込まれたこと
- 2) 第 8 回国家経済社会発展計画(1997~2001 年)のあらゆるレベルに暴力からの女性と子どもの保護が盛り込まれたこと

- 3) 11月の1カ月間のキャンペーンを含むVAWに関する1999年国家政策と計画案
 - 4) 1995年にバンコクの3つの警察署に15人の女性捜査官が任命され、1999年には、チャオブリ東部州のパタヤおよびチェンマイ北部州の警察署を含む警察署に31人の女性捜査官が加えられたこと
 - 5) 1999年に、バンコク市(BMA)は政府のVAWキャンペーンを支援して、バンコク市の医療事務所の子どもと女性の権利保護センターを監督するための「子どもと女性の権利保護センター実施委員会」を設置した。現在、医科大学とバンコク私立病院に7つのセンターがある。
- B. 苦境にある女性と女性グループのエンパワメントと強化
- 苦境にあつた女性が力を与えられ、自分の意志で立ち上がり、女性団体や自宅において、あるいは地域で自分が所属するグループのために、VAWおよびDVに関するカウンセリングその他の支援を提供する助けをしている。
- C. 教育機関、政府、関係NGOにおいてVAWおよびDVに関する研究や統計が多く行われるようになった。
- D. メディアが、VAWおよびDVを含む女性問題をより多く取り上げるようになった。

しかし、裁判手続き、法施行の問題、捜査官およびその他の裁判当局者の態度、女性および子どもをVAWおよびDVから保護するための法律や政策への女性のアクセスなど、多くの問題が依然として広範囲に見られ、女性の権利と正義を求める闘いにおいて女性の障害となっている。

NGOや女性団体にもいくつかの限界や弱点がある。私の考えでは、それらは依然として女性問題の差し迫った危機に集中している。私は、以下の点を提言しておきたい。

短期的解決

- a) 女性に保護を提供したり、加害者や青年、学生に対して教育プログラムやカウンセリングなどの救済措置を提供したり、危機にある女性に経済的財政的援助を提供するため、DVを含むさまざまなVAWに対処するVAWに関する特別法現在のところ、われわれにはVAWに関する特別法がないので、女性および子どもをVAWおよびDVから保護するために、いくつかの法律を改善、施行することを提言すべきである。

長期的解決

- a) VAWおよびDVを含むジェンダーに関する問題に眼目を置いた人権および女性の権利の教育を提唱するVAWおよびDVと闘う際に、女性団体および地域社会のエンパワメントを支援する。

子どもの虐待との関連性：女性と子どもの人権を考えるために

入澤 啓子
英国ブリストル大学研究生

私の研究主題は子どもの虐待であり、目下、日本の子どもの虐待に対する理解には文化的通念が影響しているのではないかという事を問う論文を執筆中である。その研究の一環として、①子どもの人権・②子ども虐待・③ドメスティックバイオレンスと共に暮らす子どもたちに向けられる間接的虐待の三点の関連性についても考慮するようになった。

序

一般的に、ドメスティック・バイオレンスはパートナー間の虐待または配偶者に対する暴行や虐待を指し、結婚の有無、生活アレンジメント、性的適応（同性愛好者など）に関わらず、親密な関係にある大人の間で起こる暴力と定義される。¹ 日本では、子どもの虐待を併発するドメスティック・バイオレンスは子ども虐待の原因の一つとして議論されてこなかった。これは、日本の現在の状況では、家庭内で起こる女性に対する男性の暴力でさえ人前で公然と話されていないからであろう。

仮に男性が公の場で女性に暴行を働いたとしたら、当然これは犯罪になる。警察はこの件を調査するであろう。また女性被害者にはもし必要であればこの件を法廷に持ち込む権利がある。しかしながら、家庭内で起こる男性の暴力が心配の種であると立証するのは非常に困難である。熊谷（1996）が指摘するように「私的な問題を公に露出するということは日本の伝統とは随分かけ離れており、家庭の問題は家庭内に納めるということは美德とみなされる。」² これは子どもが両親のものであると同様に妻は夫のものであるという信条によるのかもしれない。「子どもの福祉とは一般に公共の範囲と個人の範囲の間の区別に対しての尊重が伴われる曖昧な分野である。我々の社会では子どもたちは両親の「所有物」—特に、父親に所有され母親から奉仕される—としてみられがちである。そして、“家族”的”レトリックが子どもたちに起こることを私的な問題としてしまうのである。」³ ドメスティック・バイオレンスと共に生活している子どもたちは、殆どがこれを否定的かつ対外的な副

¹ Kaplan, S.他（編） Family Violence: A Clinical and Legal Guide 1996年 American Psychiatric Press、139頁

² Kumagai, F. Unmasking Japan Today 1996年 Praeger、85頁

³ Muncie, J. 他（編） Understanding the Family 1995年 SAGE、320頁

産物として経験する。例えば、両親の間の喧嘩や暴力を目撃する事は子どもたちにとって辛い経験である。たとえこれが子どもの全人生においてほんの数回の出来事だとしても、これらの記憶は長期に渡って子どもたちに残る。更に、もしこれが家庭内で殆ど毎日起きているとしたら、暴力を目撃する事は子どもの成人期にまで及ぶ心理的打撃を引き起こすといえるであろう。⁴ しかしながら、一般に子どもの虐待の定義は両親の暴力が子どもに与えるストレスとプレッシャーを除外している。

ドメスティック・バイオレンスが子どもに与える影響

仮に「伝統的に受け入れられてきた」振る舞いや行動が虐待とは何かの定義を不明瞭にしているのであれば、子どもの虐待とドメスティック・バイオレンスの関係性を認識する事は非常に難しいであろう。子どもの虐待の認識における論争や相違は Hooper によっても指摘されている。「子どもたちと女性たちはそのような定義に関して比較的僅かな影響力を持っているにすぎず、しばしば男性が犯した虐待の責任を負わされる。」⁵ 「誰による虐待か」と「誰の責任か」という問題は、ある型にはまつた特徴を子どもと女性に当てはめる伝統的な社会の態度が存続する事によって蔑ろにされる傾向にあるかもしれない。1997年8月に東京都児童相談センターで実地調査をしていた時、児童福祉司(女性)とのインタビューで、私は彼女に「ドメスティック・バイオレンスと共に暮らしている子どもに‘非直接的虐待’が行われる場合がありますか。」と子ども虐待の定義とは別に質問してみたのだが、彼女の答えは「そういうのはどこにでもあることですからね、だって家庭内で男性が暴力を振るうのは日本では昔からよくあることだから」であった。彼女の回答はまるでそのことはさして重要な問題ではないとでもいうようであった。

家庭内での男性の暴力は他国同様日本でもよくあることかもしれない。しかし、これが‘よくあること’であるからといって、社会は両親の間に入つて日々暴力の恐怖に苦しんでいる子どもを放つておいていいのだということにはならない。

「ドメスティック・バイオレンス事件で子どもたちが受ける攻撃や妊娠中の女性が受ける攻撃は、女性と子どもの虐待が込み入つて絡み合わされる過程の具体例を構成する。加えて、暴力的男性はパートナーとの関係がある間も別れてからも、パートナーを操り、支配し、身体的に虐待するための媒介物として子どもたちを頻繁に利用また虐待する。…そして、男性は母親を虐待するための媒介物として子どもたちを利用するように、子どもたちとの接触を得かつ虐待する目的で母親を虐待するかもしれない。たとえば、ス

⁴ Black, C. It will not happen to me 1981年 Seishin syobo

⁵ Hooper, C. Mother Surviving Child Sexual Abuse 1992年 Tavistock/Routledge、1頁

トラスクライト州における子どもの性的虐待の研究は、男性が性的虐待を隠すために母親を虐待する証拠を発見した。母親を孤立させるか、さもなければ無能にすることによって、母親は子どもにとっての救いにならなくなるのである(Forman,n.d. 30 頁)。」⁶

Keplan(他)は、また、ドメスティック・バイオレンスは両親のアルコール依存症や頻繁な親子の別離があるので、子どもに対する心理的怠慢を伴うとも述べている。更に、ドメスティック・バイオレンスを目撃した子どもの、身体的、心理的、かつ行動の機能障害にも言及している。「幼い子どもたちの間で報告された行動の問題点は吃りや学校嫌い、不眠症を含んでいる。不眠症はしばしば激しい恐怖や叫び、夜ベッドに行くのに抵抗するなどを伴って報告されている。」⁷ 同様に、研究者の中にはドメスティック・バイオレンスを夫婦間の虐待的な関係と関連させて検討する者もいる。Kelly(1994)はこの見解をさらに一段階すすめた。

「子どもたちは、男性が全員への若しくは密かにそして母親の虐待と別に、公然の且つ計画的威嚇によって一家を支配する状況において、虐待されているかもしれない。すべての子どもたちは自分達一家の現実とそれが彼等と両親や養育者、兄弟、友人との関係に与える影響の意味を理解し、対処する方法を探し出さなければ行けない。虐待の中での子どもたちの生活と、財産やペット、友人そしておそらく彼等の両親および養育者の片方とのコンタクトを失うことに及ぶそれを終結させるために母親の苦闘の中には、到達するには程遠い結果があるかもしれない。」⁸

そのような暴力的夫婦関係は親としての役割に影響を及ぼしかねないと指摘されるべきである。「パートナーから脅され虐待されている女性の子育て能力は深刻に損なわれかねない。その結果として彼女たちは自分達の子どもの基本的な要求にも応えられないかもしれない。」⁹ 果たしてそしてどれだけの親達がそれらの関連性に気付いているか疑問が残る。

ドメスティック・バイオレンスと子どもの虐待の境界線

男性の女性に対する虐待が子どもたちに与える影響を考察することに対しては強い反論が唱えら

⁶ Morley, R and Mullender, A. (編) Children Living with Domestic Violence 1994 年 Whithing&Birch Ltd. 33 頁

⁷ Lystad, M., Rice, M., Kaplan, S. Family Violence – A clinical and legal guide 1996 年 American Psychiatric Press. 149 頁

⁸ Kelly, L. The Interconnectedness of Domestic Violence and Child Abuse: Challenges for research, Policy and Practice 1994 年、44 頁

⁹ Hendry, E.B. "Children and Domestic Violence : A Training Imperative" in Child Abuse Review Vol. 7 1998 年、129 頁

れるであろう。たとえば、通常、ドメスティック・バイオレンスを考えるということは虐待されている子どもではなく虐待されている女性をどうやって助けるかであると明白に意味している。おそらく、ドメスティック・バイオレンスについて語る段階で子どもの虐待の問題について議論することは役に立たないというのが共通の見解である。だが、私が 1997 年 8 月に日本の神奈川県にある児童相談所で行ったストラクチャー・インタビューによれば、何人かの社会福祉司が子どもの虐待とドメスティック・バイオレンスとの関連を指摘した。ここで総ての質問を要約することは避けるが、なぜ子どもの虐待が起こると思いますかという質問に対する回答を一つ引用しよう。

「それは夫婦関係のせいでしょうね、それと親子関係にもよりますが。多くの場合、双方がケースに関係しているんですよね。主な虐待者がひとりだけっていうケースは多いですよ。だけれども、その片方が止めることが出来ないんですね。父親か継父が加害者で母親は父親を止めることができないっていうのが一番多いですね。…こうなると私の推察でしかないけれども、多分、虐待っていうのは母親が結婚を維持させたいっていう意志が強かったり母親が自分の結婚関係のほうを優先させるときに起こるんじゃないですかね。たとえば、もし、母親が母子関係のほうを優先させるんなら、まずそこから逃げ出すと思うんですよね。本当なら母親は子どもの安全を確保することを選ぶはずだと思うんですが、たいした努力もせずにとどまってしまっている。… 暴力っていうのはまた関係の一部ですからね。よくわかりませんが、おそらくですよ、妻としての自分の地位の方が大事で、自分の子どものことよりも自分の社会的地位のほうが気にかかるんでしょうね。」（社会福祉司・男性）

更に、1997 年 11 月から 12 月の間に英国ブリストル大学を通して選ばれた英国のソーシャル・ワーカーとカウンセラーに郵送によるアンケートを行った結果、幾つか興味深い回答が寄せられた。

“ドメスティック・バイオレンスは子どもの虐待とは異なるのか”

L カウンセラー（女性）は「違わない。子どもを傷つける。」と回答した。J ソーシャル・ワーカー（男性）は「ドメスティック・バイオレンスは子どもの虐待と関連している。ードメスティック・バイオレンスの環境に生活する若しくはそれを目撃する子どもは皆この経験から不利なそして何か恐ろしい形で影響を及ぼされている。」

“暴力の実際的定義を試すためのケース：これはドメスティック・バイオレンスの例です—父親は母親と子どもをむごい扱い方をします。子どもは罵詈雑言を耳にしたり流血を目にする为了避免られません。 加えて、母親は、自分の夫が恐いからといって、いつも子どもに自分を父親から守ってく

れるよう頼みます。A)このようなケースを扱った事はありますか？B)あなたのお仕事でよく目にしますか？C)このケースを子どもの虐待と定義しますか？①理由一もしくはこのケースを暴力と定義しますか？”

Iソーシャル・ワーカー(女性)はA)に関しては、このようなケースを実際に扱った(担当した)事はなく、B)に関しては、これは彼女の仕事ではよく目にする事で、また、「ドメスティック・バイオレンス自体とてもよくある事」だと回答した。C)に関しては、これを子どもの虐待の一形態と定義すると答えた。理由としては「ドメスティック・バイオレンスと子どもに対する虐待の間には強い関連性があると思う。それに、私が思うに、ここに描かれた振る舞いというのは子どもに関わる短期から長期に渡る情緒的なコストを伴う心理的虐待でもある。」また、これはパートナーに対する暴力でもあると回答している。一方、J ソーシャル・ワーカー(男性)は、A)このようなケースを扱った事があり、B)(こういうケースは実際)起きていると回答した。C)に関しては子どもの虐待だと思うと答え、その理由として「子どもは暴力を体験しているし、こんな形で母親を守らなくていけないというのは適切でない。」としている。彼はまたこのケースを暴力と定義し、「直接的暴力」と回答している。

私のフィールドワークはエクスプロレーター・リサーチの域に留まるが、回答はドメスティック・バイオレンスの問題から子どもの虐待を完全に切り離すのは無意味であるかもしれない示唆している。問題の定義をせばめるのは常にリスクを伴う。ドメスティック・バイオレンスに関する法律と専門的実践が子どもたちをさらなる虐待から守ることもあるかもしれないのだ。

結論

男性が家庭内で女性の人権を蹂躪するときは、同時に子どもも虐待している可能性は高いということは言及されてしかるべきであろう。ドメスティック・バイオレンスの防止策を講じる過程において、子どもたちの安全も考慮されるべきである。私の意見は理論的であるがゆえに役立たずであると批判されるかもしれないが、沢山の虐待された女性がシェルターや法律、また暴力的な男性から彼女たちを救うための機関を知りながらも利用したがらないのには何か理由があるはずである。その上、日本における社会政策の欠落は家族というものに対する社会的態度が男性中心である事を指し示している。つまり、問題の根元の一つは社会通念である。

実践的なサポートを提供する事は言うまでもなく重要であり、ドメスティック・バイオレンスに取り組むための主軸になるであろう。それでもなお、虐待されている女性の意識が文化的通念・社会通念や道徳観念に囚われている以上、専門的な実践は彼女たちには届かないと言えよう。

ドメスティック・バイオレンス根絶のために

房野 桂

国際婦人年連絡会国際部

はじめに

ドメスティック・バイオレンスの苦しみに耐えている日本の女性に私はこう言いたい。「あなたが悪いのではない！」

1995 年に行われたある調査¹によれば、304 名の虐待を受けている女性のうち 199 名が 10 年以上も暴力に耐えていた。5 年から 10 年耐えていた女性が 40 名、3 年から 5 年耐えていた女性が 40 名であった。

女性が虐待するパートナーから逃れられない理由は何であろうか？ 状況的要因には以下のものが挙げられる。

1. 自分や子どもにさらに身体的危険が加えられるという恐れ
2. 子どもに与える精神的害悪
3. 移り住む手頃な家賃の住居の欠如
4. 職業技術の欠如
5. 家族や友人または地域社会からの支援を受けられずに孤立する
6. 別の生き方に関する情報の欠如
7. 文化的・宗教的拘束
8. 報復の恐れ

精神的要因には以下が考えられる。

1. 孤独に対する恐れ
2. 自立する自信のなさと精神的支えの欠如
3. 結婚に失敗したという罪悪感
4. パートナーが独りでは生きられないのではないかという不安
5. パートナーの人柄が変わり、暴力は止むであろうという信念
6. 人生の重要な変化に対する不安と恐れ

¹ Yokohama Women's Association for Communication and Networking. Yokohama Women's Forum. No.7. 5 頁、1996 年。

日本の女性にとって一番大きな障害となる要因は、「結婚に失敗したという罪悪感」と「子どもに与える精神的害悪」である。

1. 離婚観

1998年に総務庁が行った調査によれば、²「一旦結婚したらいかなる理由があっても離婚すべきではない」と考えている人々の割合はフィリピンと韓国で高い。フィリピンでは、37%の女性と40.8%の男性がそのように考えており、韓国では19.9%の女性と39.1%の男性がそのように考えている。日本での割合は女性6.5%、男性13.3%である。

離婚観

		離婚はするべきではない	子どもがなければ離婚してもよい	子どものみなしに離婚してもよい	愛がなければ離婚するべき
日本	女性	6.5	39.3	40.0	11.4
	男性	13.1	36.7	31.9	14.1
英国	女性	7.6	8.4	46.4	33.4
	男性	10.3	9.9	34.2	39.3
合衆国	女性	2.7	13.2	42.4	40.5
	男性	6.4	16.0	43.7	31.8
ドイツ	女性	6.5	15.5	39.3	34.0
	男性	6.6	16.4	38.0	30.4
フランス	女性	5.7	13.1	44.1	36.7
	男性	6.6	16.4	38.0	36.0
スウェーデン	女性	1.2	3.0	43.7	50.0
	男性	1.8	7.5	44.5	44.3
韓国	女性	19.9	26.5	40.8	11.6
	男性	39.1	21.6	23.7	14.5
フィリピン	女性	37.0	20.7	27.3	14.5
	男性	40.8	25.4	21.4	12.2
タイ	女性	17.8	21.1	14.3	46.4
	男性	23.0	19.3	15.9	40.3
ブラジル	女性	10.8	4.0	21.0	62.5
	男性	11.6	5.8	14.0	66.3
ロシア	女性	3.3	18.4	33.1	40.9
	男性	4.8	15.4	27.4	41.1

しかし、「子どもがいるなら離婚するべきではない」と考えている人々の割合は日本で一番高い。

² Office for Gender Equality, Prime Minister's Office. Women in Japan Today. 3頁、2000年。

「子どもがいないなら離婚してよい」と考えている人々の割合も日本が一番高い。韓国では、26.5%の女性と21.6%の男性が、フィリピンでは20.7%の女性と25%の男性がそう考えているが、日本では39.3%の女性と36.7%の男性がそう考えている。

このデータは、「愛がなければ離婚するべき」と考えている人々の割合は日本と韓国が一番低いことも示している。日本ではたった11.4%の女性と14.1%の男性、韓国では11.6%の女性と14.5%の男性がそう考えているが、ブラジルでは62.5%の女性と66.3%の男性、スウェーデンでは50%の女性と44.3%の男性がそう考えている。これは、東アジアの人々は、結婚を個人には崩壊させる権利のない制度とみなしているが、西欧及びラテンアメリカの人々は、結婚を個人の問題とみなしていることを示している。

本年6月18日に、「離婚訴訟増える」、「家庭はどうあるべきか？—子どもの奪い合い」というある地方紙³の見出しが目に入った。その記事によると、殆どの離婚訴訟で夫婦は簡単に離婚に合意するが、問題はどちらが親権を得て、どちらが子どもの養育費を払うかである。

あるケースでは、浪費癖(経済的暴力)を根拠に裁判所から親権を否定された父親が双子の兄弟の養育費の支払いを拒否し、おまけに双子の兄弟の一人を連れて行方不明になった。双子のもう片方は母親と暮らしているが、4歳になるこの双子の兄弟は3年間も別れ別れになってしまったままである。

別のケースでは、4歳になる娘を連れて暴力を振る夫から逃げた妻が、訴訟に勝ち、裁判所は夫に前妻との財産分与のみならず、月に一度娘と会うことを許可するという条件で、娘の養育費の支払いを命じた。この訴訟は2年もかかり、娘はもう6歳になっている。

このように、崩壊した家庭では子どもがいつも犠牲者になると新聞は報じている。この新聞は、子どもを犠牲にするわがままな親を批判している。しかし、子どもは暴力だらけの家庭で果たして幸せであろうか？

新聞の批判は、日本の一般の人々の考え方と一致する。日本の社会は普通離婚した女性には冷たい。ドメスティック・バイオレンスに苦しむ多くの女性が、離婚後の家族、友人または社会の支援の欠如の結果である社会的孤立を恐れるのはこのためである。

2. 経済的障害

女性が暴力的なパートナーと別れることを妨げるもう1つの要因が経済的障害である。「女房の尻にしかれた夫」といった表現は、家庭内で妻が采配を握っている時にその夫をからかうために用いられる。また、「かかあ天下」という表現は、家庭内で采配を握っている妻を非難するために用いられる。

こういった表現は、夫の権利への無条件の服従を伝統的家父長制の下で美德とする考え方を反映

³ 「神奈川新聞」 2000年6月18日、第1面。

している。しかし日本では、一般に財布の紐を握っているのは妻であり、家庭における妻の地位は比較的高いとよく言われる。果たしてこれは本当なのかどうか検討してみたい。

我が国の「民法」は 1947 年に改正されて、家父長制に関連したすべての差別的規定は除去された。旧民法では、妻は、財産の管理・使用及び親権の行使を含めて、生活のあらゆる側面で夫に従わなければならなかつた。新「民法」の下では、夫婦の平等が基本原則として確立された。

しかし、夫婦がそれぞれの姓を名乗ることは禁じられている。夫婦は夫の姓を選ぶべきであるとは規定していないが、90%の女性が夫の家名を名乗ることを強いられている。女性の国会議員達は、「民法」のこの部分を改正しようとしているが、国会に女性議員の数が少ないために成功していない。

「戸籍法」によれば、世帯主は普通男性である。私は現在寡婦であり、独り暮しであるために世帯主である。

もう 1 つの問題は、女性が夫を「主人」と呼ぶ慣行である。「主人」の反対語は「奴隸」であることはだれでも知っている。従って、日本の夫婦の関係は主人と召使の関係であるとしばしば指摘される。

男性は働き、女性は家に留まるというのが日本の定型化した考え方である。日本社会の最小単位は個人ではなく、男性とその妻及び子どもよりなる家庭である。日本にはこの考えを強化する社会制度がたくさんある。例えば、日本の税制によれば、パートタイム労働者として、あるいは不安定労働者として働く妻は、その年収が 103 万円(約 9,700 米ドル)を超えるければ所得税を免除されるし、夫には扶養家族手当が支給される。ある女性は次のように語っている。「私の年収はわずか 130 万円から 140 万円です。それなのに夫は扶養家族のための税の免除も家族手当も断られました。その上、払わなければならない税金も保険の掛け金の額も増えました。103 万円の壁はあまりにも低すぎます。」⁴

もう 1 つの例は、日本の社会保障制度である。サラリーマンの妻は、掛け金を支払わなくても年金を受ける資格がある。夫が死亡すれば遺族年金を受ける資格がある。それでは一体だれがサラリーマンの妻が支払うべき掛け金を負担しているのであろうか?「掛け金を負担しているのは働く男女である。

このように、日本の主婦は労働市場で働く意欲を削がれている。その結果、殆どの日本の妻は生計を夫に依存している。これが主人と召使の関係と描写される定型化された夫婦関係を強化している。家庭における夫婦の経済力の不均衡を法律、慣習及び社会的に認められた考えが強化し、女性の自立への障害となるのみならず、ドメスティック・バイオレンスの温床ともなっている。

3. 暴力の形態

⁴ 1999 年かながわ女性会議労働研究会が行った不安定雇用に関するアンケート調査の回答。

夫からの暴力調査研究会によれば、暴力の形態は 2 つのカテゴリーに分類できる。⁵ つまり、①身体的暴力と②非身体的暴力である。身体的暴力を表とするなら、非身体的暴力は裏ということになろう。表と裏はお互いに強化し合い、女性の生活をコントロールする。どのような形態の身体的暴力が女性に振られるかに関しては、次ページの表を参照されたい。⁶

非身体的暴力には、女性の外出、友人や親戚に会うことまたは電話をかけることを制限または禁じる社会的隔離、言葉の暴力を含む心理的暴力、雇用を妨げたり、仕事を辞めさせたり、生活費を渡さないといった経済的暴力、夫婦間レイプや避妊法の拒否を含む性暴力、子どもへの暴力や子どもの存在を利用するあらゆる形態の服従を含む子どもの利用、脅しまだ強制、男の特権の主張、女性に加えられた暴力を最小に評価したりその責任を女性のせいにする過少評価が含まれる。

身体的暴力

N=467

	数	%
顔や身体を平手打ちされたり、げんこつで殴られた	398	85.2
足だけられたり、突きとばされた	315	67.5
胸ぐらや、肩をつかまれたり、腕をつかんでねじりあげられた	264	56.6
物を投げつけられた	262	56.1
髪の毛をひっぱられたり、つかんでひきずられた、髪の毛を切られた	177	37.9
首をしめられた(しめられそうになった)	146	31.3
バット、ゴルフクラブ、ベルトなどで殴られた	62	13.3
刃物などを突きつけられたり、切られた	61	13.1
タバコの火を押しつけられた	24	5.1
その他	70	15.0

4. これまで最も深刻だった身体的暴力の引きがねとなったもの、及びその結果としての怪我の内容

⁵ 夫からの暴力調査研究会、「ドメスティック・バイオレンス夫からの暴力をなくすために」14~18 頁、有斐閣、1998 年。

⁶ 同上、30 頁。

夫からの暴力調査研究会は、最も深刻な暴力の引きがねとなったものは何かについても調査を行った。その結果は次頁の通りである。⁷

46名の女性が、最も深刻な暴力の引きがねとなったものは夫の性格異常または育ちだと答えた。

1995年に、私が所属するかながわ女性会議の会員は、学生、教師、公務員、会社員、自営業者、専門家等を組む男性からアンケート調査を通して情報を得た。配布した900部のアンケート中600の回答が寄せられた。回答率は67%であった。⁸

この調査でわかったことは、子ども時代に暴力を受けた人達は、自分の家族やその他密接な関係にある人たちに向かって暴力的になる傾向があるということである。親の愛情なしに、満たされない欲望を抱いて育った人達、差別され、抑圧されてきた人々は、しばしばよい人間関係を築くことができず、他人に暴力を振るう傾向にある。

これまで最も深刻だった暴力の原因

N=463

	数	%
私のしたことや言ったことが気に入らない	387	83.6
相手がイライラしていた・仕事などで疲れていた	221	47.4
夫(男)としての権威を傷つけられた・「主人」の権威を示したかったから	206	44.5
相手が酔っていたから	145	31.3
セックスを拒否したから	129	27.9
私が他の男に好意を持ったり、つきあつたりしたから・またはそうではないかと疑って	92	19.9
私の関心が子どもや仕事にばかりあると不満に思っていたから	82	17.7
愛情表現が不器用なため	51	11.0
わからない	49	10.6
その他	124	26.8

暴力による怪我の内容

N=285

	数	%
あざ・打ち身など	186	64.9

⁷ 同上、77頁。

⁸ かながわ女性会議、1995年北京NGOフォーラムでの報告。

裂傷・切傷	57	20.0
骨折など骨の損傷	44	15.4
耳部損傷	28	9.8
ねんざなど	25	8.8
あざや内出血を伴わない痛みなど	24	8.4
眼部損傷	14	4.9
歯が折れた・欠けた	14	4.9
鼻出血	9	3.2
首や背骨などの神経損傷	3	1.1
失神・気を失った	3	1.1
火傷	2	0.7
その他	17	6.0

夫からの暴力調査研究会は、暴力による怪我の内容も明らかにした。⁹

夫婦間の問題に干渉するのは賢明でないということがしばしば言われる。従って、警察はこれまでドメスティック・バイオレンスには無関心であった。警察官の態度は最近ある程度改善されたが、まだ十分とは言えない。その結果、警察庁によれば、¹⁰1995 年には 130 人の女性がパートナーによって殺されている。

5. 暴力のサイクル

パートナーに対して暴力を振る男性はいつも暴力的であるとは限らない。実際自分の暴力に対して悔恨の気持を示したり、違った人間になると約束するかも知れない。パートナーは理解を示してそのような変化を期待する。二人の関係には恐らくよい時期(ハネムーンのような時期)、悪い時期(激しい暴力の時期)、中間の時期(緊張が高まつてくる時期)というサイクルが含まれる。¹¹

ハネムーンのような時期は、比較的穏やかな時期で、男性は一時的に自分を抑制するを感じ、恥ずかしさと罪の意識をもち、自分の行為を怖く思う。彼は虐待を否定し、これを過少評価し、彼女が警察や裁判所を巻き込むのではないかと恐れる。もう 2 度としないと約束し、再び自分を抑制できるのだから彼女を殴らなくてもいいのだと信じるかも知れない。彼は苦しみを逃るために酒を飲んだり薬を飲んだりするかも知れない。

この時期女性の方は虐待を逃れたいと思うが出て行くことには罪を感じる。相手の約束を信じたいし、意氣消沈し頼りなく感じる。騙されたような気持ちになり、パートナーをジキル博士のように見る。

⁹ 夫からの暴力調査研究会、前掲、51 頁。

¹⁰ 神奈川県立かながわ女性センター、「女性への暴力」に関する調査研究報告書、13 頁、1999 年。

¹¹ アナポリス YWCA 女性センターちらし、1996 年。

緊張が高まつてくる時期は、口論と脅しの時期である。男性は人間ではないもののような気持ちになり、自分が傷つき、挫折し、失望していることを否定する。不安定で、抑えつけられ、嫉妬し、疑っているようにも感じる。まるで岩と堅い場所との間にはまったように、自分自身の家の中で無力感を感じる。裁判所の犠牲になったと感じ、相手がもつといい気分にさせてくれるべきだと思う。緊張をほぐすために酒を飲む。

女性の方はすることなすことすべてが相手の気に入らず、薄くて碎けやすい物の上を歩いているように感じる。相手が自分を信じてくれないこと、約束を守らないことに腹を立てる。次の殴打を防ぐことに無力感を感じる。

激しい暴力の時期は、殴打、首しめ、げんこつ、刃物の使用の時期である。男性は抑制力を失つたと感じ、自分の男らしさを証明したいと思う。相手をコントロールし、抑えつけ、自分の気分をよくしなかつたことで罰したいと思う。過度の薬や酒が暴力的になる言い訳としても用いられる。自分は問題を解決したという気持ちになる。

女性の方は怯え、不当にも自分自身を責める。恥ずかしく、面目ない気持ちになる。傷つき、ショックを受け、品位を落とされ、腹立たしく思う。相手をハイド氏のようにみなす。

この暴力的関係が長く続ければ続くほど、サイクルは速く回転し、暴力はエスカレートして行く。ただ暴力に耐えるだけでは問題は解決しない。

6. ドメスティック・バイオレンスをどうやって根絶するか

(1) 法律上・立法上の措置

ドメスティックバイオレンスを根絶するために、最も緊急で効果的な措置は法律の確立である。本年6月にニューヨークで開催された第23回国連特別総会で採択された成果文書は、次のように述べている。¹² 「夫婦間レイプ及び女性と女児の性的虐待を含むあらゆる形態のドメスティック・バイオレンスに関連した犯罪問題を扱う法律の確立及び/または適切なメカニズムの強化を行い、そのような事件が速やかに裁判にかけられることを保障すること。」

日本では、「刑法」の規定がドメスティック・バイオレンスに適切に適用されておらず、¹³ ドメスティック・バイオレンスを容赦するか、女性を保護することができないでいる。「法律は私的領域に干渉するべきではない」というのが一般的な考え方である。これは、妻は夫の所有物であるとの古い考え方から来ている。法律は殺人が起つた時にのみ私的領域に介入する。

1994年にはアルゼンチン、カナダのサスカチュワン州、チリ、及びマレーシアが、そして1995年

¹² 国連、「北京宣言と行動綱領」を実施するためのさらなる行動とイニシアティヴ～特別総会本会議で採択された未編集の最終成果文書」パラグラフ103c。

¹³ 夫からの暴力調査研究会、前掲、160~162頁。

にはセント・ルチアが家庭内で起きる暴力に対して保護を提供する法律を可決した。¹⁴ 北京会議以後、多くのラテンアメリカ・カリブ海諸国はドメスティック・バイオレンスから女性を保護するための法律を可決した。つまり、ボリビア(1995年)、コロンビア(1996年)、コスタリカ(1996年)、ドミニカ共和国(1997年)、エクアドル(1995年)、エルサルバドル(1997年)、グアテマラ(1996年)、ホンジュラス(1997年)、ジャマイカ(1995年)、メキシコ(連邦地区、1996年)、ニカラグア(1996年)、パナマ(1995年)、ペルー(1997年)、及びウルグアイ(1995年)である。¹⁵

リプロダクティブ法と政策センターによれば、コロンビアの新法は様々な形態のドメスティック・バイオレンスに対する包括的な取扱いを提供せよとの憲法の指令を実施するものである。この法律は、家族に対する身体的、心理的または性的虐待は犯罪であると規定している。さらに、この法律は、「コロンビア家族福祉研究所」に、ドメスティック・バイオレンスを防止する活動を研究し推進する「家族防止協議会」を設立するためのプログラムを開発する権限を与えていた。さらに、「国内開発計画」が、政府はこの問題を扱う法律施行者と司法関係者の訓練を改善しなければならないと規定している。1997年以来、「女性のための平等庁」が「性暴力の犠牲者そのための手続きの改正」に関する特別委員会の調整を行っている。この特別委員会の主たる目標は、ドメスティック・バイオレンス事件に責任を有する機関を統合し、調整することによって、ドメスティック・バイオレンス虐待犠牲者への保護と支援を改善することである。

韓国は、1997年にドメスティック・バイオレンスに対する法律を可決し、¹⁶ トルコは¹⁷ 1998年に、女性運動家の長年にわたるロビー活動の結果、議会がドメスティック・ヴィオレンスを受けているいかなる家族の構成員も暴力の加害者に対して保護命令を申請することが認められるドメスティック・バイオレンス法を承認した。保護命令は、暴力的な家族構成員に、すべての脅迫行為をやめ、家族の居所を離れ、警察に武器を引き渡すよう指示することができる。命令は、虐待者に家族の居所または職場に近づくこと、家族の持ち物を壊すこと、コミュニケーションの手段を用いて困らせること、またはアルコールまたはその他の興奮剤の影響下にある間は共有の居所に入るまたは居所でそのような興奮剤を使用することを止めるよう指示することもできる。

今、我々には情報を与えてくれるよい実例がたくさんある。できるだけ速くドメスティック・バイオレンス禁止法を制定しなければならない。

(2) シェルターへの支援

神奈川県立かながわ女性センターが1982年に設立された時、公的シェルターが県民の要求で

¹⁴ Reed Boland. Promoting Reproductive Rights: A Global Mandate. 39頁、リプロダクティブ法と政策センター、1997年。

¹⁵ リプロダクティブ法と政策センター、Reproductive Rights 2000: Moving Forward. 48頁、2000年。

¹⁶ 神奈川県立かながわ女性センター、前掲、126-136頁。

¹⁷ リプロダクティブ法と政策センター、前掲、55頁。

センターの中に設置された。それ以来総計 287 名の虐待を受けた女性が子ども連れてシェルターに避難した。神奈川県には 4 つの公的シェルターと 4 つの民間シェルターがある。

これらシェルターの目的は、女性に緊急の救援を提供し、その精神的・身体的傷害を癒し、徐々に自立に向かうのを助けることである。しかし、これらシェルターの財政状況は大変に厳しく、全部がスタッフ不足に苦しんでいる。従ってこれらシェルターの規模は大変に小さい。¹⁸ 例えば、神奈川県立かながわ女性センターも川崎市ヒルズすえなが(公的)も入所定員数はたったの 2 世帯である。

横浜市にある民間シェルター、かながわ・女のスペース“みずら”、女の家“サーラー”及びカサ・デ・サンタマリアの入所定員数は、それぞれ 8 名、10 名、3 世帯である。県立婦人相談所のみが入所定員 30 名である。

県立婦人相談所は、「売春防止法」に基づいて 1955 年に設立され、その元の目的は違法な売春を犯したまたは関る可能性のある女性の保護とリハビリテーションを提供することであった。ここが比較的入所定員数が多いのはこのためである。

シェルターが提供する支援には、食物、衣類、外国人女性のための移民手続きの支援、産前産後のケア及びその他の医療支援、裁判になった場合の法的支援、保育及び職探しの援助である。

¹⁹

現在、シェルターのスタッフは虐待を受けた女性の直接のニーズに応えるのが精一杯という忙しさであるが、これら女性は財政的にも社会的にも不利な立場にあるので、彼らをエンパワーし、シェルターを出た後で独立できるような訓練を提供することが必要である。

しかし、財政的困難とシェルター・スタッフの不足のために、これら女性たちに質の高いケアと訓練を提供することが妨げられている。施設の拡充のみならず、スタッフの増員、資金の割り当て及び職業訓練が現在シェルターが緊急に必要としているものである。

(3) 暴力男性のメンタル・ケア

国連特別総会の成果文書は次のように述べている。²⁰ 「執拗なジェンダー定型化が父親としての男性労働者の地位の低さと男性が仕事と家庭責任を両立させることへの奨励の不十分さにつながっている。」家庭における男性の地位の低さは、暴力の引きがねとなる要因の 1 つである。成果文書は、男性が仕事と家庭責任とを両立させることを奨励するような家庭に優しい政策を要請している。

¹⁸ 神奈川県立かながわ女性センター、前掲、57 頁。

¹⁹ Yokohama Women's Association for Communication and Networking、前掲、3 頁。

²⁰ 国連、前掲、パラグラフ 15。

アルコール、麻薬及び賭け事や借金を含む浪費癖が、暴力の引きがねとなるもう1つの要因である。県立婦人相談所によれば、²¹ 暴力の22.8%が口論を引きがねとし、20.3%がアルコール、13.9%が浪費癖を引きがねとしていた。

「暴力のサイクル」が示すように、ドメスティック・バイオレンスは、悪癖や生活におけるストレスのみならず、精神的不健康も引きがねとなる。暴力的な状況が再び起こることを防ぎ、暴力的男性を復帰させるためには、男性に暴力行為を改めさせ、暴力を使わずに問題を解決する仕方を学ばせるプログラムの開発が必要である。しかし、男性に自発的にそのようなプログラムに参加することは期待できない。一定期間リハビリテーション講座を受けることを法律によって義務付ける必要がある。

結論

ドメスティック・バイオレンスを根絶する3つの措置を提案したが、それらは、加害者を処罰し女性と子どもを守る法律の制定と施行、シェルターへの支援、そして暴力的男性のためのメンタル・ケアである。

各国政府がNGOと協力して、国連特別総会の成果文書が求めているように、「女性に対する暴力が容赦できないものであること及びその社会的コストについての一般の意識を高めるキャンペーンを奨励し、支援し、男女平等に基づいた健全で釣り合いの取れた関係を推進する防止活動に着手し、」²²、「暴力の犠牲者を扱う警察、検察官、司法関係者を含むすべての行為者にジェンダーに敏感な訓練を施す」²³べきであることは言うまでもない。



²¹ 神奈川県立かながわ女性センター、前掲、59頁。

²² 国連、前掲、パラグラフ130g。

²³ 同上、パラグラフ130f。

シェルターの活動を通して見えてきたこと

前田 照子
シェルター「ミカエラ寮」前寮長

私は 15 年近く、日本の一民間シェルターで働いてきました。この経験を通して日々実感してきたいくつかの点を述べてみたいと思います。

- 1) 日本では、しばらく北京での女性会議以後、女性への暴力、ドメスティック・バイオレンスの問題が取り上げられるようになりましたが、実は 15 年前、いやそれ以前から歴然と夫・内縁関係の男性からのパートナーである女性への暴力は存在していたのです。それが取り上げられなかつたのは、男性上位がむしろ当然と考える社会一般の風潮があり、その事実を見ながらも、それを問題と感じなかつたからです。
- 2) 私たちのシェルターに避難してきた女性たちは、ドメスティック・バイオレンス(夫・パートナーからの暴力)だけでなく、実父あるいは継父から娘への性的虐待、兄・弟から姉妹への暴力、息子から母親への暴力、レイプ等々からの被害者であり、広く男性から女性への暴力と捉えられるものでした。
- 3) 日本では一般に、貧困の女性化と言われるように、女性が経済力をもたないことが多いので、夫から逃れたくても離れられない、夫から遺棄され母子が生活に行き詰まり、シェルターに来るということが頻繁にあります。また、この経済力の無さの故に、シェルターからの自立が大変困難です。
- 4) シェルターの現状について述べますと、1995 年以来、民間の女性たちのボランタリーな活動によってシェルターの数が増えてきましたが、それでも全国で 30 程度です。ですから、数少ないシェルターは常に満員で、必要とする女性が何時でも直ちに受け入れられる訳ではありません。恒常的シェルター不足の状態といえるでしょう。
- 5) そして、これら民間シェルターの抱える問題は、ほとんど全部が財政的に苦しんでいるという

ことです。そのために、専任スタッフがいなかったり、辛うじて専任を置いても、とてもスタッフの養成・研修にまで手がまわらない。それどころか、月々の運営にも四苦八苦しているのが実情で、資金稼ぎに多大のエネルギーを費やしています。

民間シェルターへの公的資金援助は、未だ非常に遅れています。少数の地方自治体が小額の補助金を出していますが、それは未だ一般的なことではありません。補助金を出す法的根拠がないというのが行政サイドの言い訳ですから、私たちは今、女性への暴力禁止の基本法に向けて運動しています。

- 6) 公的シェルターについて言えば、日本には暴力被害女性への専門の公的シェルターは存在しないと言えると思います。現在は売春防止法による婦人相談所の一時保護を転用しているか、或いは児童福祉法による母子生活支援施設を借用しているに過ぎません。ということは、日本の政府には、女性への人権侵害という視点から、被害女性への支援の具体的施策は未だ何もしていないのです。暴力男性を罰することも大切ですが、女性が取り返しのつかない肉体的・精神的被害を負ってからでは遅いのです。まずは何はさておき女性と子どもの身の安全が確保されるべきです。
- 7) 上記のように、対策が遅れていることの原因であり、かつこの問題の根本的解決に繋がると思われることは、日本の男性も女性も共にジェンダーについての認識が遅れていることです。「男だから…、女だから…」の偏見が、そして「DV なんて自分には関係ない」という認識不足が解決を遅らせています。残念なことですが、日本の大学で女性学の講座を設けている大学は多くはありません。男女の共生、共同参画の社会を夢見るなら、男性・女性の双方がジェンダーフリーな、真の人格の尊厳の意識をもつことが第一歩だと思います。それには、教育分野に働きかけることが重要です。
- 8) 最近行われたいいくつかの実態調査(例:総理府や東京都によるもの)からも、また現にシェルターに駆け込んでくる多くの女性・同伴児がいるという事実からも、女性への暴力の事実は明らかで、これに対して、日本政府は対処の基本的姿勢を明確にすべきです。政府の姿勢がハッキリすれば、各地方自治体もそれに倣うでしょう。民間も大いに協力すべきですが、これだけ多くの被暴力女性と子どもたちの命と生活、将来にかかる緊急事態は民間ボランティアの力だけでは護りきれません。と同時に、24 時間のきめ細やかな対応は、いわゆる公務員のお役所仕事でもできないことです。両者の各々の特徴・利点で補い合う公・民のパートナーシップによる協力体制があつてはじめて効果をあげ、真の支援体制が築けると考えます。

日本におけるドメスティック・バイオレンスの取組みと課題

米田眞澄

京都女子大学

はじめに

日本においてドメスティック・バイオレンス(以下、DVという)に関する問題が国レベルで取り上げられるようになったのは、1995年の北京会議以降のことである。北京会議で採択された「行動綱領」は、女性に対する暴力を主要関心領域の一つとして取り上げ、諸国家が当該問題に対して有効な対策を講じるように規定した。これを受けて、1996年に策定された国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」の中で、はじめて女性に対するあらゆる暴力の根絶にむけた取り組みの必要性が確認された。その後、現在までDVの問題は、民間シェルターの設立をはじめとする女性たちの運動によって、TVや新聞でも積極的に取り上げられるようになった。とはいえ、DVという女性に対する暴力が、1993年に国連総会で採択された女性に対する暴力撤廃宣言の前文が示すように、女性が男性に比べて従属的地位に置かされることを余儀なくさせる重大な社会的構造の一つであるという認識は、一般には十分でない。

本稿では、まず、近年日本で、国レベルでDVに対応するためにどのようなことがなされてきたかを簡単に紹介するとともに、そのような国レベルの動きを推進する原動力となっている女性たちの運動にも言及したいと思う。そして、1999年11月に京都市におけるDVに関する意識・実態調査の実施に、質問票の作成から調査の分析、報告書の作成まで関わった経験から、今後の課題について述べることとする。最後に、私の専門である国際人権法による人権の国際的保障という観点からもDV問題について若干の考察をしようと思う。

I 近年の国レベルにおけるDV問題への取組み

先に述べたように、日本は、「行動綱領」をきっかけに1996年に国内行動計画を改定し、はじめて女性に対する暴力について項目を設けた。翌年の1997年6月には、内閣総理大臣から男女共同参画審

議会に対して、女性に対する暴力に關し的確な対応をするための基本的方策について諮問がなされ、同審議会に女性に対する暴力部会が設置された。同暴力部会は、調査審議を重ね、1998年10月に「男女共同参画審議会女性に対する暴力部会の中間取りまとめ」を公表した。さらに審議会は、1999年5月に「女性に対する暴力のない社会を目指して」と題する答申を出し、当面取組むべき課題の一つとして、女性に対する暴力の実態および意識調査の実施を提言した。

これを受け、1999年9月から10月にかけて「男女間における暴力に関する調査」が実施され、その結果2000年2月に公表された。全国調査は、無作為抽出された全国20歳以上の男女4,500人を対象に実施された。これによると、女性回答者の4.6%が命の危険を感じるくらいの暴力を受けた経験があり、4.0%が医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた経験があることが明らかとなった。一方で、身体的暴力を受けた者の4.0%しか公的機関や民間機関に相談しておらず、被害が潜在化していることが明らかとなった。

1999年12月には、警察庁は「女性・子どもを守る施策実施要綱」を示し、「刑罰法令に抵触しない事案についても、警察として積極的に対策を講じる必要がある」とした。これは、ストーカーやDVによる殺人事件を含む女性の被害や子どもの虐待に対して「民事不介入」という立場から従来の警察の対応が不充分であるとの批判に応えたものであった。

2000年4月には、暴力部会が「女性に対する暴力に関する基本的方策についての中間取りまとめ」を公表した。そこでは以下のことが必要であることが指摘された。①被害者からの相談に応じること、②被害者の一時保護、③加害者への刑事的対応、④暴力行為や接近禁止の仮処分などの措置を迅速に講じること、⑤紛争の法的解決のために家庭裁判所による家事審判・家事調停の活用とこれらに関わる手続きなどに関する情報提供、⑥一時保護にあたる機関、警官、司法機関、弁護士など関係機関の連携と連携による効果的な自立支援、⑦意識啓発によって、DVが刑法上の犯罪になることについての認識を国民全体に深めること。

このように1995年以降、国レベルでの動きが活発化していることは注目に値する。これは、1990年代にはいって女性に対する暴力が国際的に重要な課題となつたという国際的な動向もさることながら、日本国内でのDV問題に取組む女性たちの運動が大きな推進力となっているからである。

II 日本における民間シェルターの活動

日本ではじめてDVに関するアンケート調査がなされたのは、1992年である。これを実施したのは、女性のソーシャルワーカー、研究者、弁護士などによって作られた私的な団体である、「夫(恋人)からの暴力」調査研究会であった。同研究会が行った調査は、日本におけるDV被害者の存在を初めて示したのみならず、沈黙を強いられていた被害者自身が自己の体験や思いを語る場を提供することに成功した。

一方、1993年には、DV被害者のためのシェルターが民間の女性たちによって開設され始める。1995年までは全国で10ヶ所にも満たなかった民間シェルターは、その後の5年間で20数カ所にまで増えた。日本においてもシェルター設立運動が大きなうねりとなっていことがわかる。とはいって、まだ民間シェルターがない都道府県の方が圧倒的に多く、その数は足りない。その主要な要因のひとつは、どこからも財政上の支援が得られていないことにある。近年、ここ数年間の精力的な活動が認められて、民間シェルターの運営に必要な経費の一部が地方自治体から助成されるところも出始めではきたが、多くのシェルターが女性たちの無償労働によって成り立っている。一般に日本のNGOは、専従のスタッフを置くこともできないほどの小規模なものがほとんどである。それは、日本が他の先進諸国や国連からの財政援助を受ける立場になく、日本国内においてもNGO活動に資金を提供しようという企業もほとんどないことなどが理由である。民間シェルターの運営は、それを支える会員からの会費と寄付によってまかなわれているところがほとんどであり、立ち上げにあたってはスタッフとなる者たちが最初の運営資金を持ち寄ってシェルターを始めなくてはならず、その後のシェルターの運営も熱意のある女性たちの無償の働きに依存しているという状況にある。

そのようななか、1997年には、民間シェルター間のネットワークの確立を目的として、すでに活動をしているシェルターが集まって「全国女性への暴力・駆け込みシェルターネットワーキング」を結成した。同組織は、98年以降毎年、全国シンポジウムを開催している。これには、これからシェルターを立ち上げようとする女性グループも加わり、会場は常に熱気に満ちている。99年には、DV防止法の制定を一つの大目標として掲げ、シェルター関係者および関係機関を中心にDV防止法に盛り込まれるべき内容についてアンケート調査を実施した。そして、今年2000年に開かれた全国シンポジウムでの分科会においては、DV防止法の骨子となるべき内容についてアンケート調査の結果をもとに報告が行われた。全国シンポジウムにはこの問題に関心のある女性国会議員や男女共同参画審議会の委員も

参加しており、今後はDV防止法の制定運動がシェルターネットワーキングを中心に、女性国會議員を巻き込んで進んでいくことが期待される。

III DV被害女性が直面している諸問題

私は1999年の11月に(財)京都市女性協会が実施したDVに関する市民意識・実態調査に関わった。これは、京都市に住む20歳以上の女性3000人を無作為抽出によって選び、アンケートを郵送し、回答者が記入後返送するというものであった。3000人のうち約1000人がアンケートを返送した。アンケートの質問項目は、DVを受けた経験の有無、受けた暴力の形態、DVの継続機関 DVによる心身の影響、相談の有無、DVを見聞きした経験の有無、DVに対する一般的な認識の程度、DV解決に必要な施策などであり、最後にDVに関する自由記述欄を設けた。このような地方自治体レベルの調査は、1997年に東京都が実施した調査が自治体としては初めてであった。その後、1998年には仙台市が民間委託により調査を実施している。

京都市の調査では有効回答者全体の32.1%が夫または恋人からなんらかの形態の暴力をふるわれた経験があると回答した。経験があると回答した人の36.8%は、殴られたりけられたりあるいは物を投げつけられたり壊されたりした経験があり、12.9%は暴力によってけがをし医者にかかった経験がある。被害者の訴えは切実で、自由記述欄に経験や思いを寄せている。しかしながら、一方で一般的なDVの認識は十分であるとは言えず、回答者の22.2%は「暴力をふるわれる方にも問題がある」と回答しており、5人に1人は被害者側に暴力を誘発させる原因や責任があるという見方をとっている。また、DVについて相談しなかった人が56.6%に上り、相談をした人もその多くは親・きょうだい(77.6%)あるいは友人・知人(51.0%)であり、公的機関への相談は比較的少ない。その理由の一つとして、相談しなかった人の約5人に1人がどこに相談すればいいかわからなかったと回答している。DVの加害者と別れられない理由としては、子どものこと(親権、子どもの意思、環境の変化)が気がかりであるとの回答が58.9%であり、次いで定収入がなく生活していくめどがたたないと回答が48.6%であった。DVの解決に必要な施策としては、被害女性が深夜でも身を寄せられる場所があることが 65.7%で最も多く、次いでDVを取り締まる法律があることが63.9%であった。

京都市の調査によてもDV被害を受けている女性が多いことが明らかとなった。また、これから必要な施策として、一時保護機能のあるシェルターの増設とDV防止法の制定が望まれていることも明らかと

なった。これらの調査結果からだされたニーズは京都市に住む女性特有のニーズではなく、日本で生活する女性一般のニーズであることを確信している。

日本では公的なシェルターとして一時保護機能を有しているのが婦人相談所である。婦人相談所は、1957年に施行された売春防止法に基づいて各都道府県に設置されている施設である。滞在期間は原則2週間以内である。婦人相談所は、元来売春を防止するために売春経験のある者で現実に保護が必要な者、あるいは売春経験はないが現実に売春するおそれのある者を保護するための施設である。しかしながら売春には直接関係のない事情によって保護を求める女性が増加してきたことから、1992年には通達によって、家庭関係の破綻、生活の困窮、被害など売春以外の困難を抱える女性の相談にも応じる姿勢を明確に打ち出している。たとえば、大阪府の婦人相談所では、1998年度における一時保護件数231件のうち119件がDVを主訴とするものであり、DVを原因とする一時保護の利用が過半数を占めている。唯一の公的シェルターとしての婦人相談所の根拠法が売春防止法であることからわかるように、女性のみを対象に公的資源を用いて保護を行うという思想は従来の法制度の中には見られない。女性の人権を確保するための法制度の確立が求められる理由がここにある。

IV 人権の国際的保障に基づくDVの根絶

北京会議以後、日本のDVに対する有効な取組みの必要性は、女性NGOの運動に多くを負いながらも、政府や地方自治体においても認識され始めていることは疑いがない。このような日本のDV対策に大きな影響を与えた「行動綱領」が定める女性に対する暴力についての分析や国家がとるべき措置は、1993年に国連総会で採択された女性に対する暴力撤廃宣言が基礎になっている。女性に対する暴力撤廃宣言は、第1条で女性に対する暴力とは、「性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的もしくは心理的危険または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、またはなるおそれとなるものをいう」として、国家に私的生活で起こる女性に対する暴力を撤廃するための政策をすべての適当な手段により、遅滞なく追及する義務があることを明言している（第4条）。また、同宣言を採択した国連総会は、女性差別撤廃条約の実効的な履行が女性に対する暴力の撤廃に貢献し、同宣言がその過程を補強するものである（前文）との立場に立っている。

DVは家庭という私的生活で起こる女性に対する暴力の典型である。私的生活で起こる人権侵害の圧倒的被害者は女性と子どもである。国連は、1948年の世界人権宣言採択以来、国際人権規約、人種

差別撤廃条約、拷問等禁止条約などを採択し、人権の国際的保障を強化してきた。しかしながら、女性に対する暴力、とりわけ家庭内で起きる女性に対する暴力が、女性が男性と同様にもつ人として当然に認められる権利と自由を侵害する行為であるという認識は十分に育たなかった。家庭の中の出来事は、個人のプライバシーの保護として長らく国家が介入を控えるべき事項とされてきたのである。1990年代に始まる女性に対する暴力撤廃の要求は、その多くが私的領域で生活する女性にとって、公的領域における人権侵害のみを扱ってきた人権の国際的保障という枠組みが女性の人権の確保に有效地に働いていないことを告発するものであった。人権確保における公と私の境界こそが、女性が男性に比べて従属的地位に置かれるることを余儀なくさせる社会構造のひとつなのである。

女性差別撤廃条約は女性に対する暴力撤廃についての明文規定を置いていないが、女性差別撤廃委員会は2度にわたって女性に対する暴力に関する一般的勧告を採択し、女性に対する暴力撤廃義務が女性差別撤廃条約上、締約国に課せられた義務であることを述べている。また、女性に対する暴力の撤廃は女性差別撤廃条約上の義務のみならず、自由権規約と社会権規約をもつ国際人権規約上の義務でもある。自由権規約委員会は、個人通報を審査する中で、1989年に、強制失踪を防止するための効果的な措置をコロンビア政府がとらなかつたことを理由に、生命に対する権利を定めた自由権規約第6条と身体の自由を定めた第9条に違反する旨の見解を採択している。国家には国家が直接個人の人権を侵害しない義務のみならず、個人による人権侵害に対してもそれを防止し、調査し、人権侵害を行った者を処罰すると共に、被害者に対して救済措置を講じる義務がある。国家が負うこのような人権確保義務が、人権の国際的保障という取組みの中でさらに確認され、強化されることが女性の人権確保にとって必要である。

現在では、女性に対する暴力の撤廃について国家がとった措置は、女性差別撤廃条約の報告書審査において必ず委員会から質問される事項となっており、政府報告書に女性に対する暴力についての国家の施策に関する情報を含ませることが求められている。昨年10月には個人通報と調査制度を定めた女性差別撤廃条約の選択議定書が採択されており、人権の国際的保障による女性の人権確保にとって大きな進展となった。北京+5でも大きく取り上げられた女性に対する暴力の撤廃は、今後ますます国際社会全体で取組んでいくべき重要課題となってくるであろう。その過程で、女性に対する暴力撤廃宣言を基礎に、女性に対する暴力の撤廃を明文で国家に義務づける法的拘束力ある国際文書の必要性が高まっていくことが期待される。最も可能性があるのが、女性に対する暴力の撤廃に関する条約を、女性差別撤廃条約の第2選択議定書として採択することではないかと考えている。そのような国際人権条約の採択は、DVを世界から根絶することに大きく貢献すると信じている。

結論

日本では、DVの防止および被害女性の安全確保に向けた具体的施策および法整備は、まさにこれからという段階である。専門会議に集まる他のアジア・太平洋諸国ではDV防止法の制定をはじめ、日本より進んだ立法、政策を有している国がいくつかある。専門家会議では、そのようなDV対策の先進国から多くのことを学べることをおおいに期待している。とりわけ、日本ではDV被害者をはじめとして、全国20数カ所ある民間シェルターやDV被害者のサポートしている女性たちからは、DV防止法の早期制定が強く望まれている。他のアジア・太平洋諸国では、女性たちがどのようにしてDV防止法の制定を成功させたのか、現行のDV防止法の問題点は何か、DV被害者の安全確保と自立支援を目的として、どのような施策がなされているのか、DV根絶と被害者保護のために活動する民間シェルターなどのNGOと行政はどのような協力関係にあるのかについて、他国からの専門家から日本が学ぶことは多い。

そして、アジア・太平洋という地域で女性に対する暴力を撤廃し、そのための国家の施策を推進するような地域的な取組みができないものかと考える。また、国際レベルでの女性に対する暴力の撤廃に有効な人権条約の制定を、アジア・太平洋地域の女性が連帯して進めていくこともできるのではないだろうか。北京会議以後、女性のエンパワーメントが世界中の女性の共通目標となっている。DVは、このエンパワーメントとは正反対の、女性が本来もっている力を根こそぎ奪い取る重大な人権侵害行為である。家庭の中の人権確保が、女性の生存に不可欠であることを多くの女性は経験から知っている。その実現に向けて、私たちはそれぞれの国の実践を報告しあい、有効な戦略を立てることが必要である。





ドメスティック・バイオレンス公開フォーラム

Open Forum on Domestic Violence in the Asia-Pacific Region

ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには
Zero Tolerance for Domestic Violence

DVを根絶するために活躍しているアジア・太平洋地域の
専門家が、具体的な取組みについて報告します。

2000年8月9日（水）18:00-20:30

東京ウイメンズプラザ・ホール

東京都渋谷区神宮前5-53-67

地下鉄銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道駅」B2出口より徒歩7分

Tokyo Women's Plaza, Hall, 5-53-67, Jingumae, Shibuya-ku, Tokyo

参加費無料
Admission free

コーディネーター /Coordinator

有馬 真喜子（ジャーナリスト・アジア女性基金理事）

Makiko Arima (Journalist, Director of the Asian Women's Fund)

ご挨拶 /Speech

竹村 泰子（参議院議員、民主党女性と暴力問題検討チーム座長）、他

Yasuko Takemura (A member of the House of the Councilors)

報告1 /Report 1

基調講演 イムラナ・ジャラール（フィジー、太平洋地域人権教育・DVチーフトレーナー）

Key-note Speech by Ms. Imrana Jalal, Chief Trainer, Pacific Regional Human Rights' Education, Fiji

報告2 /Report 2

アジア・太平洋地域各国からの報告 Country reports by experts from the Asia-Pacific region

インドネシア、オーストラリア、タイ、フィリピン、マレーシアなど

Indonesia, Australia, Thailand, Philippines, Malaysia, etc.

● 通訳あり Interpretation available

● お問い合わせ・お申し込み先 お電話、ファックス、またはE-mailにて

For inquiry and application, please contact the Asian Women's Fund by phone, fax or e-mail.

主催：女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）Asian Women's Fund

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 / 2-17-42, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 107-0052

Tel: 03-3583-9322 Fax: 03-3583-9321 e-mail: dignity@awf.or.jp URL: http://www.awf.or.jp

後援：総理府・外務省

supported by the Ministry of Foreign Affairs and the Prime Minister's Office of Japan

専門家会議参加者リスト

- アベガ・ビショップ（オーストラリア）**
国際女性開発機関事務局長。主にカンボジア、フィリピン、モザンビーク、タンザニアなどの開発途上国における女性の人権擁護や教育プログラムの開発に従事。
- マ・グオ・アン（中華人民共和国）**
北京大学法学博士。現在常盤大学にて調査研究員。専門は犯罪学と犯罪被害者学。
- シャミマ・アリ（フィジー）**
フィジー女性緊急避難センター・コーディネーター
- シャムシア・アチマット（インドネシア）**
APECの女性リーダーネットワーク。1999年にジャカルタで設立された「女性エンパワメントセンター」の実行委員も務める。
- ブルニアンティ（インドネシア）**
女性に対する暴力根絶協会会長。インドネシア大学で犯罪被害者学の主任講師を務める。「家族内における暴力」「インドネシアにおける女性囚」などの調査研究を行う。
- アイビー・ジョシア（マレーシア）**
女性緊急避難センター・事務局長
- ロゼル・リー・リベラ（フィリピン）**
フィリピン大学助教授。フィリピン警察に女性のための窓口を設置するための活動に従事。女性警察官のトレーニングも行う。
- カミナ・グナラトウナ（スリランカ）**
スリランカ公開大学講師
- ピラダ・ソムソワ（タイ）**
チェンマイ大学女性学研究所助教授。専門は法学。女性学世界機関の運営委員も務める。
- ワンニー・ティティプラサート（タイ）**
女性のための研究プロジェクト・コーディネーター
- 有馬 真喜子**
アジア女性基金理事。横浜女性協会理事長。フォーラム横浜館長。UNIFEM国内委員会副委員長。
- 江橋 喬**
法政大学教授
- 石川 結花**
財団法人 アジア・太平洋人権情報センター。DVのネットワーク作りに携わっている。
- 入澤 啓子**
英国ブリストル大学研究生。DVについて被害者の視点を入れた卒論を準備中。
- 大谷 美紀子**
弁護士
- 大西 桑世**
法政大学院生。女性政策で論文準備中。
- 竹村 泰子**
参議院議員。現在、民主党の男女共同参画委員長、女性と暴力問題研究チームの座長を務める。
- 中村 文子**
大阪大学大学院生。DVについて卒論準備中。
- 橋本 ヒロ子**
十文字学園女子大学教授。アジア女性基金運営審議委員。専門は女性政策。ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）事務局で農村都市開発部開発と女性課社会問題担当官を経て1996年より現職。
- 林 陽子**
弁護士。アジア女性基金運営審議委員。弁護士。自由人権協会理事。東京・強姦救援センター発足以来、同センターのアドバイザーを務める。
- 房野 桂**
国際婦人年連絡会国際部担当。前かながわ女性会議代表。
- 前田 照子**
礼拝会日本管区管区長。シェルター「ミカエラ寮」前寮長。約15年間、ミカエラ寮の立ち上げから運営に携わる。
- 米田 眞澄**
京都女子大学講師。専門は国際法。
- 松田 端穂**
アジア女性基金
- 山崎 玲子**
アジア女性基金

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347

Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp